

門川町 都市計画マスタープラン

2025年12月



門川町

KADOGAWA TOWN

門川町都市計画マスタープランの改訂にあたって

本町は、宮崎県北部の豊かな山・川・海を有する町として、これまで「日本一住みよい門川町」をスローガンに、時代の変化に対応した町政を進めてきました。その中で都市計画の分野におきましては、昭和 39 年に日向延岡新産業都市計画区域の指定を受け、東九州の中核を担う宮崎県北部の広域都市圏形成の一端を担う町として、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応を目的とした区域区分（線引き制度）の決定や土地区画整理事業をはじめとした計画的で良好な住宅地整備等の施策を進め、県北地域の良好な居住機能を有するペットタウンとして発展してきました。



今回改訂を行う「門川町都市計画マスタープラン」は、目指すべき将来のまちづくりや都市計画の基本的な考え方を示すもので、町民が実感する「日本一住みよい門川町」を実現するために、2015 年（平成 27 年）3 月に策定されました。

策定から約 10 年が経過し、その間、新型コロナウイルス感染症の拡大、人口減少や少子高齢化の進行、激甚化・頻発化する自然災害、深刻化する地球環境問題など、大きな社会情勢の変化が見られました。

こうした社会情勢の変化、時代の潮流に対応したまちづくりを進めるため、このたび、「門川町都市計画マスタープラン」の改訂を行いました。

今回の改訂では、町の現況や上位関連計画、町民アンケート調査の結果、都市的な問題点・課題を踏まえ、「人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり」、「地域の住民と協力した安心・快適な地域づくり」、「広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり」、「水・緑と共生したまちにやさしい環境づくり」を将来目標に設定し、各分野ごとに具体的な取り組みの整理を行いました。

今後のまちづくりでは、この新たな「門川町都市計画マスタープラン」の実現に向けて、町民の皆様のご協力をいただきながら、各種の施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改訂にあたり様々なご意見をいただいた町民の皆様をはじめ、門川町都市計画審議会の委員の皆様へ厚くお礼を申し上げます。

2025 年（令和 7 年）12 月

門川町長 **山室 浩二**

目次

第1章 はじめに 1

- 1-1. 都市計画マスタープランとは 2
 - (1) 都市計画とは 2
 - (2) 都市計画マスタープランとは 2
- 1-2. 門川町都市計画マスタープランについて 3
 - (1) 改訂の背景と目的 3
 - (2) 都市計画マスタープランの位置づけ 4
- 1-3. 社会情勢の変化・時代の潮流 5

第2章 門川町の現況と課題 7

- 2-1. 門川町の現況 8
 - (1) 自然的条件 8
 - (2) 社会的条件 11
 - (3) 土地利用の状況 27
 - (4) 都市施設・公共交通 41
 - (5) 災害リスク 48
- 2-2. 上位関連計画の把握と整理 54
- 2-3. アンケート調査結果 73
- 2-4. 門川町の都市的な問題点と課題 91

第3章 基本構想 92

■ 3-1. まちづくりの理念・将来目標 93

- (1) まちづくりの理念 93
- (2) まちづくりの将来目標 94
- (3) 将来都市構造 95

■ 3-2. 分野別方針 98

- (1) 都市・地域防災の方針 99
- (2) 土地利用の方針 103
- (3) 道路・公共交通の方針 108
- (4) 公園緑地の方針 112
- (5) その他の公共施設の方針 114
- (6) 市街地整備の方針 116
- (7) 自然環境・都市環境の方針 117
- (8) 都市・地域景観形成の方針 121

■ 3-3. 本町としての優先課題 124

第4章 実現に向けて 128

■ 4-1. みんなでつくる住みよいまちづくりの推進 129

■ 4-2. 実現に向けて 131



第1章

はじめに

- 1-1. 都市計画マスタープランとは
- 1-2. 門川町都市計画マスタープランについて
- 1-3. 社会情勢の変化・時代の潮流



1 - 1 . 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画とは

「都市計画」とは、広い意味では「快適なまちづくりのためのルール」となりますが、一般に行政が「都市計画」として使用する場合、「都市計画法に基づいて決定するまちづくりのためのルール」のことを示します。

都市計画で定める項目や内容は、都市計画法で規定されており、大きく分けて「土地利用に関する計画」「都市施設（道路や公園等）の整備に関する計画」「市街地開発事業に関する計画」の3つで、都市計画区域を主な対象地域として定めます。

土地利用 に関する計画	生活環境や産業活動の利便性の向上、自然環境の保全や景観の保全・創出等を図るため、土地の使い方や建物の建て方について、方針とルールを定めます。 (例：用途地域、特定用途制限地域、地区計画等)
都市施設の整備 に関する計画	道路や公園、下水道等、生活や産業活動を行う上で欠くことのできない都市の基盤を担う施設（都市施設）について、種類や名称、位置、区域、規模、構造等を定めます。
市街地開発事業 に関する計画	道路や公園が足りないまちや建物が密集して危険なまち等について、道路や公園等の公共施設と建物の整備を一体的に行うために、市街地整備とその事業化に関する計画を定めます。 (例：土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業等)

(2) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、平成4年6月の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」に伴い創設された、都市計画法第 18 条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村における都市計画の進め方を示す全体計画です。

都市計画マスタープランでは、住民に最も近い自治体である市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、目指す都市の将来像を示すとともに、都市計画の方針をきめ細かくかつ総合的に定めます。

1-2. 門川町都市計画マスタープランについて

(1) 改訂の背景と目的

平成 27 年 3 月に策定された「門川町都市計画マスタープラン」は、将来像の実現を目指すまちづくりの方針について、町民と行政の協働により、平成 27 年度を基準年次として定められました。また、「門川町都市計画マスタープラン」では、概ね 20 年後の門川町の姿を見据えた計画としていますが、土地利用や施設整備などの施策においては、10 年の計画を定めたものとしています。

計画基準年次（策定年次）の平成 27 年から約 10 年が経過し、全国的に人口減少や少子高齢化が進行、社会経済情勢は大きく変化しつつあります。門川町においても同様に、策定から 10 年が経過した「門川町都市計画マスタープラン」について改訂を行います。

【主な社会情勢の変化】

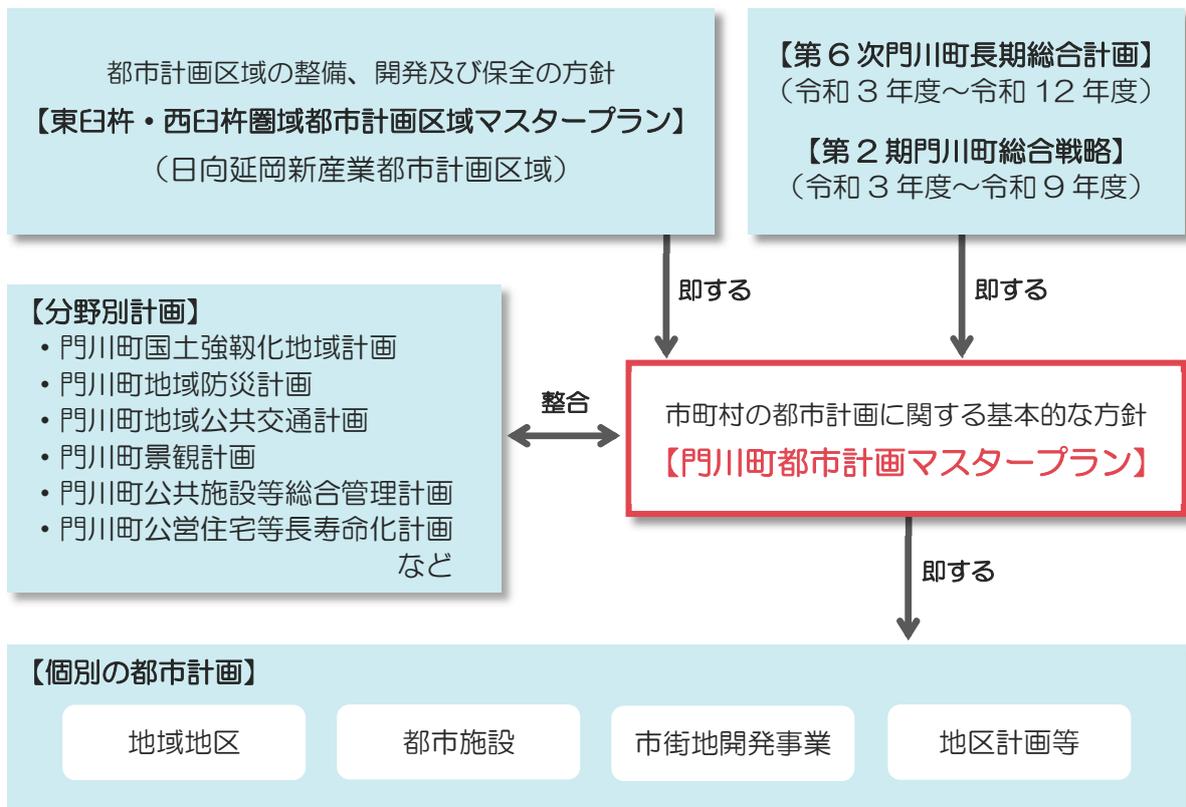
- ◆ 進行する急激な人口減少、少子高齢化への対応
- ◆ 南海トラフ巨大地震や大型台風、豪雨災害等、大規模災害への対応
- ◆ 町内の経済、産業の停滞による地域活力の低下
- ◆ 公民連携・多様な主体による協働



(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、宮崎県が定める「東臼杵・西臼杵圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」や本町が定める「門川町長期総合計画」に即し、関連の各種計画とも整合した計画という位置づけです。策定にあたっては町民の意見も反映し、都市計画の個別事業はこの都市計画マスタープランに沿って進めます。

◆ 都市計画マスタープランの位置づけ ◆



1-3. 社会情勢の変化・時代の潮流

社会情勢の変化、時代の潮流に対応したまちづくりを進めるために以下に概要を整理します。

(1) 人口減少・少子高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果（令和5（2023）年推計）によれば、わが国の総人口は令和12（2030）年には約1億2,012万人、令和22（2040）年には約1億1,284万人まで減少する推計が示されています。

また、合計特別出生率は、令和12（2030）年には約1.32、令和22（2040）年には約1.33になると推計されています。一方で、65歳以上の高齢者の割合は、令和12（2030）年には30.8%、令和22（2040）年には34.8%まで増加する推計が示されています。

人口減少・少子高齢化が進むことで、空き家、空き地等の未利用地の増加や都市の低密度化による生活関連サービス（医療、商業等）の縮小や生産年齢人口の減少に伴う税収減による行政サービス水準の低下、高齢者の増加による社会保障費の増大が危惧されています。

(2) 暮らし方・働き方の多様化

首都圏への一極集中等を背景として大都市圏への人口流出が続くなか、情報技術の高度化や国民の価値観の多様化、グローバル化の進展により、地方移住への意識の高まりが見受けられます。

このことから、多様化する働き方やライフスタイルを実現し、首都圏から地方への人の流れを創出する必要があります。そのため、サテライトオフィスやワーケーション等による職住環境の確保や、各地域の多様性や特色を尊重したゆとりと魅力あるまちづくりが求められています。

(3) 頻発・激甚化する自然災害と迫りくる大規模地震

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっています。

こうしたなか、大規模自然災害時に、重要なインフラがその機能を維持できるよう、平時から必要な備えを行うなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりの需要が高まっており、災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト・ハード対策を適切に組み合わせるなど、効果的に防災・減災対策を推進することが求められています。

（４）社会インフラの老朽化

わが国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後 20 年間で、建設後 50 年以上経過する施設の割合は急激に高くなる見込みであり、このような一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

（５）深刻化する地球環境問題

地域環境を巡る問題は、世界的に問題視されており、「パリ協定」において、平均気温の上昇を抑える世界共通の長期目標が設定されるなど、気候変動を巡る情勢は日々深刻化しています。

我が国においては、令和 32（2050）年までに CO₂（二酸化炭素）排出量の実質ゼロ（脱炭素社会）の実現に向けて取組が上げられています。

また、近年、海に流れ出たプラスチックごみによる生態系への影響が懸念されており、海洋プラスチック対策の動きも加速しています。

このように、地球環境問題を巡る国際的潮流や国の動向は、大きな動きを見せており、環境対策の一層の推進が求められています。

（６）公民連携・多様な主体による協働

これまで行政主体で担っていた公共事業について、多様なニーズへの対応、効率化が求められるなかで、今後の財政状況等を踏まえると行政単独での実施は困難になっています。そのため、これからは公民連携を推進し、サービス水準の向上や効率化が重要となります。

近年では、公民連携の取組として、民間の資金と経営能力・技術力を活用した公共施設の建設や維持管理・運営等を行う PPP/PFI 等の制度活用や、地域が主体となり、まちづくりを行うエリアマネジメント等の実施も進んでいます。

（７）持続可能な開発目標（SDG s）

持続可能な開発目標（SDG s）は、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択された持続可能でより良い世界の実現を令和 12（2030）年にまでに目指す国際目標です。

SDG s は、地球上の「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

我が国では、人口減少・少子高齢化社会の進展や地球環境問題など、様々な課題が顕在化しているなかで、持続可能な都市の実現に向けて、SDG s の理念を踏まえたまちづくりの重要性がますます高まっています。

第2章

門川町の現況と課題

- 2-1. 門川町の現況
- 2-2. 上位関連計画の把握と整理
- 2-3. アンケート調査結果
- 2-4. 門川町の都市的な問題点と課題



2-1. 門川町の現況

(1) 自然的条件

1) 位置・地勢

本町は、宮崎県の北部に位置し、北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面しています。町域は東西に約 32km、南北に約 8km と東西に細長く、総面積は 120.51km² となっています。

町の西部には、美郷町との境にそびえるニクシ山（705m）を最高峰に駒瀬山（652m）等の標高 500m～700mの山地が連なり、町の北部から西部及び南部にかけて山地が広がっています。そして、これらの山地より五十鈴川、鳴子川等の各河川が門川湾に東流しており、その下流域に平野部が広がっています。

町の東部の日向灘沿岸は日豊海岸国定公園に指定され、その海岸線はリアス式海岸を形成しています。特に、遠見半島の東側に位置する保井ヶ浜は、昔からの自然をそのまま残した美しい海岸で、典型的なリアス式海岸となっています。また、門川湾沖合いに浮かぶ枇榔島は、国指定の天然記念物で絶滅危惧種カンムリウミスズメの世界最大の繁殖地として有名です。

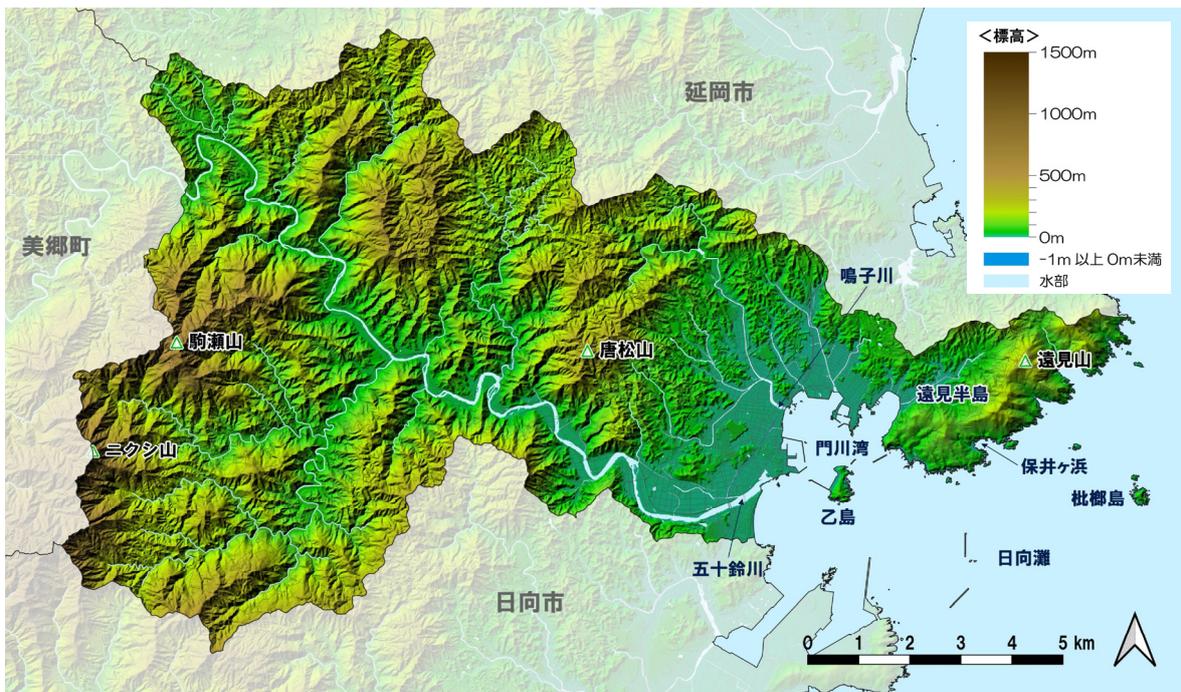


図 標高図

資料：基盤地図情報

2) 気候

本町の2023年の平均気温は17.3℃、最高気温は7月の36.3℃、最低気温は1月の-4.5℃となっています。

また、年間降水量は2,728.0mmで、月別では8月の降水量が682.0mmで最も多く、6月～8月の3ヶ月間で年間降水量の約6割を占めています。

表 月別降水量と気温の推移（2023年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
降水量 (mm)	27.5	172.0	234.5	198.0	166.5	524.5	395.0	682.0	154.0	58.5	24.0	91.5	2,728.0	
気温 (°C)	日平均	6.8	8.3	13.4	16.0	19.1	22.5	26.7	27.1	25.8	18.5	14.1	9.1	17.3
	最高	19.6	22.7	29.3	24.8	29.3	33.0	36.3	35.9	35.1	28.8	27.4	26.5	36.3
	最低	-4.5	-2.4	-1.0	6.3	8.8	15.1	21.1	23.4	19.3	8.5	1.7	-4.3	-4.5

地点：日向

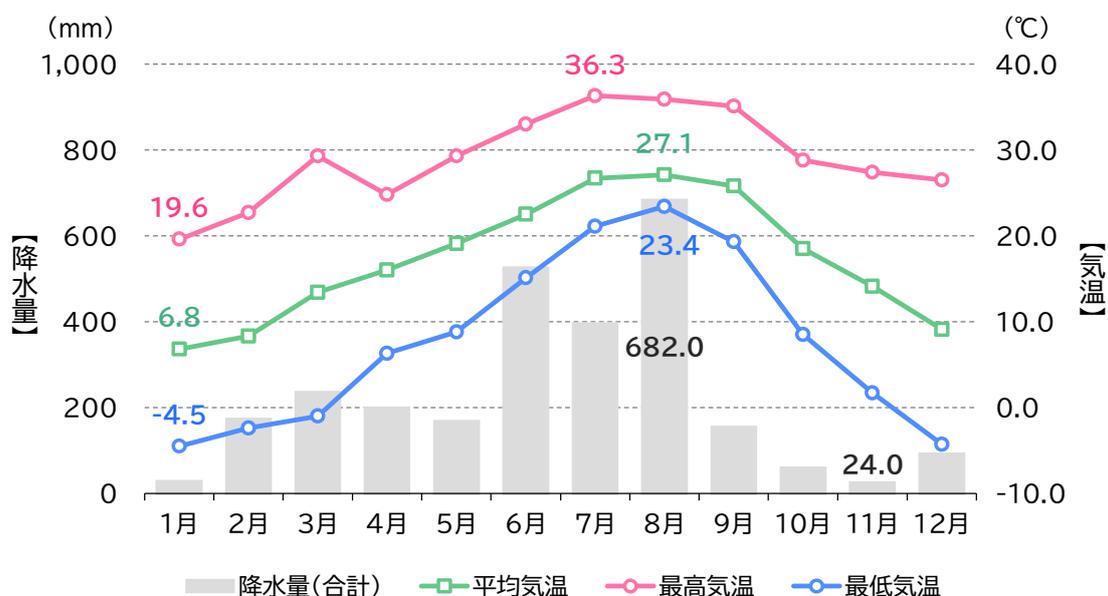


図 月別降水量と気温の推移（2023年）

資料：気象庁
(地点：日向)



▲ カンムリウミスズメ



▲ 乙島

3) 地質

本町を形成している地質は、大部分が四万十層群と呼ばれる地層からできています。この地層は主として砂岩、頁岩からなるもので、本町の大部分は庵川を除いてこの四万十層群に覆われています。

このほか加草や門川、尾末の海岸と、河川の沿岸には狭小な沖積層がありますが、注目すべきは庵川を中心とする地方の地質で、ここは庵川礫層と呼ばれる特殊な地層があります。この地層は庵川の河口からその本流に沿って遠見山の西側を西南から北東に向かって斜めに半島を横断しているもので、四万十層群の上に堆積したものです。この礫岩層の上には、尾鈴山石英斑岩が被さっています。

表 地質区分

層群	時代	地層	岩石	
第四系及び宮崎層群	後期更新世	阿蘇火砕流	As	流紋岩-安山岩溶結凝灰岩（灰石）・軽石凝灰岩
第三系火山 深成複合岩体	中期中新世	溶結凝灰岩（Ⅱ）	Os2	デイサイト～流紋岩溶結凝灰岩
		溶結凝灰岩（Ⅰ）	Os1	デイサイト～流紋岩溶結凝灰岩
		庵川礫層	Ig	礫岩
四万十帯 （四万十層群）	始新世～前期中新世	日向層群 （四万十層群古第三系）	Hh	乱雑層（メランジュ相、混在相）
			Hs	砂岩
			Hm	泥岩（頁岩）
			Hr	赤・緑色珪質泥岩

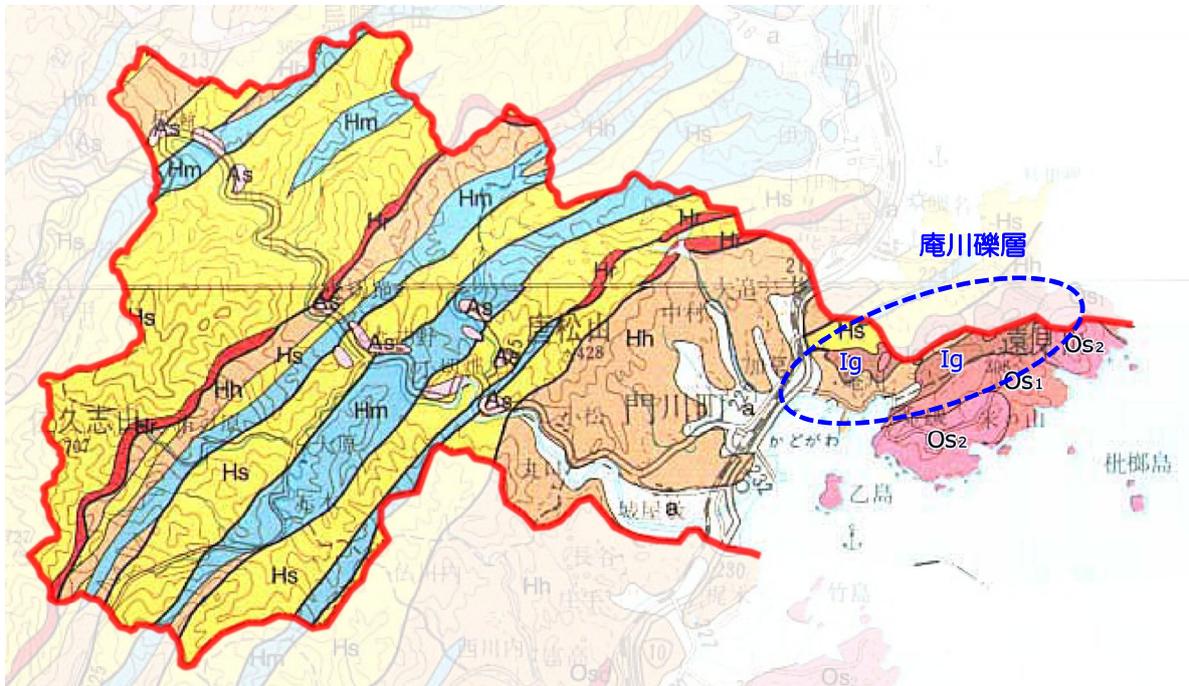


図 門川町の地質

資料：宮崎県地質図（第5版）

(2) 社会的条件

1) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

本町の総人口は、緩やかな増加傾向にありましたが、2000年をピークに減少傾向に転じ、2020年は17,379人となっています。

世帯数についても増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しており、2020年は6,874世帯となっています。

一方で、65歳以上の単身世帯数は増加傾向が続いており、1980年から40年間で約5.6倍増加して、2020年は1,054世帯となっています。

また、一世帯当たりの人員は、1980年の3.61(人/世帯)から2020年には2.53(人/世帯)まで減少しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

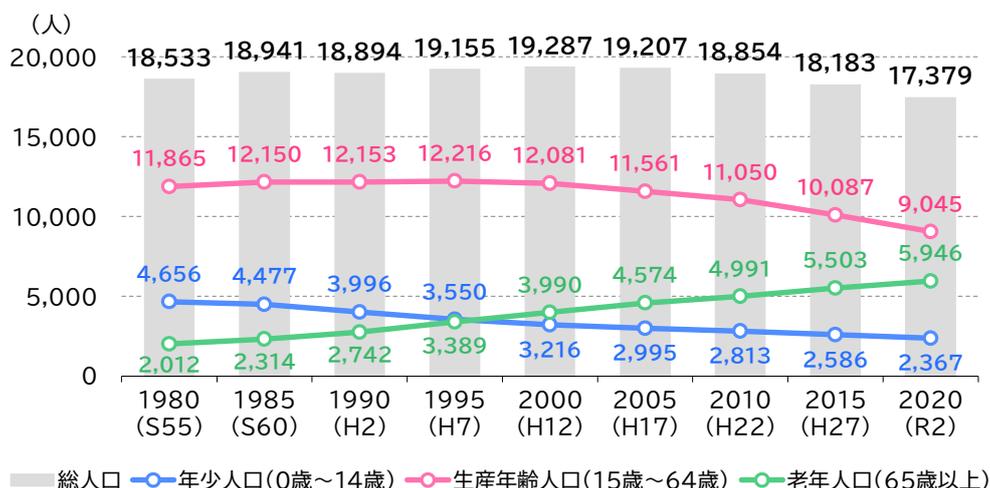


図 人口の推移

資料：国勢調査（総人口は「年齢不詳」を含む）

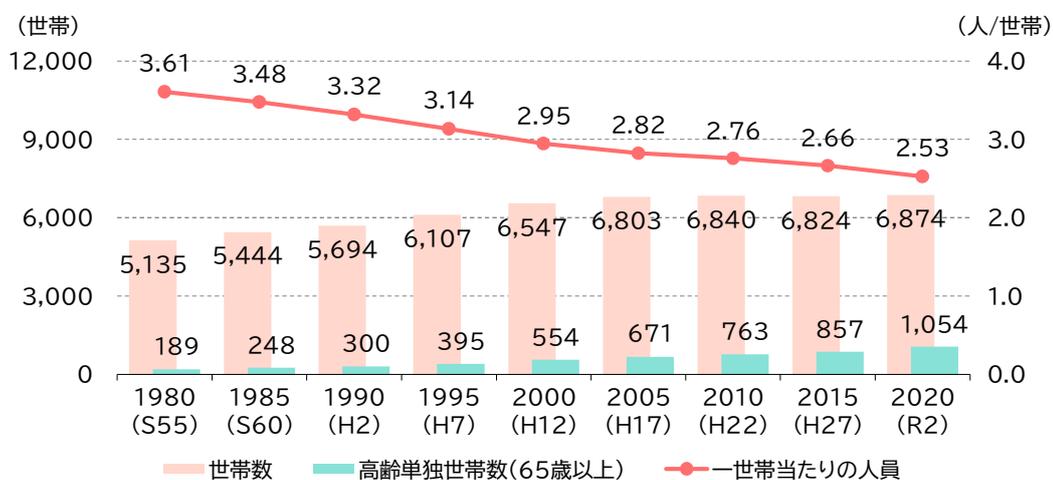


図 世帯数の推移

資料：国勢調査

② 年齢 3 区分別人口割合の推移

本町の年齢 3 区分別人口割合は、2020 年時点で、年少人口(0 歳～14 歳)が 13.6%、生産年齢人口(15 歳～64 歳)が 52.0%、老年人口(65 歳以上)が 34.2%となっています。年少人口及び生産年齢人口の割合が一貫して減少している一方で、老年人口の割合は一貫して増加しており、少子高齢化の進行が顕著になっています。

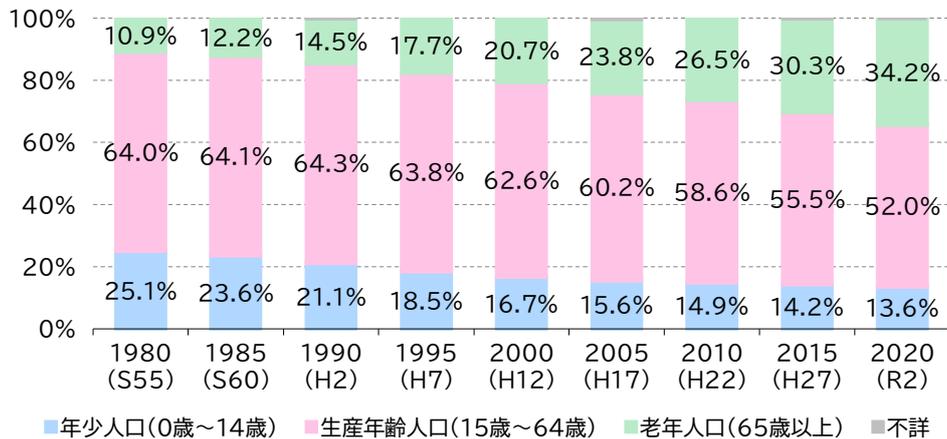


図 年齢 3 区分別人口割合の推移

資料：国勢調査

③ 人口動態

本町の自然動態は、一貫して「自然減(死亡数>出生数)」の状態が続いており、2023 年の自然増減数は-169 人となっています。一方、社会動態は、ほとんどの年で「社会減(転出数>転入数)」となっていますが、2023 年の社会増減数はプラスに転じて 15 人となっています。

自然動態、社会動態ともにマイナスが続いていることにより、全体的な人口動態も長期的にマイナスで推移しています。さらに、自然動態のマイナス拡大傾向により、人口増減数のマイナス幅も年々拡大しており、2023 年の人口増減数は-154 人となっています。

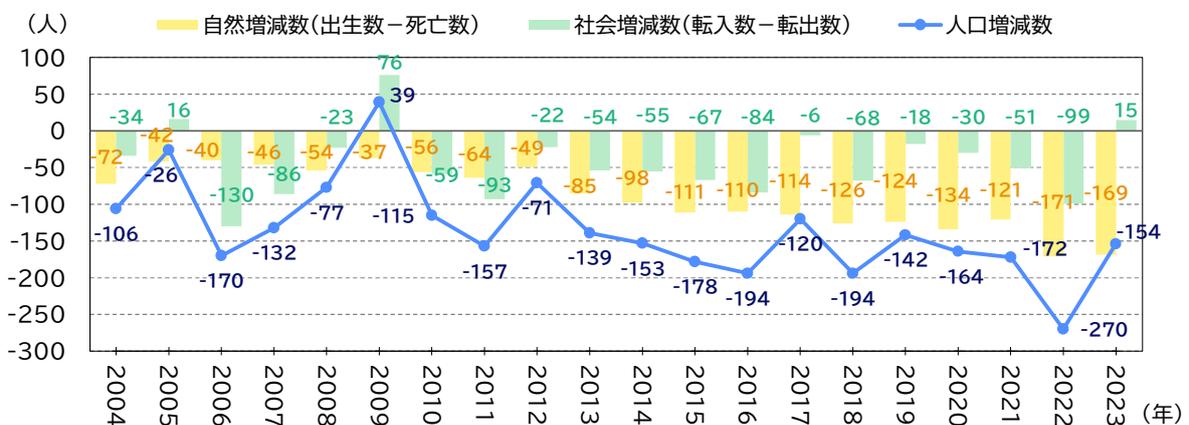


図 人口動態の推移

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

④ 通勤・通学先の状況

令和2年（2020年）国勢調査によると、本町に居住する15歳以上の通勤・通学者8,910人のうち、44.7%（3,985人）が町内で通勤・通学しており、町外への通勤・通学者は日向市が27.0%（2,403人）で最も多く、次いで延岡市が23.4%（2,085人）となっています。

一方、本町への15歳以上の通勤・通学者6,882人のうち、57.9%（3,985人）が町内に居住しており、町外居住者は日向市が20.6%（1,420人）で最も多く、次いで延岡市からが18.0%（1,236人）となっています。

流入・流出先ともに、本町に隣接する日向市及び延岡市の割合が高く、両市とのつながりが強いことがわかります。

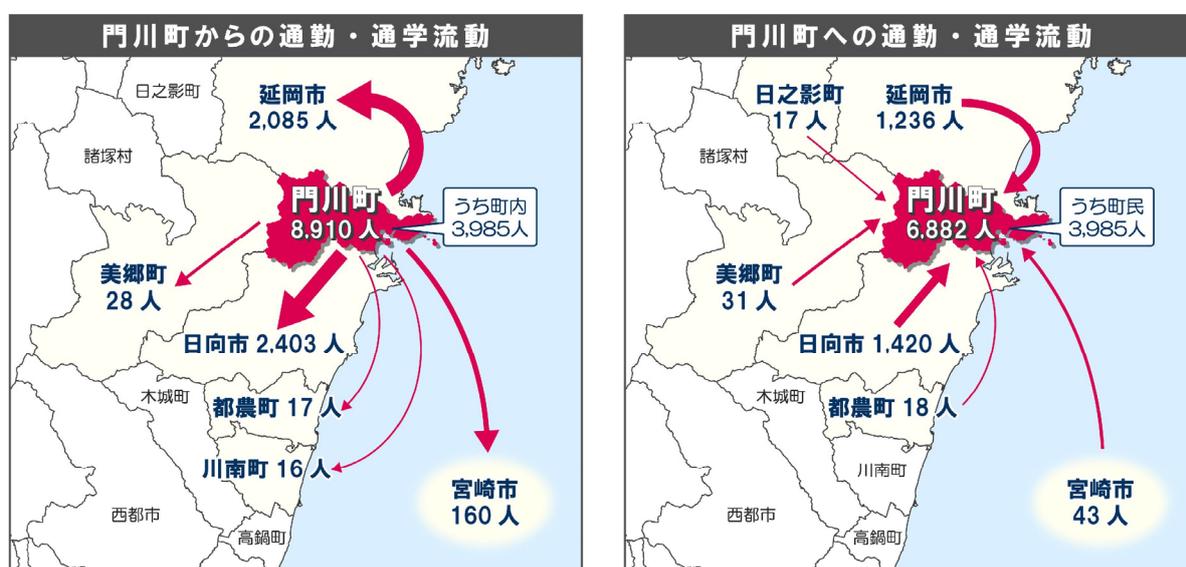


図 通勤・通学流動（2020年）

資料：令和2年 国勢調査

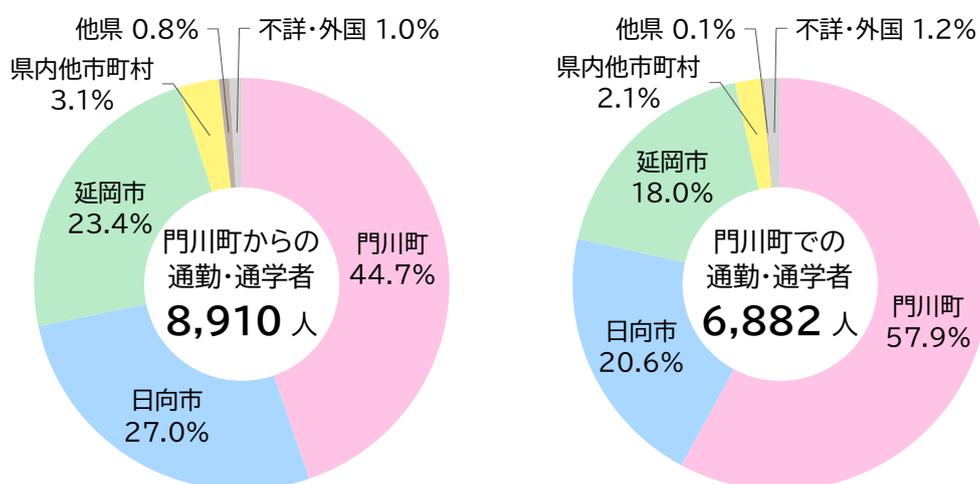


図 通勤・通学先の内訳（2020年）

資料：令和2年 国勢調査

⑤ 昼夜間人口比率

令和 2 年（2020 年）国勢調査によると、本町の昼夜間人口比率は 88.2%と 100%を下回っており、昼間は町外に通勤・通学している方が多いと考えられます。また、近隣市町と比較すると本町の昼夜間人口比率は最も低い状況にあります。

昼夜間人口比率と自市内就業率から都市特性をみると、本町は昼夜間人口比率及び自市内就業率ともに低く、「住機能型(ベッドタウン)」としての性格を有する町(都市)に分類できます。

表 近隣市町との比較

市町名	昼夜間人口比率
延岡市	101.3%
川南町	100.8%
日向市	99.6%
美郷町	99.5%
日之影町	95.7%
都農町	91.7%
門川町	88.2%

資料：令和 2 年国勢調査

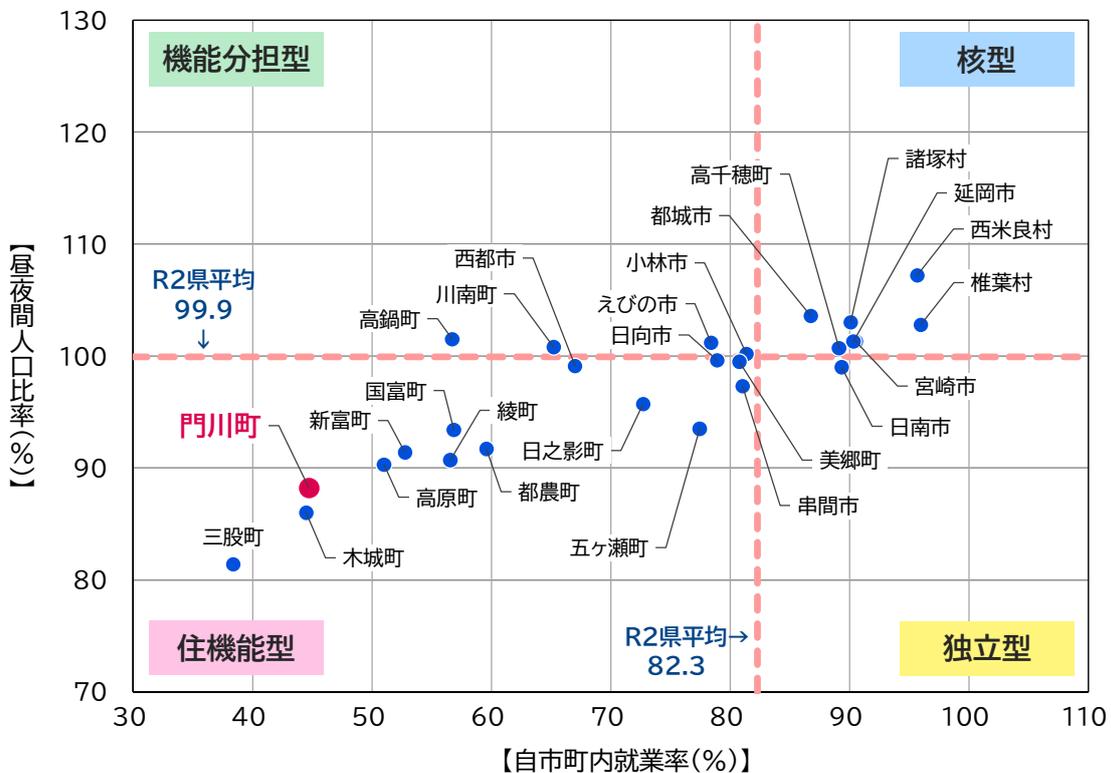


図 都市性格分類（2020 年）

資料：令和 2 年 国勢調査

核型	自市町村内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
独立型	自市町村内で働く人は多いが、昼間の人口は少ない都市であり、1 都市である程度独立した生活圏を形成
機能分担型	自市町村内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職などの機能に特化
住機能型	自市町村内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市などのベッドタウンとして機能・・・ 門川町

※ 昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）100 人あたり昼間人口の割合。

⑥ 将来人口推計

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、本町の人口は今後も減少傾向が続くと予想されており、2050年には2020年から約6,000人（約34%）減少して11,430人になると推計されています。

年齢3区分別では、年少人口及び生産年齢人口の減少が一層加速化し、2050年には2020年に比べ、年少人口は約5割、生産年齢人口は約4割減少すると推計されています。一方、老年人口は2025年をピークに減少傾向に転じると予想されていますが、高齢化率は上昇傾向が続き、2050年には44.4%に達して、町民の約2.3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

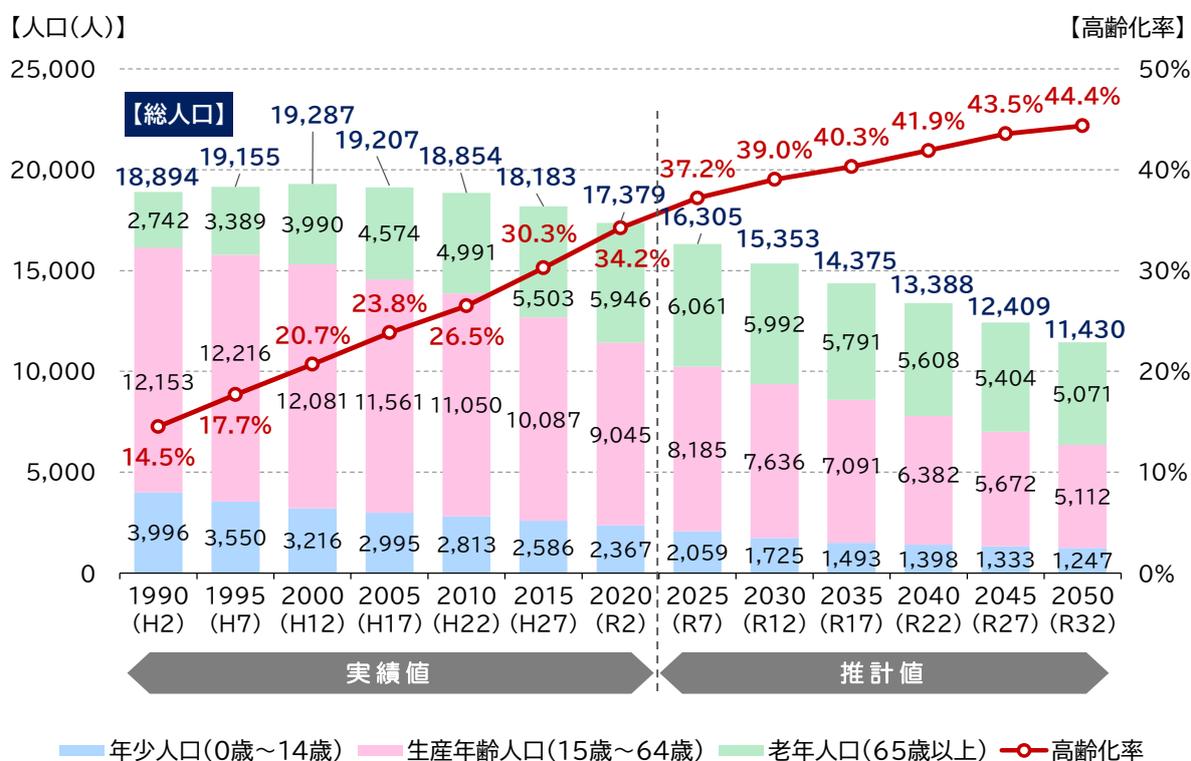


図 将来人口推計

資料：国勢調査（平成2年～令和2年）
日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
（国立社会保障・人口問題研究所）



▲ 尾末神社大祭



▲ 門川町子ども達

⑦ 人口分布

本町の人口は、総人口の約 9 割が市街化区域内に集積しており、特に、門川町役場から JR 門川駅西側周辺にかけての地域において人口密度が高く、50 人/ha 以上の箇所もみられます。しかし、近年、市街化区域の人口密度は微減傾向にあり、2020 年は 29.8 人/ha で、宮崎県全体の市街化区域内の人口密度 44.2 人/ha と比較すると低い水準となっています。

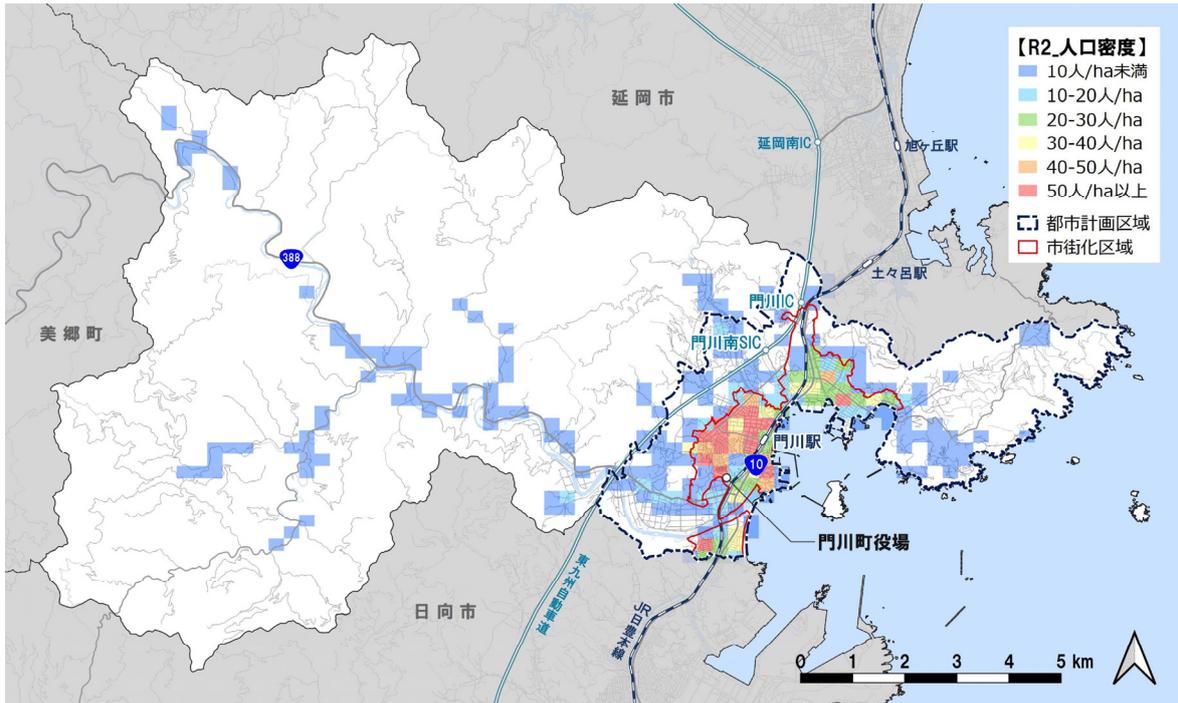


図 人口密度の分布（2020 年）

資料：令和 2 年 国勢調査

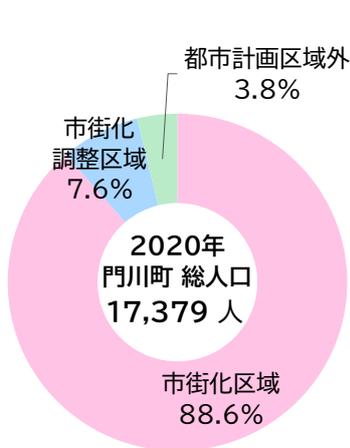


図 区域別人口の割合

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

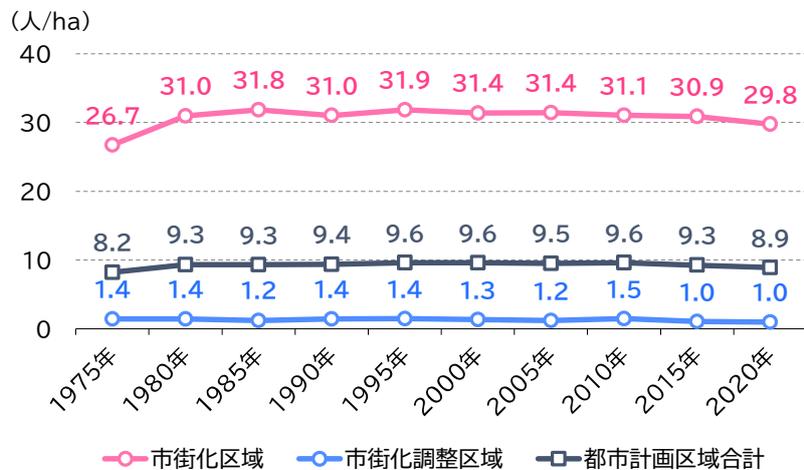


図 区域別人口密度の推移

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

また、65歳以上の高齢者人口は、総人口の分布状況（人口密度）と同様に市街化区域内に集積していますが、高齢化率は市街化区域外（市街化調整区域及び都市計画区域外）で高くなっており、40%以上の箇所が点在しています。

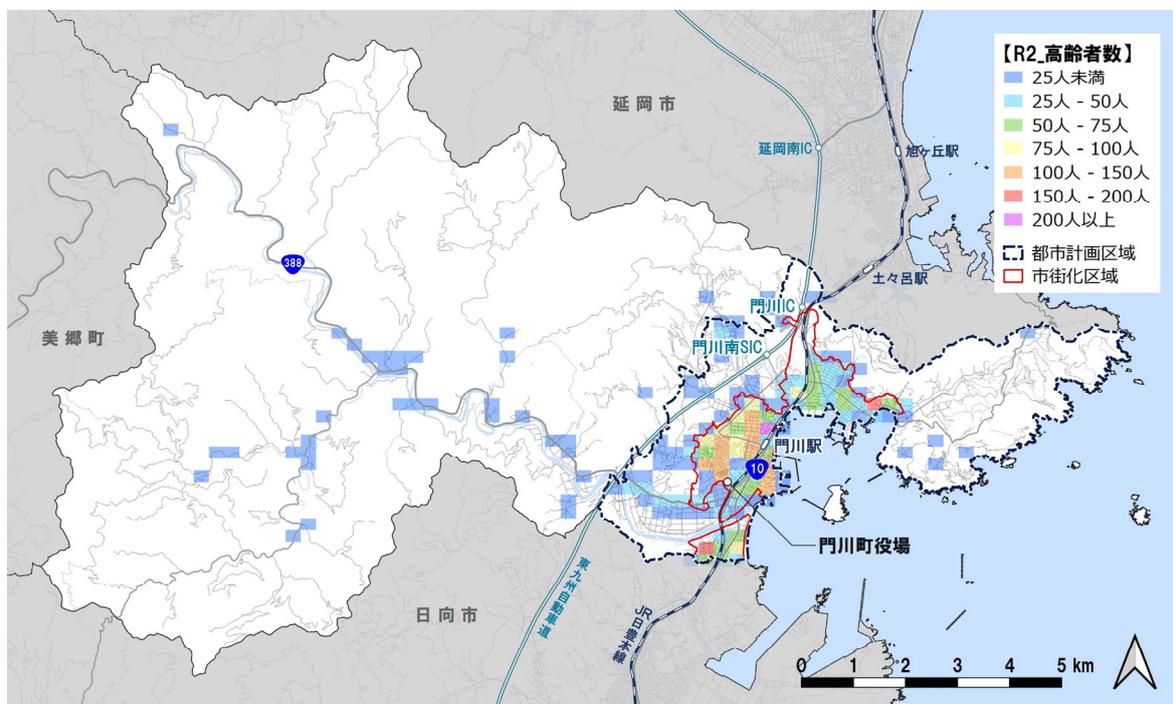


図 高齢者数の分布（2020年）

資料：令和2年 国勢調査

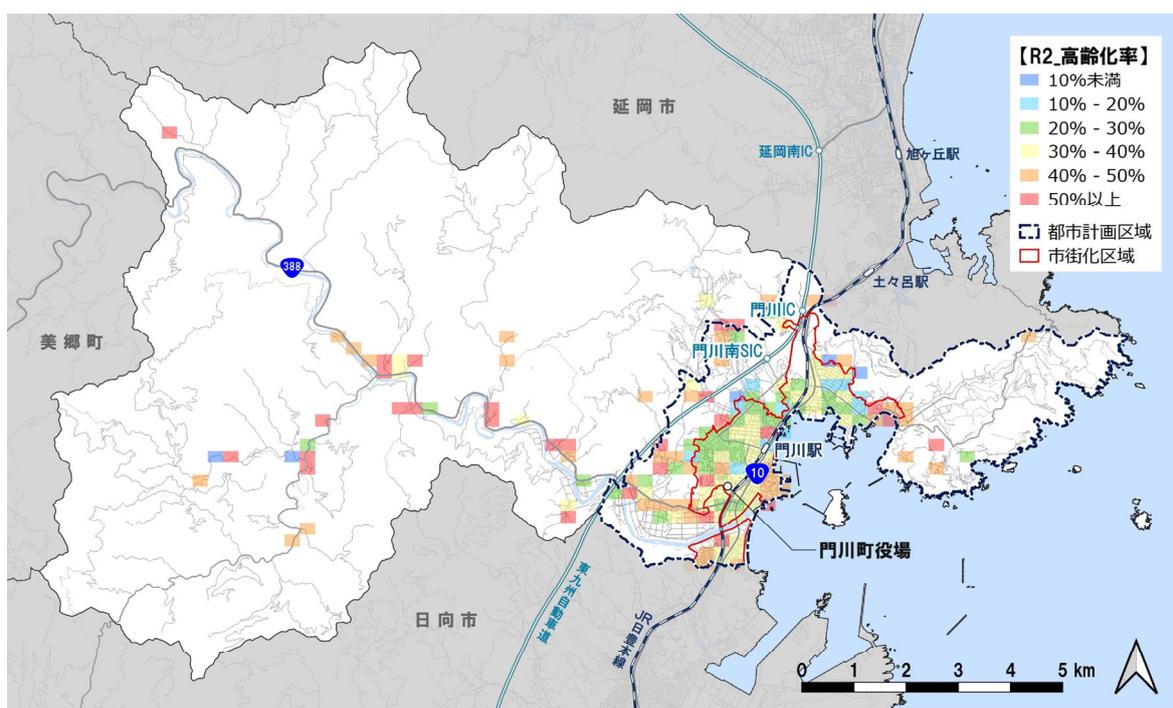


図 高齢化率の分布（2020年）

資料：令和2年 国勢調査

⑧ 人口集中地区（DID）の動向

本町の人口集中地区（DID）は、面積は増加傾向にあります。人口密度は 1995 年の 49.0 人/ha をピークに減少傾向が続き、2020 年は 40.1 人/ha となっており、DID 指定の目安となる 40 人/ha に近づいています。

また、2010 年から 2020 年間の 10 年間で、宮ヶ原や栄ヶ丘等の市街化区域縁辺部で住宅地開発の進行により人口が増加し、DID が拡大したと推測されます。

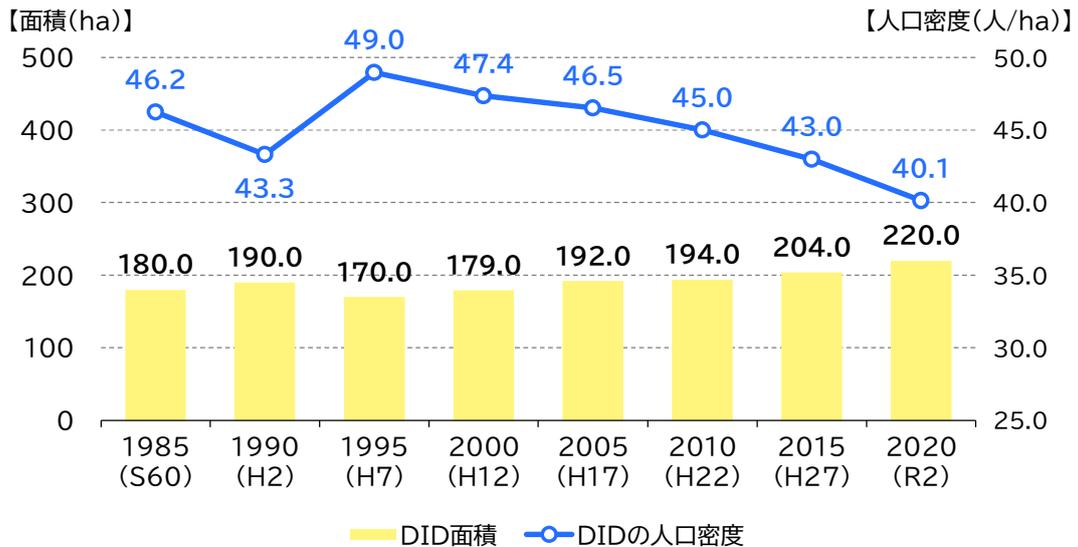


図 人口集中地区の面積・人口密度の推移

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

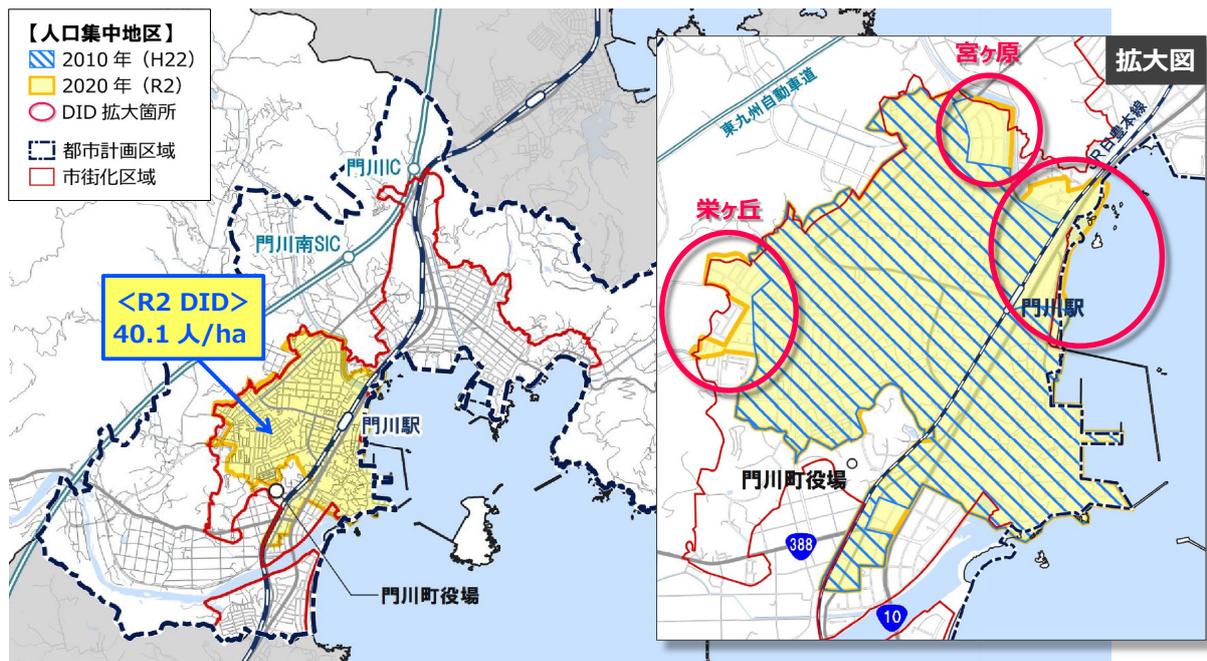


図 人口集中地区の変遷（2010年・2020年）

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

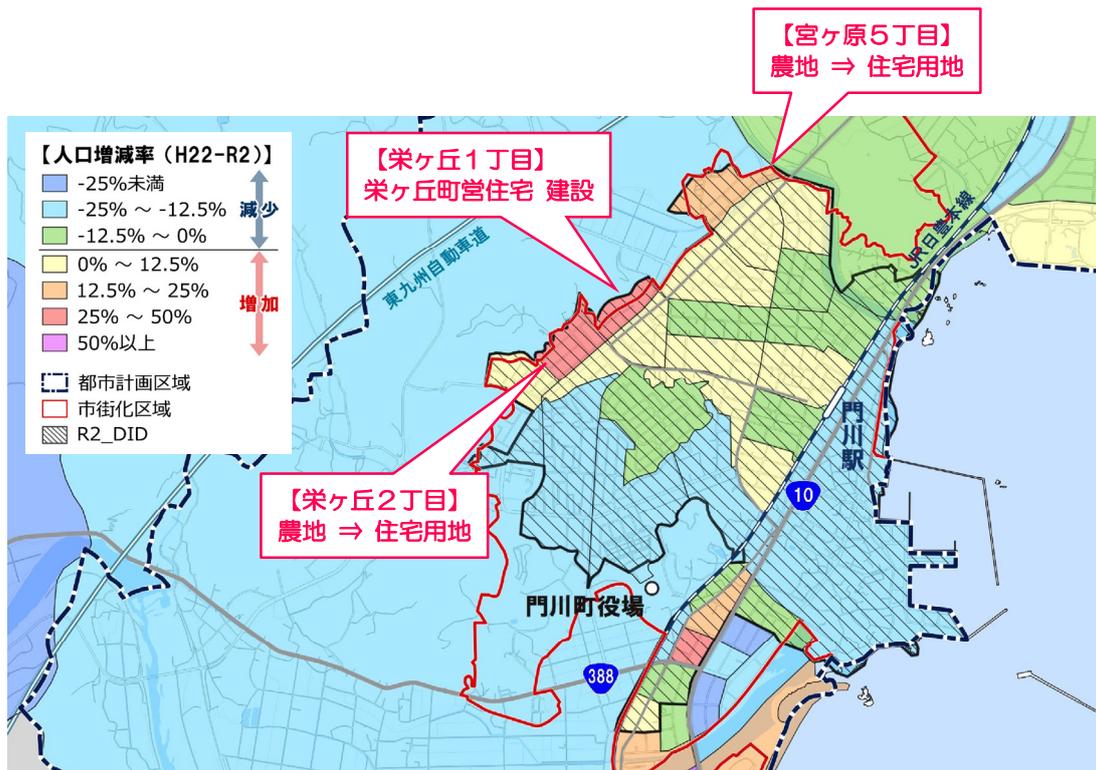


図 地域別人口増減率 (2010年~2020年)

資料：平成22年・令和2年 国勢調査



⑨ 小学校別の児童数

本町には、門川小学校、草川小学校、五十鈴小学校の3校が立地しています。3校の児童数の合計は減少傾向にあり、2024年は930人となっています。

小学校ごとの児童数の推移をみると、3校とも若干の増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向にあり、2024年は門川小学校が400人、草川小学校が289人、五十鈴小学校が241人となっています。

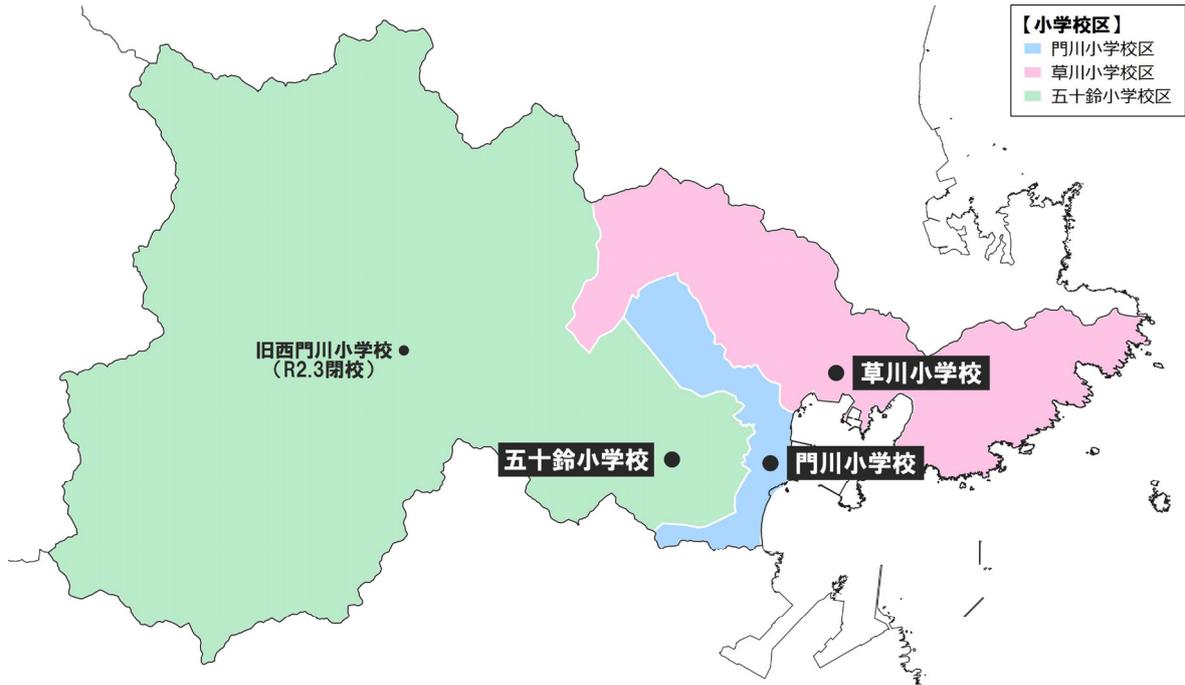


図 小学校区の状況

資料：国土数値情報

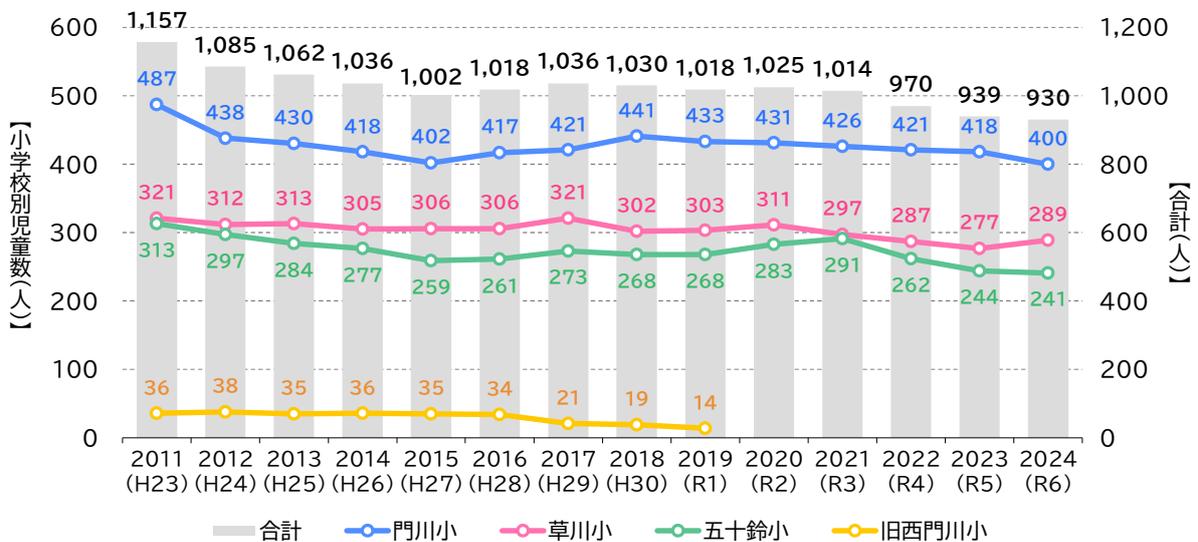


図 児童数の推移

資料：町提供資料

2) 産業

① 産業別就業者数の推移

本町の産業別就業者の推移は、第1次産業及び第2次産業の割合は減少傾向にありますが、第3次産業の割合が増加傾向にあり、2020年は第1次産業が7.1%、第2次産業が32.4%、第3次産業が60.5%となっています。宮崎県と比較すると、第1次産業及び第3次産業の割合は低く、第2次産業の割合が高い傾向となっています。

2020年の産業別構成比の内訳をみると、「製造業」が20.4%で最も高く、次いで「医療、福祉」が18.0%、「卸売業、小売業」が13.3%となっています。

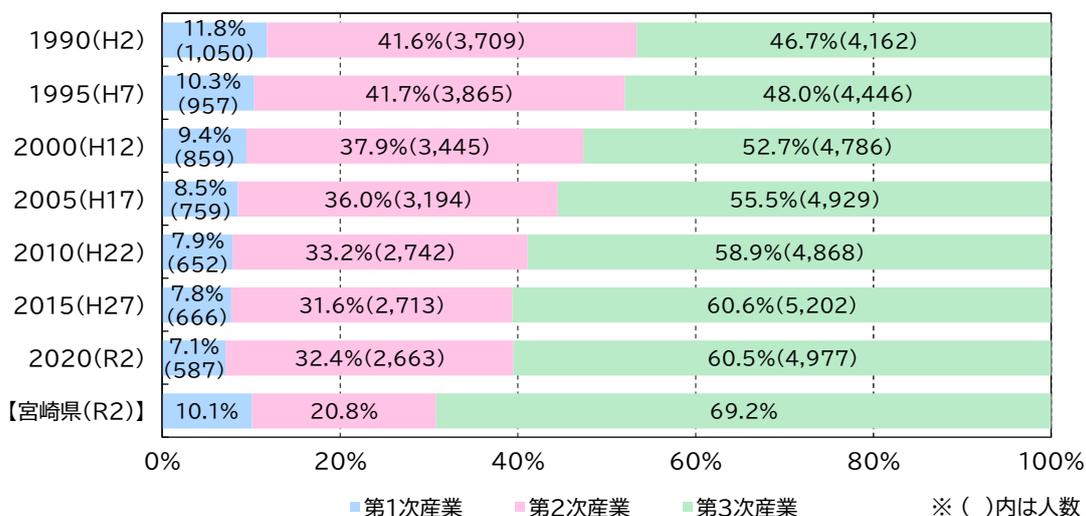


図 産業別就業者割合の推移

資料：国勢調査（分類不能は除く）

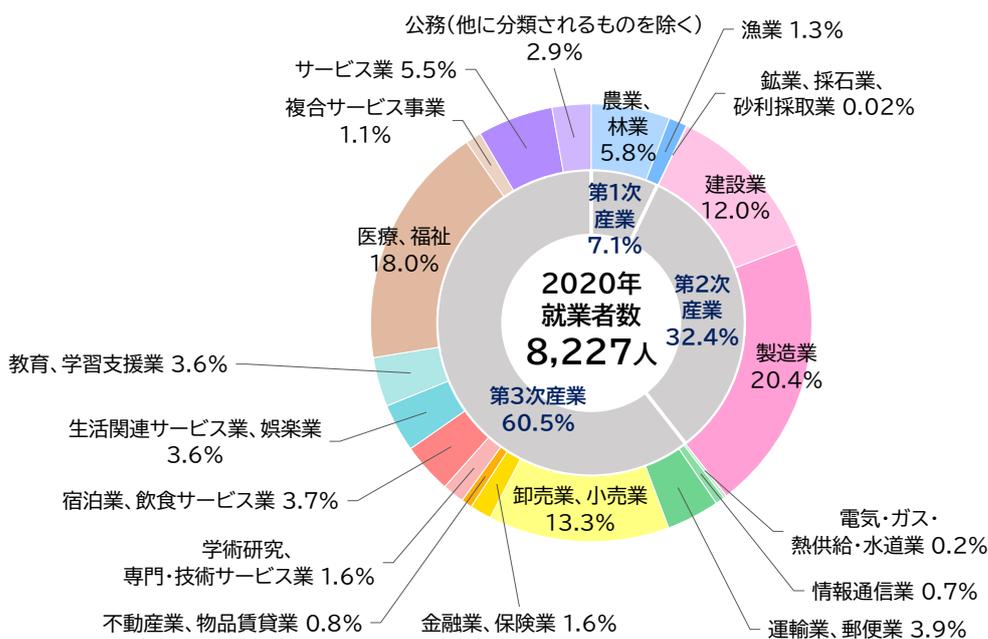


図 産業別就業者割合（2020年）

資料：令和2年 国勢調査（分類不能は除く）

② 農業

本町の農業産出額は増加傾向にあり、2023 年は畜産が 36.3 億円、米や野菜等の耕種が 8.3 億円、合計 44.6 億円となっています。部門・品目別の割合をみると、「鶏」が最も多く約 8 割を占めており、次いで「野菜」、「米」となっています。

一方、経営耕地面積及び農家数はともに減少傾向にあり、2000 年から 2020 年までの 20 年間ではそれぞれ約 4 割減少して 215ha、295 戸となっています。

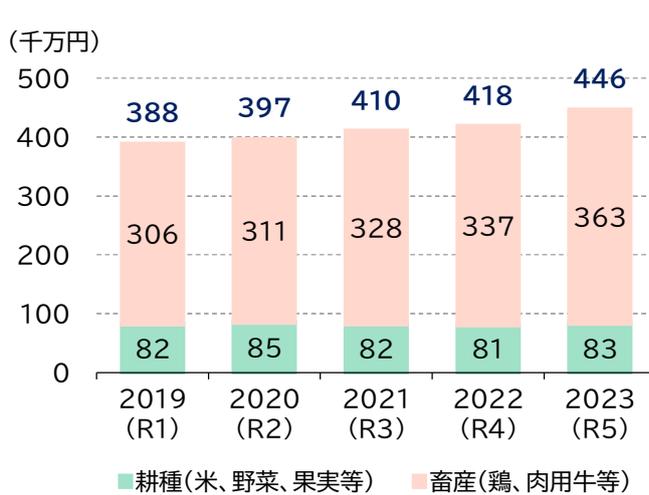


図 農業産出額の推移

資料：市町村別農業産出額
(推計)

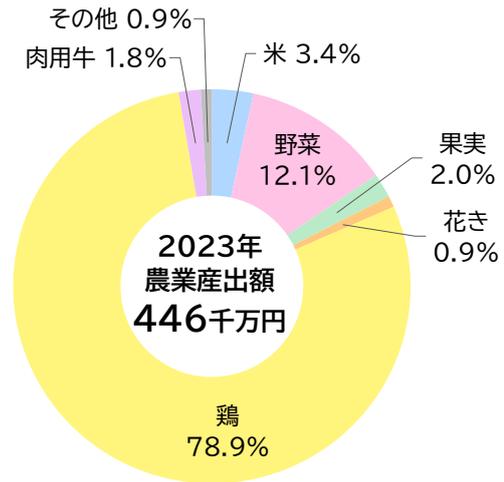


図 農業産出額の内訳（2023 年）

資料：市町村別農業産出額
(推計)

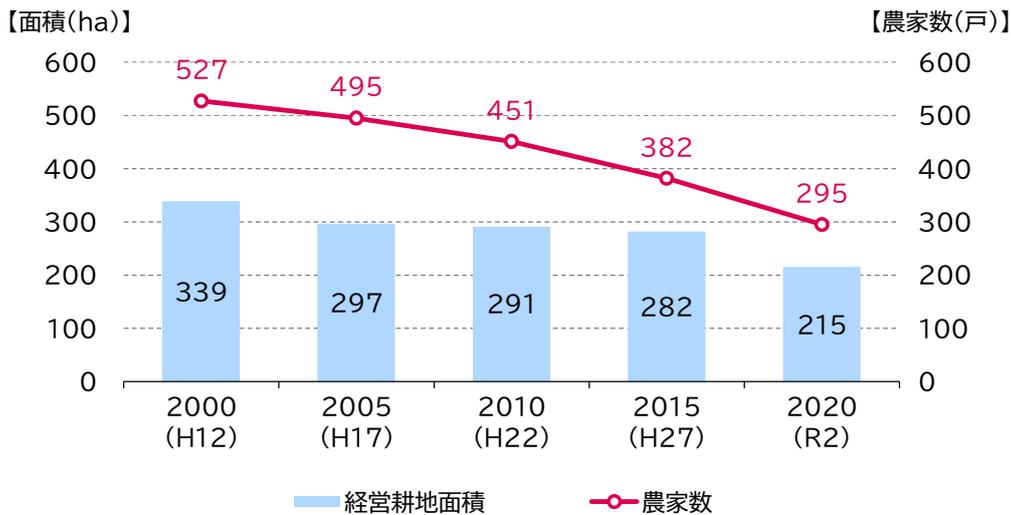


図 経営耕地面積・農家数の推移

資料：農林業センサス

③ 水産業

本町の漁業経営体数及び漁業就業者数はともに減少傾向にあり、2003年から2023年までの20年間で経営体数は約5割減少して56経営体、漁業就業者数は約4割減少して118人となっています。また、年齢階層別の漁業就業者割合をみると、15歳～24歳及び40歳～54歳は減少傾向にあります。その他の年齢階層は上昇もしくは横ばい傾向にあります。

水産加工業においては、従業者数は2008年をピークに減少傾向に転じており、工場数は2003年の30工場から2023年は12工場と約6割減少しています。

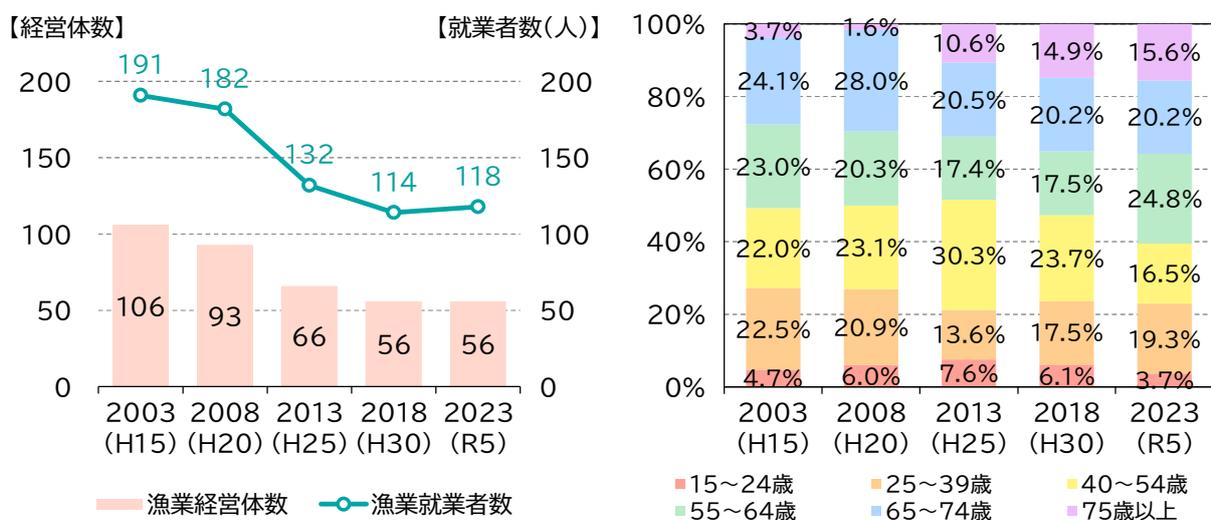


図 漁業経営体数・漁業就業者数の推移

資料：漁業センサス

図 年齢階層別漁業就業者割合の推移

資料：漁業センサス

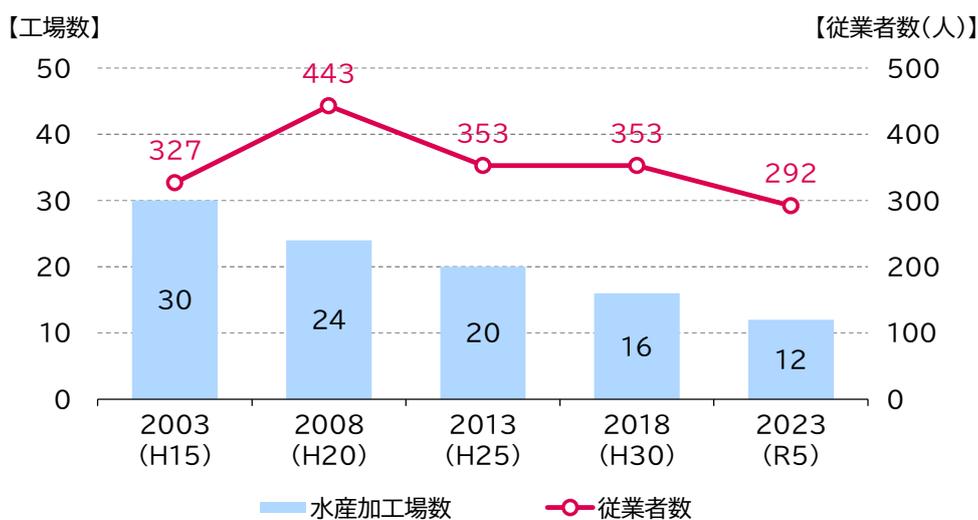


図 水産加工工場数・従業者数の推移

資料：漁業センサス

④ 工業

本町の製造品出荷額等は、2020 年に 18,837 百万円まで減少しましたが、以降は増加傾向にあり、2022 年は 25,212 百万円となっています。

一方、製造業の事業所数及び従業者数は大きな変化はありませんが、長期的には減少傾向が続いており、2022 年は事業所数が 33 箇所、従業者数が 1,454 人となっています。

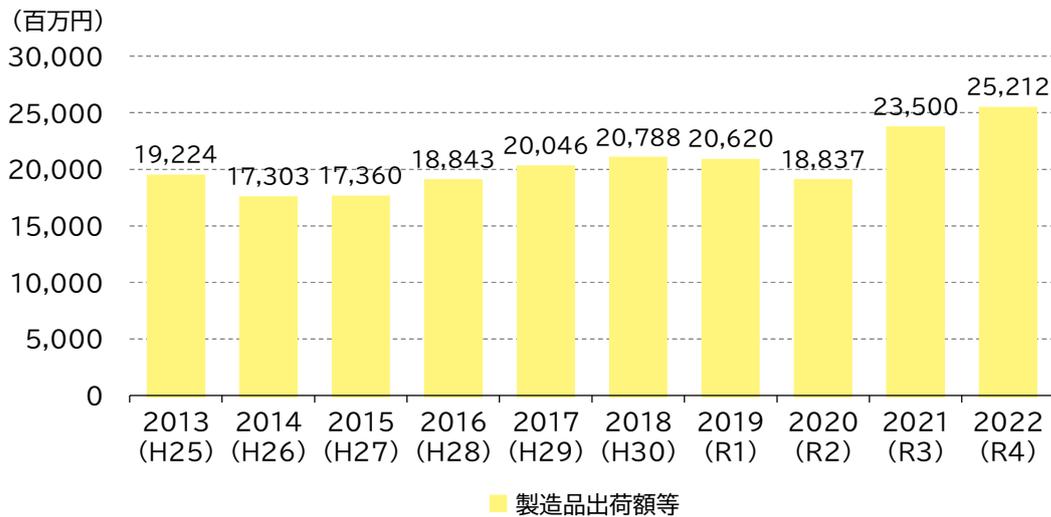


図 製造品出荷額等の推移

資料：工業統計調査
 経済センサス - 活動調査（製造業）
 経済構造実態調査（製造業事業所調査）

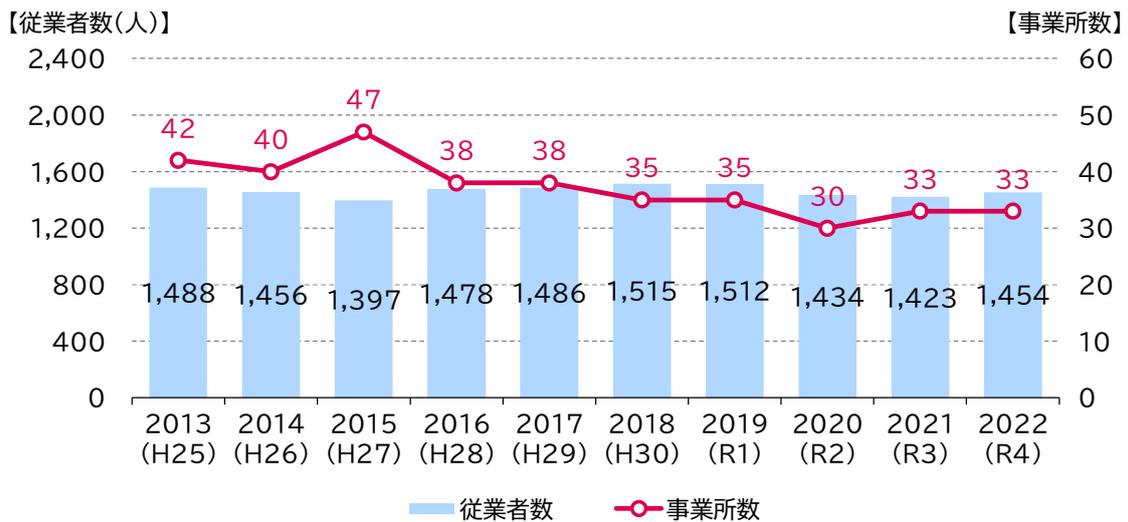


図 製造業の事業所数・従業者数の推移

資料：工業統計調査
 経済センサス - 活動調査（製造業）
 経済構造実態調査（製造業事業所調査）

⑤ 商業

本町の卸売業と小売業を合わせた年間商品販売額は、増減を繰り返しながら、長期的には減少傾向にあり、2012年には1994年の22,945百万円から約3割減少し、その後やや回復して2021年は17,638百万円となっています。分類別にみると、近年、卸売業は増加傾向にあり2021年は8,749百万円、一方で、小売業は減少傾向にあり2021年は8,889百万円となっています。

卸売業の事業所数及び従業者数はともに横ばいで推移していますが、小売業の事業所数及び従業者数はともに減少傾向にあり、事業所数は1999年をピークに減少、従業者数は2002年をピークに減少傾向となり、2021年は事業所数が118箇所、従業者数が620人で、それぞれピーク時からほぼ半減しています。



図 年間商品販売額の推移

資料：商業統計調査
経済センサス - 活動調査（卸売業・小売業）

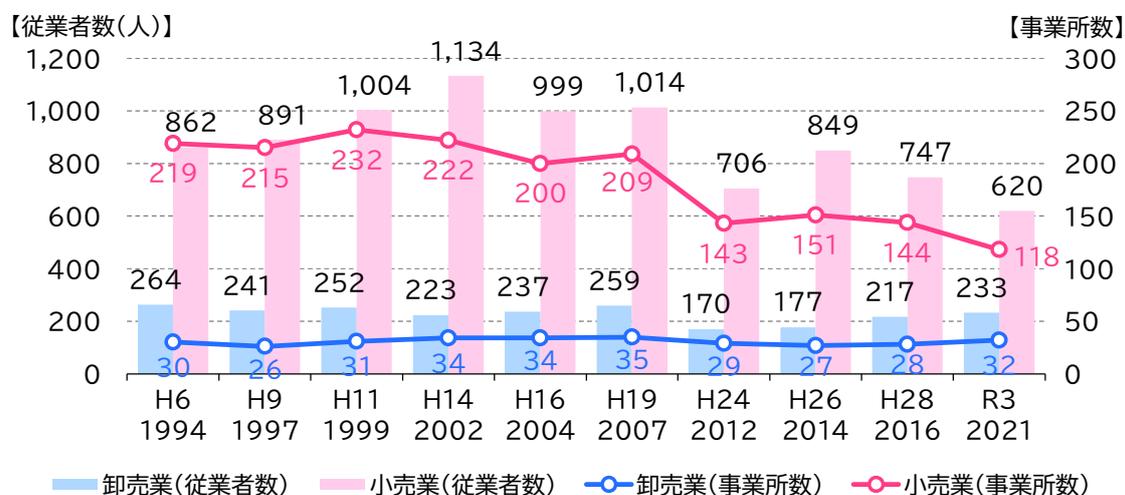


図 事業所数・従業者数の推移

資料：商業統計調査
経済センサス - 活動調査（卸売業・小売業）

(3) 土地利用の状況

1) 土地利用現況

本町の都市計画区域内の土地利用は、「山林」が46.6%で最も多く、次いで「住宅用地」が10.8%、「田」が7.5%となっており、「自然的土地利用」が主で約7割を占め、「都市的土地利用」は約3割となっています。

市街化区域内の土地利用は、「自然的土地利用」が21.7%、「都市的土地利用」が78.3%となっており、「住宅用地」が33.3%で最も高い比率となっています。

一方、市街化調整区域内は、「自然的土地利用」が87.6%、「都市的土地利用」が12.4%となっており、「山林」が61.8%で最も高い比率となっています。

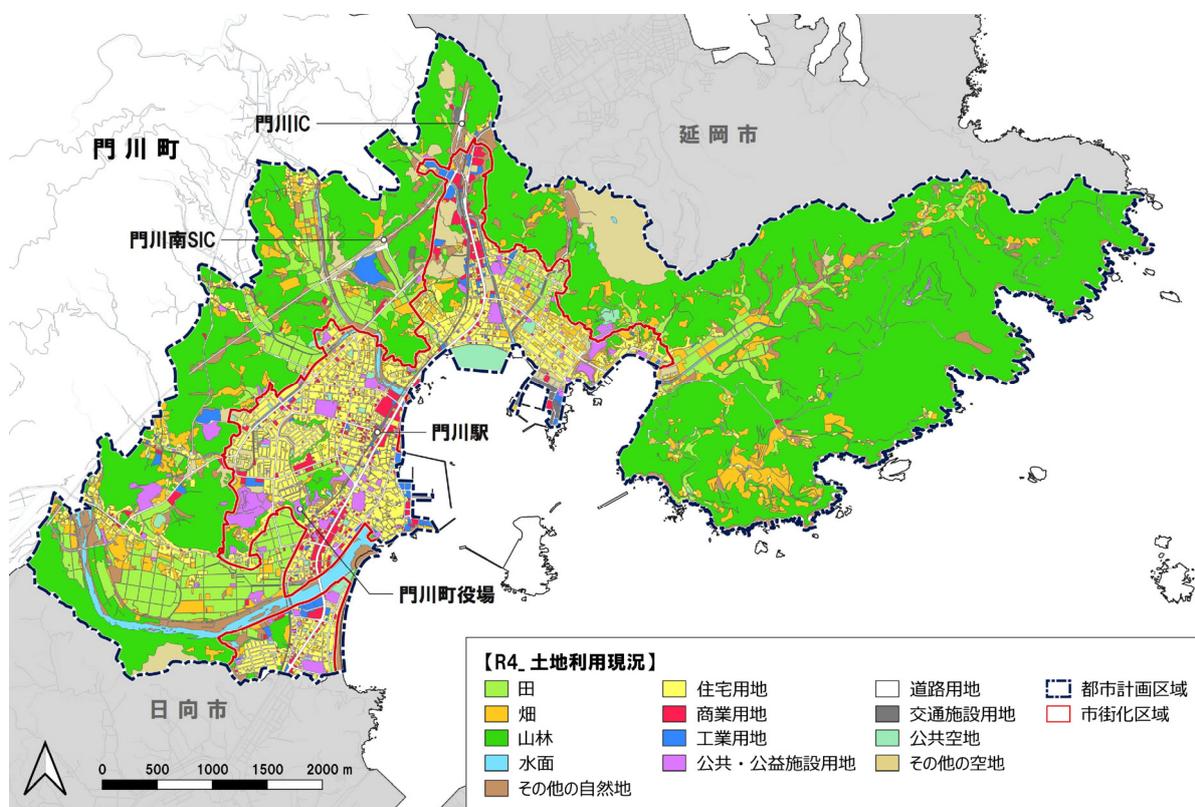


図 都市計画区域内の土地利用現況図（2022年）

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和4年度）

表 土地利用別面積（2022 年）

	都市計画区域						
	市街化区域		市街化調整区域		合計		
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	
自然的 土地 利用	田	13.3	2.6%	127.5	9.4%	140.8	7.5%
	畑	30.3	5.9%	98.8	7.3%	129.1	6.9%
	山林	32.6	6.3%	842.3	61.8%	874.9	46.6%
	水面	8.1	1.6%	24.3	1.8%	32.4	1.7%
	その他の自然地	28.0	5.4%	100.7	7.4%	128.7	6.8%
	小計	112.3	21.7%	1,193.6	87.6%	1,305.9	69.5%
都市的 土地 利用	住宅用地	172.1	33.3%	31.0	2.3%	203.1	10.8%
	商業用地	32.6	6.3%	3.4	0.2%	36.0	1.9%
	工業用地	14.4	2.8%	7.0	0.5%	21.4	1.1%
	公共・公益用地	52.0	10.1%	13.8	1.0%	65.8	3.5%
	道路用地	82.9	16.0%	49.6	3.6%	132.5	7.1%
	交通施設用地	10.1	2.0%	2.1	0.2%	12.2	0.6%
	その他の公共施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	その他の空地	40.6	7.9%	61.5	4.5%	102.1	5.4%
小計	404.7	78.3%	168.4	12.4%	573.1	30.5%	
合計	517.0	100.0%	1,362.0	100.0%	1,879.0	100.0%	

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

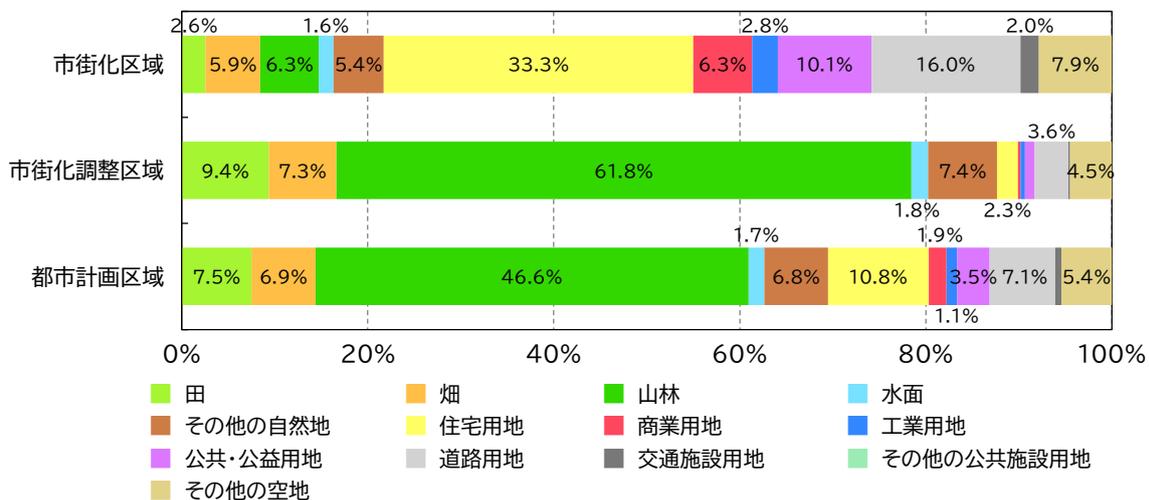


図 土地利用別面積比率（2022 年）

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

2) 土地利用規制の状況

① 都市計画法（都市計画区域・用途地域）

本町の都市計画区域の面積は 1,879ha となっており、行政区域面積 12,051ha の 16%となっています。また、市街化区域の面積は 517ha となっており、都市計画区域の 28%となっています。

市街化区域内の用途地域の内訳をみると、住居系用途地域が 364.6ha で最も多く、約 7 割を占めています。次いで、工業系用途が 103.0ha（20%）、商業系用途が 49.0ha（9%）となっています。

表 都市計画区域・用途地域の指定状況

区 分		面 積		最終指定年月日
都市計画区域		1,879 ha		昭和56年7月3日
市街化区域		517 ha		平成11年1月11日
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	46.3 ha	9.0%	住居系 364.6 ha (71%)
	第二種低層住居専用地域	-	-	
	第一種中高層住居専用地域	71.0 ha	13.7%	
	第二種中高層住居専用地域	69.0 ha	13.3%	
	第一種住居地域	110.3 ha	21.3%	
	第二種住居地域	68.0 ha	13.2%	
	準住居地域	-	-	商業系 49.0 ha (9%)
	近隣商業地域	26.0 ha	5.0%	
	商業地域	23.0 ha	4.4%	工業系 103.3 ha (20%)
	準工業地域	79.3 ha	15.3%	
工業地域	24.0 ha	4.6%		
工業専用地域	-	-		
生産緑地地区		2.1 ha		平成13年10月29日
市街化調整区域		1,362 ha		平成11年1月11日

（令和6年3月31日現在）

※ 用途地域の割合は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

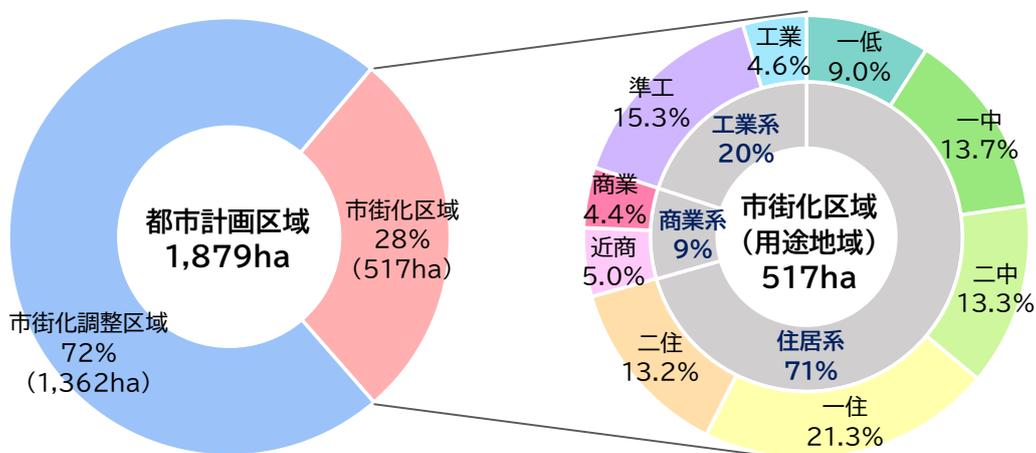


図 都市計画区域・用途地域の内訳

資料：宮崎県の都市計画（資料編）2024
（令和6年3月31日現在）

第 2 章 門川町の現況と課題

本町では 9 種類の用途地域が指定されており、門川町役場周辺及び JR 門川駅西側の地区や、国道 10 号から遠見半島に延びる県道遠見半島線沿いの地区等で住居系用途地域が指定されています。

工業系用途地域は、インターチェンジ周辺や漁港周辺、五十鈴川の南側の地区に指定されており、工場が集積しています。

商業系用途地域は、国道 10 号沿い及び門川駅周辺に指定されています。

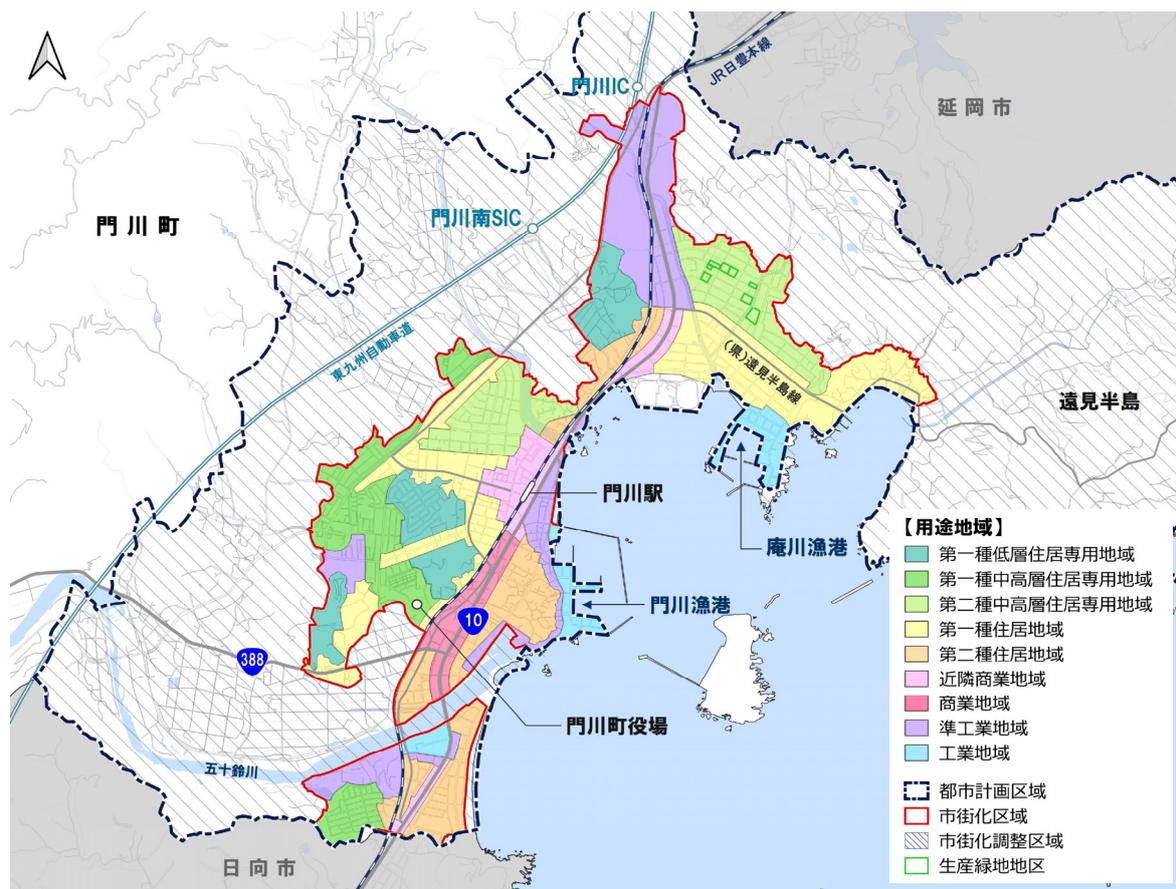


図 用途地域の指定状況

資料：国土数値情報、宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

② 農業振興地域・農用地区域

本町の農業振興地域は、宮崎県農業振興地域整備基本方針において「市街化区域、
 国立公園の特別保護地区及び森林を除いた区域」と指定されており、令和3年の総面積は3,979ha、そのうち469haが農用地区域となっています。

表 農業振興地域・農用地区域の面積

範囲	面積	
	農業振興地域	うち農用地区域
市街化区域、国立公園の特別保護地区 及び森林を除いた区域	3,979ha	469ha

資料：宮崎県農業振興地域整備基本方針

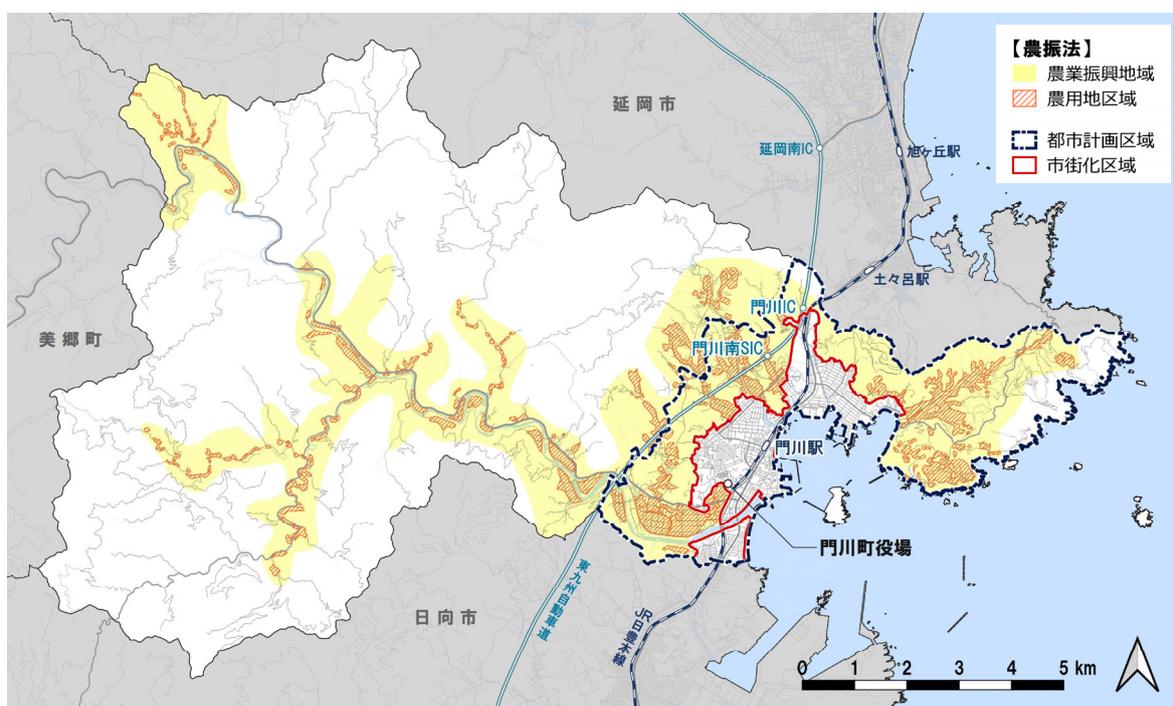


図 農業振興地域・農用地区域の指定状況

資料：国土数値情報



▲ 稲穂



▲ そばの花

③ 地域森林計画対象民有林・国有林・保安林

本町の地域森林計画対象民有林は 9,892.23ha で、行政区域面積 12,051ha の約 83%を占めており、そのうち 5,897.80ha が保安林に指定されています。

また、国有林は 16.27ha で、乙島の森林が指定されています。

表 保安林の種類別面積

種 類	目的・役割	面 積
水源かん養保安林	流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水を緩和したり、各種用水を確保したりする	5,670.90ha
土砂流出防備保安林	下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接的作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する	146.62ha
土砂崩壊防備保安林	崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止する	0.42ha
潮害防備保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを弱めて被害を防ぐほか、林冠によって強風による空気中の海水微粒子を捕捉して塩害を防止する	1.59ha
魚つき保安林	水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける	19.29ha
保健保安林	森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する	58.98ha
合 計		5,897.80ha

資料：耳川地域森林計画書

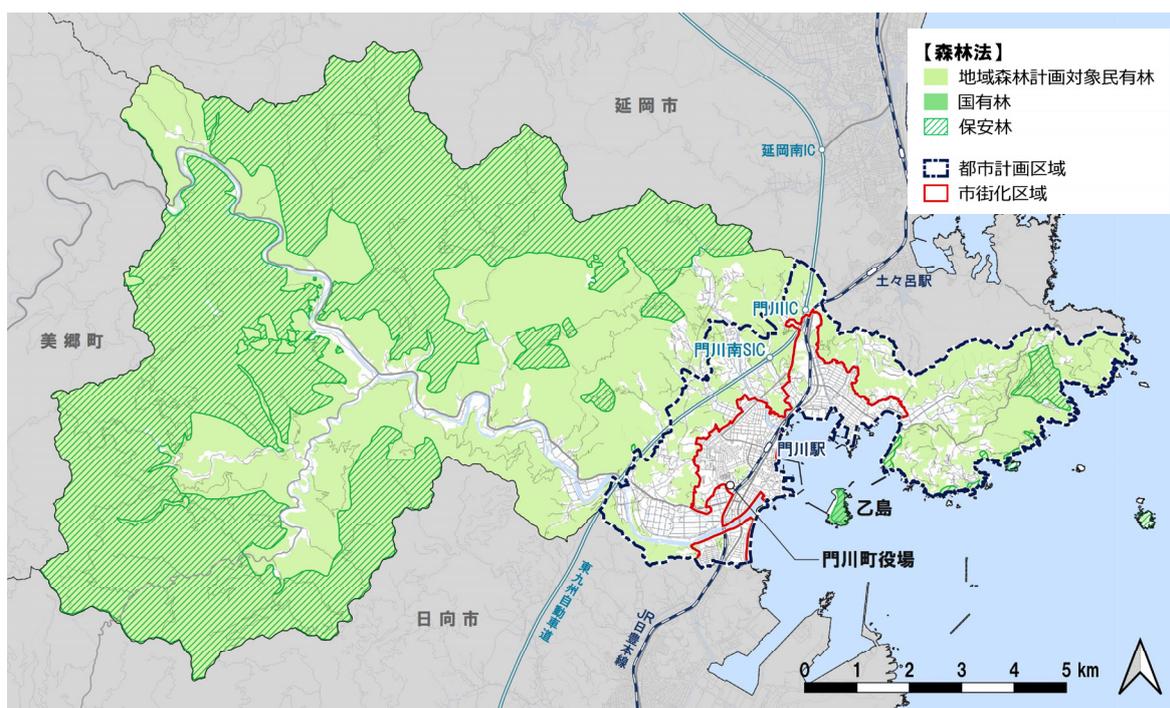


図 地域森林計画対象民有林・国有林・保安林の指定状況

資料：国土数値情報

④ 自然公園法

本町では、遠見半島東部の日向灘沿岸部や枇榔島、門川湾に浮かぶ乙島等が自然公園法に基づき日豊海岸国立公園として自然公園地域に指定されており、特別地域が452.1ha、特別保護地区が14.6haとなっています。

また、国の天然記念物であるカンムリウミスズメの集団繁殖地となっている枇榔島及び小枇榔は、国指定鳥獣保護区にも指定されています。

表 地域区分別面積

公園名	地域区分	面積
日豊海岸国立公園	特別地域	452.1ha (※)
	特別保護地区	14.6ha (※)

資料：国土数値情報 (※面積はGISで計測)



図 自然公園地域・特別地域・特別保護地区の指定状況

資料：国土数値情報

⑤ 景観法

本町は、日向灘、遠見半島、五十鈴川などの自然豊かな景観、乙島、門川・庵川の両漁港を望む湾岸景観、国道10号付近の商業市街地景観、国道388号沿線に広がる市街地外の農山村田園景観など、多様な景観を有しており、これらの特色ある景観を、適切に保全・創出していくために、町全域が景観法に基づく景観計画区域として指定されています。

3) 土地利用動向

① 農地転用

本町の都市計画区域内の農地転用状況は、2011 年から 2020 年までの 10 年間で 474 件、約 26.9ha の転用が行われています。用途別にみると、住宅用地が 290 件（約 10.0ha）と最も多くなっています。また、区域別では、市街化区域内での転用が約 9 割を占めています。

農地転用の推移をみると、2018 年の 74 件をピークに減少傾向にあります。

表 区域別農地転用状況（2011 年～2020 年の合計）

区 域	件 数 (件)					合計	構成比
	住宅	工業	公共	その他			
市街化区域	272	1	7	159	439	92.6%	
市街化調整区域	18	0	2	15	35	7.4%	
合 計	290	1	9	174	474	100.0%	
	61.2%	0.2%	1.9%	36.7%	100.0%		

区 域	面 積 (㎡)					合計	構成比
	住宅	工業	公共	その他			
市街化区域	93,159	252	3,861	150,351	247,623	91.9%	
市街化調整区域	7,317	0	1,194	13,248	21,759	8.1%	
合 計	100,476	252	5,055	163,599	269,382	100.0%	
	37.3%	0.1%	1.9%	60.7%	100.0%		

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）

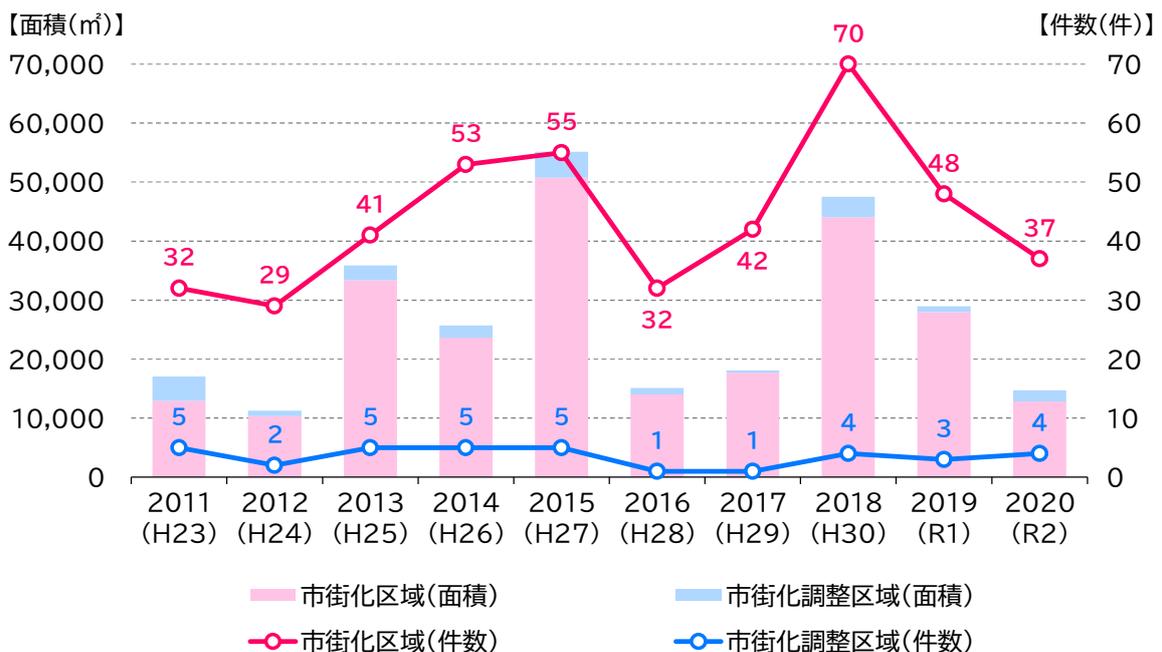
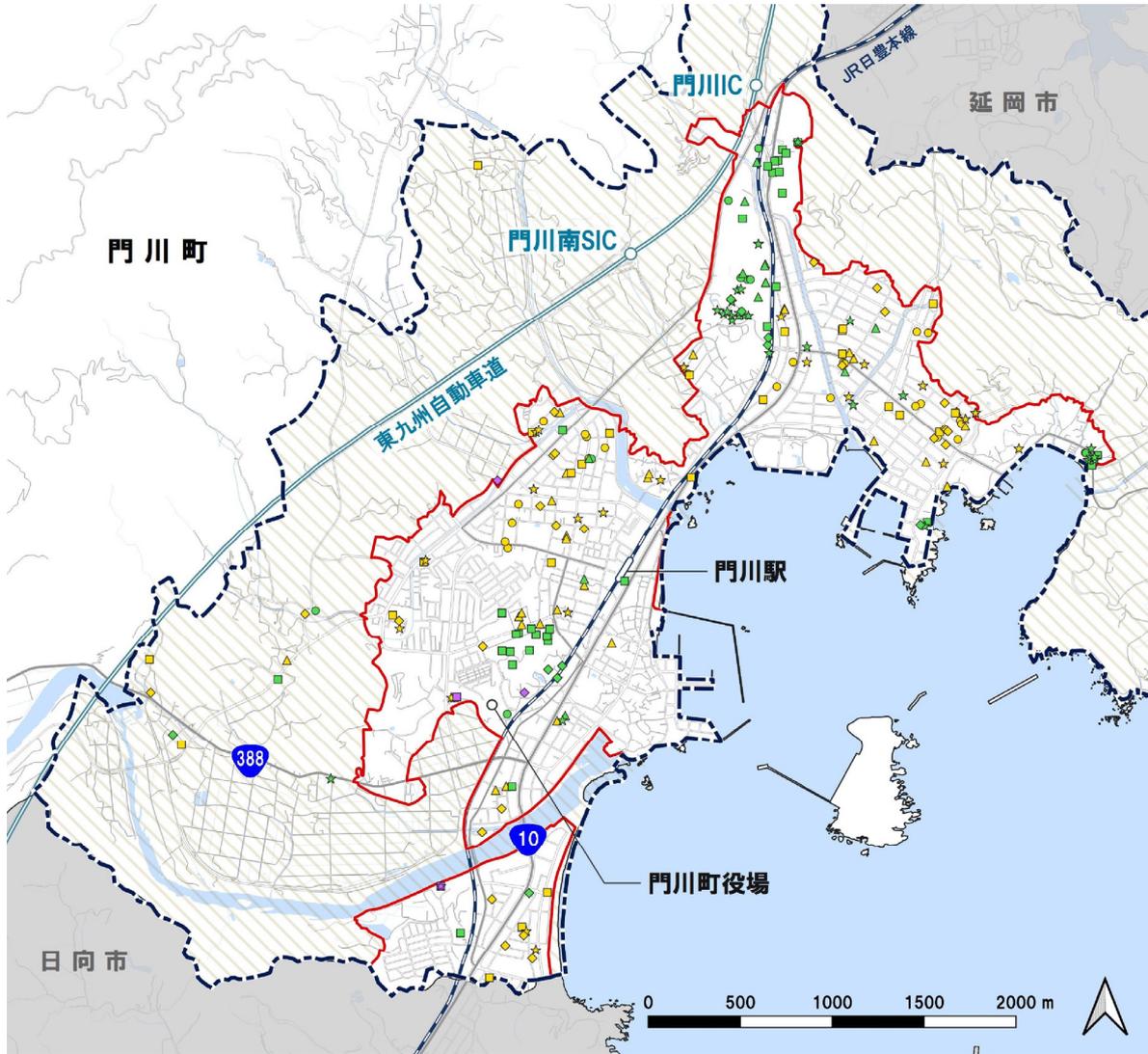


図 農地転用件数・面積の推移

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和 4 年度）



【農地転用】						
	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	
住宅用地	●	▲	■	★	◆	都市計画区域
工業用地	●	▲	■	★	◆	市街化区域
公共用地	●	▲	■	★	◆	市街化調整区域
その他	●	▲	■	★	◆	

図 農地転用状況図

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和4年度）

② 新築動向

本町の新築着工状況は、2016年から2020年の5年間で397件、年間約80件が建築されています。用途別にみると、住宅が347件で最も多く約9割を占めています。また、区域別では、市街化区域内での新築件数が9割以上を占めています。

表 新築着工の状況（2016年～2020年の合計）

区 域	新 築 件 数 (件)					構成比
	住宅	商業	工業	その他	合計	
市街化区域	327	21	5	17	370	93.2%
市街化調整区域	20	2	1	4	27	6.8%
合 計	347	23	6	21	397	100.0%
	87.4%	5.8%	1.5%	5.3%	100.0%	

区 域	敷 地 面 積 (㎡)					構成比
	住宅	商業	工業	その他	合計	
市街化区域	99,708	26,580	5,939	32,740	164,967	86.4%
市街化調整区域	7,933	1,820	10,052	6,165	25,970	13.6%
合 計	107,641	28,400	15,991	38,905	190,937	100.0%
	56.4%	14.9%	8.4%	20.4%	100.0%	

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和4年度）

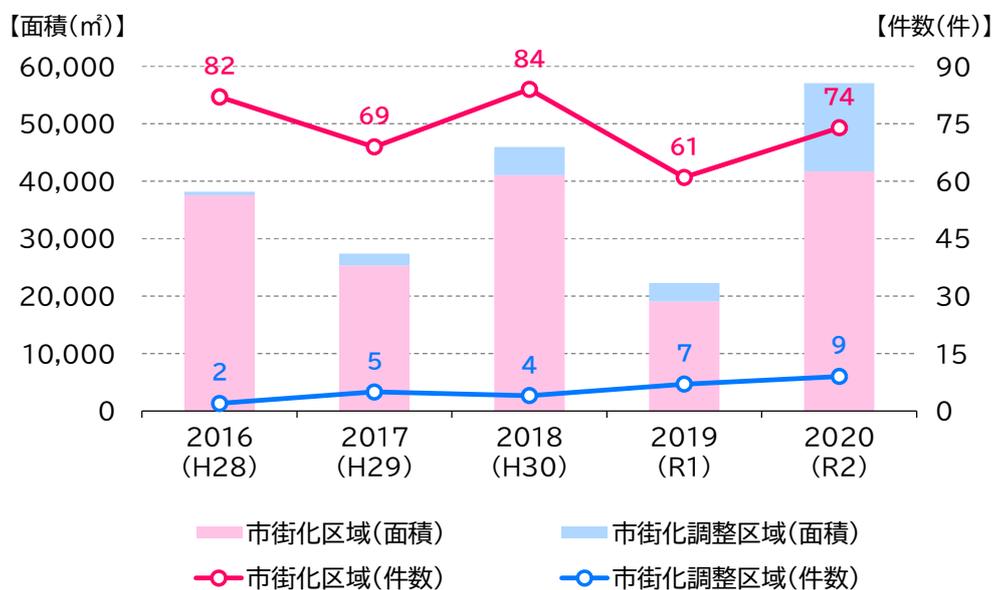
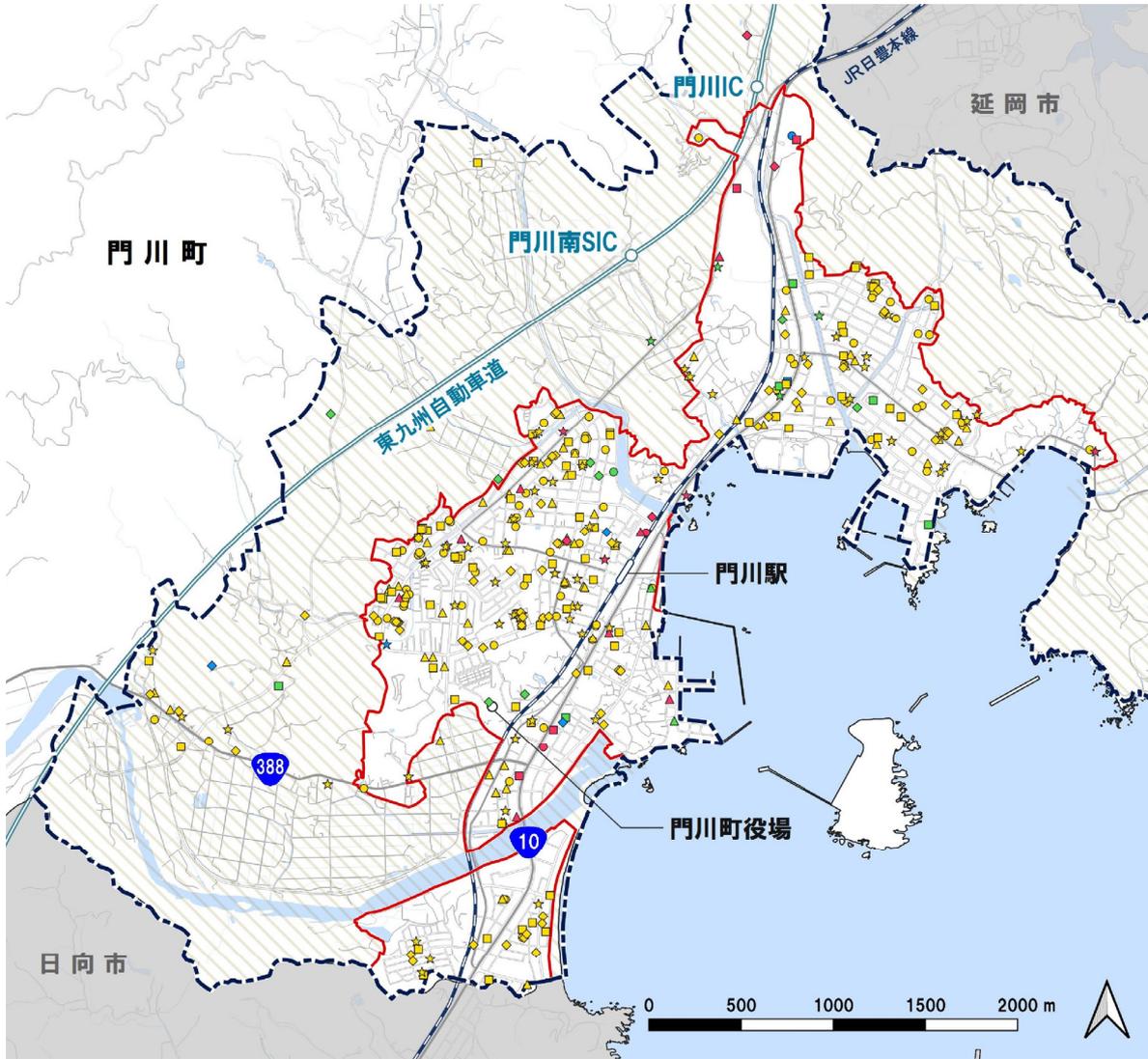


図 新築件数・敷地面積の推移

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和4年度）



【新築着工】						
	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	
住宅	●	▲	■	★	◆	□ 都市計画区域 □ 市街化区域 ▨ 市街化調整区域
商業	●	▲	■	★	◆	
工業	●	▲	■	★	◆	
その他	●	▲	■	★	◆	

図 新築着工建物の状況図

資料：宮崎県都市計画基礎調査（令和4年度）

③ 市街地整備の状況

本町では、現在の市街化区域面積（517ha）の約 4 割（229.8ha）にあたる範囲で 7 地区の土地区画整理事業が施行され、全ての地区で施行済みとなっています。

表 区画整理事業

番号	地区名	施行者	施行面積 (ha)	都市計画 決定日	事業計画 決定等年月日	換地処分	備考
①	宮ヶ原	門川町	33.5	S49.09.13	S37.03.29	S44.12.26	施行済
②	中須	門川町	24.6	S43.05.20	S43.10.29	S57.07.10	施行済
③	草川	門川町	97.8	S45.12.22	S46.09.07	H7.09.01	施行済
④	宮ノ口	門川町	39.2	S49.09.13	S51.06.28	S62.12.25	施行済
⑤	北宮ヶ原	門川町	3.4	S61.02.06	S61.08.28	H3.02.15	施行済
⑥	南町	門川町	28.9	S61.09.12	S62.04.03	H17.01.07	施行済
⑦	駅前	組合	2.4	—	H13.09.25	H14.09.19	施行済
	合計		229.8				

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料：宮崎県の都市計画（資料編）2024

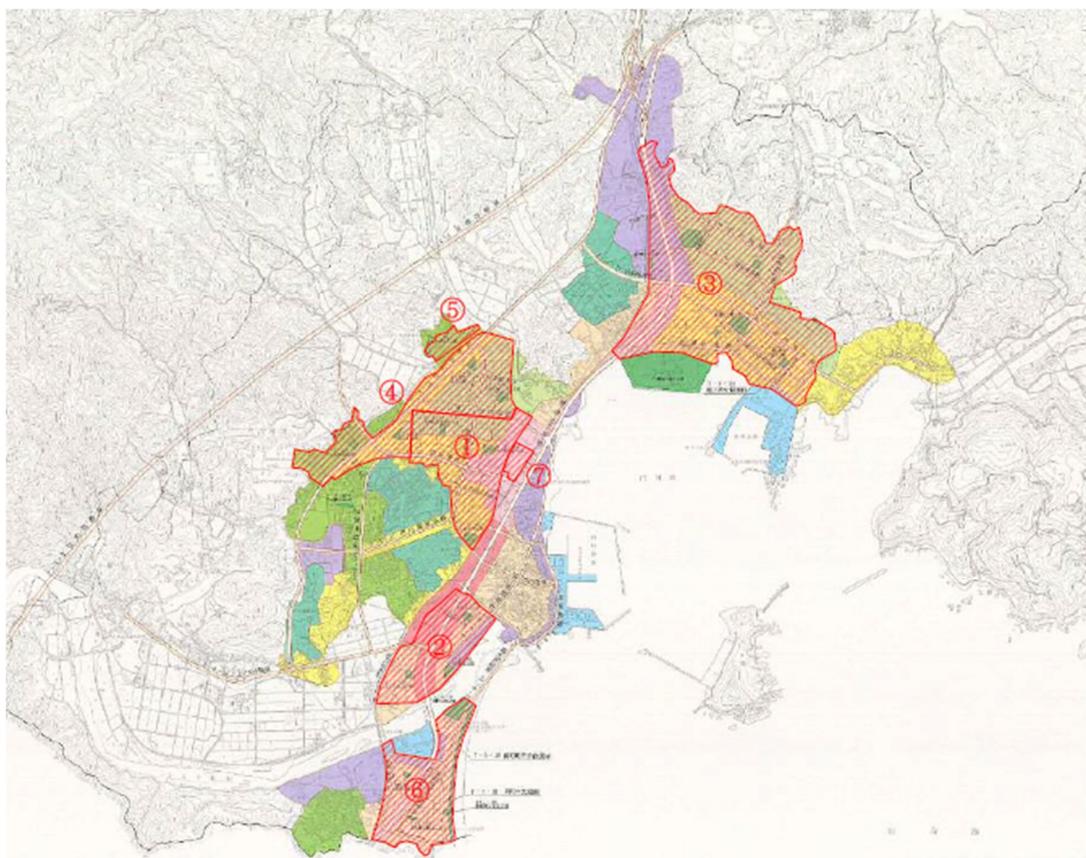


図 土地区画整理施行箇所図

資料：町提供資料

④ 空き家の状況

本町の空き家数は、2003年から2023年の20年間で約350戸増加し、空き家率は5.5%から9.7%まで上昇していますが、宮崎県の空き家率と比較すると低くなっています。

また、宮崎県内の他市町（人口1万5千人以上）の空き家率と比較すると、最も低くなっています。



図 住宅総数・空き家の推移

資料：住宅・土地統計調査

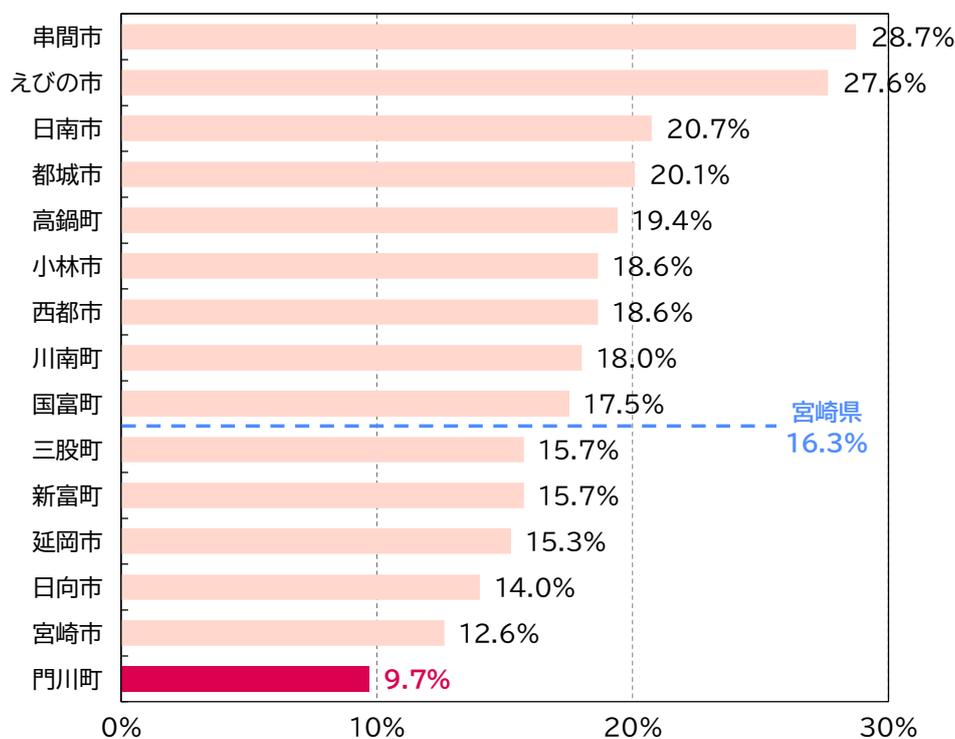


図 宮崎県内の空き家率（2023年）

資料：令和5年 住宅・土地統計調査
 （人口1万5千人未満の町村の結果は公表されていない）

4) 工業団地の状況

本町には竹名工業団地が整備されており、製造業や食品製造業等の企業 6 社が操業しています。また、2020（令和 2）年に門川南スマートインターチェンジ付近を想定した工業団地基本計画を策定し、企業立地の適地選定について検討を進めています。

そのほか、南町や門川漁港周辺、庵川漁港周辺にも工場が集積しています。

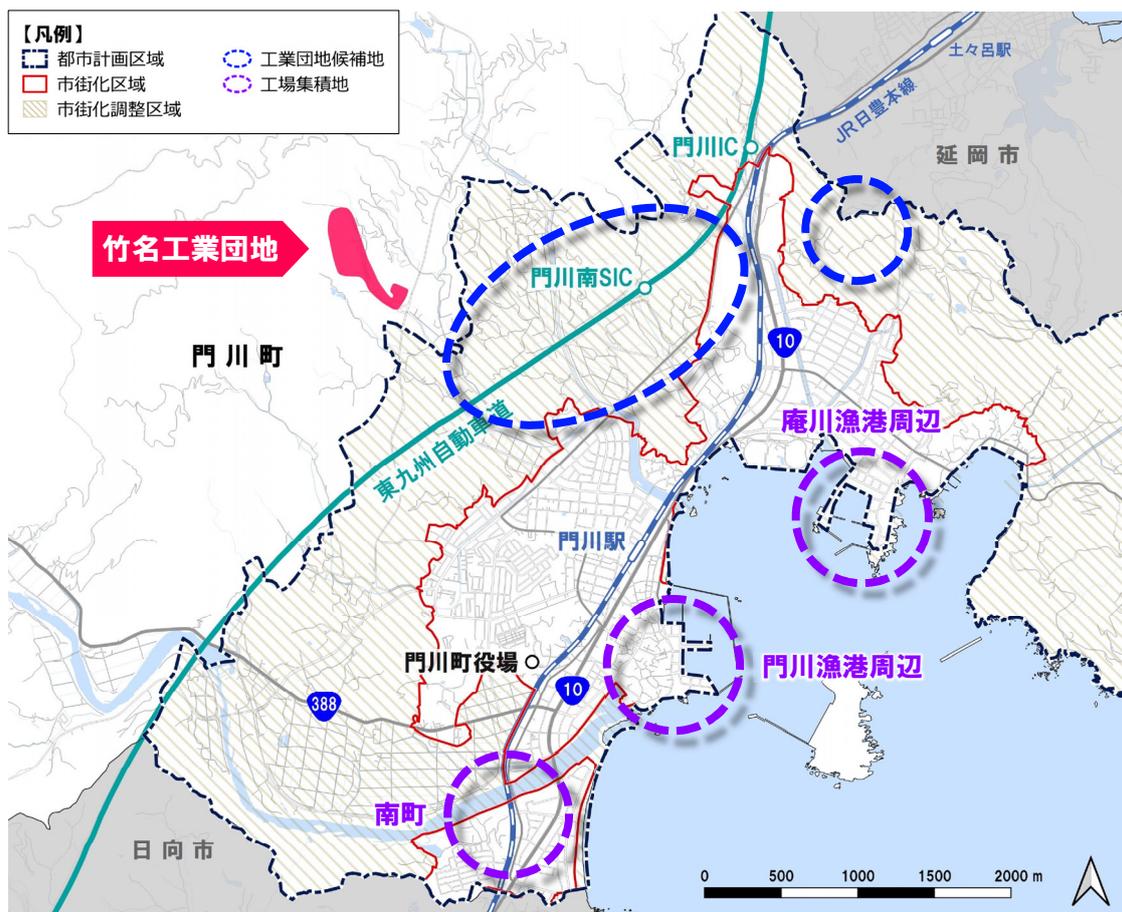


図 工業団地・工場集積地の状況図

資料：令和 2 年度 門川町工業団地基本計画

(4) 都市施設・公共交通

1) 都市施設の状況

① 都市施設（道路）

本町の都市計画道路は、26路線中20路線が整備・改良済みであり、整備改良率は87.3%となっています。

表 都市計画道路の整備状況

決定年月日		路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	整備 改良率
当初	最終					
S60.5.17	H13.1.9	1・3・1 延岡外環状線	24	1,350	1,350	100.0%
H8.10.17	H18.12.25	1・3・3 延岡西都線	24	5,530	5,530	100.0%
S37.3.30	H15.1.19	3・3・1 国道10号線	23	5,700	5,200	91.2%
S49.9.13	R5.3.28	3・3・21 加草中村線	22	640	130	20.3%
S44.5.20	H8.6.27	3・4・21 加草庵川線	16	1,930	1,930	100.0%
S36.3.16	S56.7.3	3・4・22 駅前通線	16	1,440	1,100	76.4%
S49.9.13	R5.4.27	3・4・23 南町加草線	16	4,750	3,250	68.4%
S52.1.18	S52.6.17	3・4・24 上ノ町小園線	16	2,050	121	5.9%
S44.5.20	S52.6.6	3・5・21 栄町通線	12	650	650	100.0%
S49.8.15	S52.6.6	3・5・22 南町平城線	12	1,300	1,300	100.0%
S37.3.30	S60.5.13	3・5・23 中央通線	12	1,520	1,520	100.0%
S45.12.18	S57.9.7	3・5・24 白方通線	12	730	730	100.0%
S28.6.6	S52.6.6	3・5・25 中尾通線	12	1,760	1,760	100.0%
S44.5.20	S52.6.6	3・5・26 海岸通線	12	1,350	1,350	100.0%
S48.6.18	S52.6.6	3・5・27 門川農高通線	12	940	760	80.9%
S44.8.15	S52.6.6	3・5・28 門川港線	12	490	490	100.0%
S57.9.7	H25.3.11	3・5・29 庵川西通線	12	950	950	100.0%
S61.9.12	H15.1.19	3・5・30 南町通線	12	750	750	100.0%
S61.7.29	H25.3.11	3・5・31 南町東通線	12	1,150	1,150	100.0%
S27.7.24	S61.7.29	3・6・1 臨港通線	12	1,660	1,660	100.0%
S60.7.10		7・6・32 草川小学校通線	10	820	820	100.0%
S60.7.10		7・7・33 庵川西公園通線	6	220	220	100.0%
S63.3.30		7・7・34 南町公民館通線	6	490	490	100.0%
S63.3.30		7・7・35 南町中央通線	6	220	220	100.0%
S63.3.30		7・7・36 南町町民会館通線	9	100	100	100.0%
S63.3.30		7・7・37 須賀崎通線	9	630	630	100.0%
合 計		26路線	—	39,120	34,161	87.3%

(令和6年3月31日現在)

資料：宮崎県の都市計画（資料編）2024

② 都市施設（公園）

本町には都市計画公園が23箇所（総面積20.19ha）立地しており、全て整備済みとなっています。

表 都市計画公園の整備状況

種別	決定年月日		公園名	決定面積 (ha)	供用面積 (ha)	備考
	当初	最終				
街区	S53.5.26		2・2・251 上ノ町街区公園	0.20	0.20	整備済
	S53.5.26		2・2・252 中須街区公園	0.27	0.27	整備済
	S53.5.26		2・2・253 本町街区公園	0.22	0.22	整備済
	S53.5.26		2・2・254 平城街区公園	0.57	0.57	整備済
	S53.5.26		2・2・255 中央街区公園	0.53	0.53	整備済
	S53.5.26		2・2・256 東栄町街区公園	0.28	0.28	整備済
	S53.5.26	S62.12.1	2・2・257 西栄町第1街区公園	0.26	0.26	整備済
	S53.5.26		2・2・258 加草街区公園	0.11	0.11	整備済
	S57.11.30	S62.12.1	2・2・259 栄ヶ丘街区公園	0.15	0.15	整備済
	S57.11.30	S62.12.1	2・2・260 西栄町第2街区公園	0.18	0.18	整備済
	S57.11.30	S62.12.1	2・2・261 宮ヶ原第1街区公園	0.26	0.26	整備済
	S57.11.30	S62.12.1	2・2・262 宮ヶ原第2街区公園	0.44	0.44	整備済
	S59.9.25		2・2・263 北宮ヶ原街区公園	0.25	0.25	整備済
	S62.12.1		2・2・264 庵川西街区公園	0.20	0.20	整備済
	H6.10.14		2・2・265 南町第1街区公園	0.15	0.15	整備済
	H6.10.14		2・2・266 南町第2街区公園	0.14	0.14	整備済
	H6.10.14		2・2・267 南町第3街区公園	0.10	0.10	整備済
	S55.4.1		2・2・268 愛宕山街区公園	0.21	0.21	整備済
	H12.9.19		2・2・269 南ヶ丘街区公園	0.17	0.17	整備済
近隣	S62.12.1		3・3・61 庵川西近隣公園	1.00	1.00	整備済
	H3.8.13		3・3・62 南町近隣公園	1.00	1.00	整備済
	H12.9.19		3・3・63 ふれあい多目的広場	3.20	3.20	整備済
総合	S62.12.8		5・5・2 門川海浜総合公園	10.30	10.30	整備済
—	—		平城近隣公園	—	—	整備済
—	—		須賀崎街区公園	—	—	整備済
—	—		城ヶ丘街区公園	—	—	整備済
合計				20.19	20.19	

（令和6年3月31日現在）

資料：宮崎県の都市計画（資料編）2024



③ 都市施設（下水）

本町では、公共下水道は整備されておらず、都市下水路は総延長が6,737m、集水面積が388haで、全て整備済みとなっています。

表 都市下水路の整備状況

名称	幅員	供用延長 (m)	集水面積 (ha)	備考
宮ヶ原都市下水路	1.3 - 2.0	1,600	71	整備済
本村都市下水路	1.6 - 2.3	600	38	整備済
本町都市下水路	1.2 - 2.5	1,080	51	整備済
深迫都市下水路	1.1 - 2.8	135	18	整備済
白方都市下水路	1.6 - 2.8	500	30	整備済
皿山田都市下水路	1.6 - 2.8	556	32	整備済
宮ノ口都市下水路	1.7 - 2.0	410	35	整備済
西又都市下水路	1.9	256	49	整備済
平城都市下水路	1.0 - 1.8	230	31	整備済
南町都市下水路	0.7 - 1.7	1,370	33	整備済
合計		6,737	388	

（令和6年3月31日現在）

資料：宮崎県の都市計画（資料編）2024

④ 都市施設（その他）

その他の都市施設として、門川町衛生センターや門川清掃工場等があり、現在、門川町衛生センターは更新中であり、その他の施設は整備済みとなっています。

表 その他の施設の整備状況

	名称	規模	備考
汚物処理場	門川町衛生センター	計画：1.1ha 供用：1.0ha	更新中
ごみ焼却場	門川清掃工場	計画：2.2ha 供用：2.2ha	整備済
河川	丸バエ川	L=2.3km W=16m - 26m	整備済
	丸バエ川 支流	L=0.9km W=9m - 14m	整備済

（令和6年3月31日現在）

資料：宮崎県の都市計画（資料編）2024

第2章 門川町の現況と課題

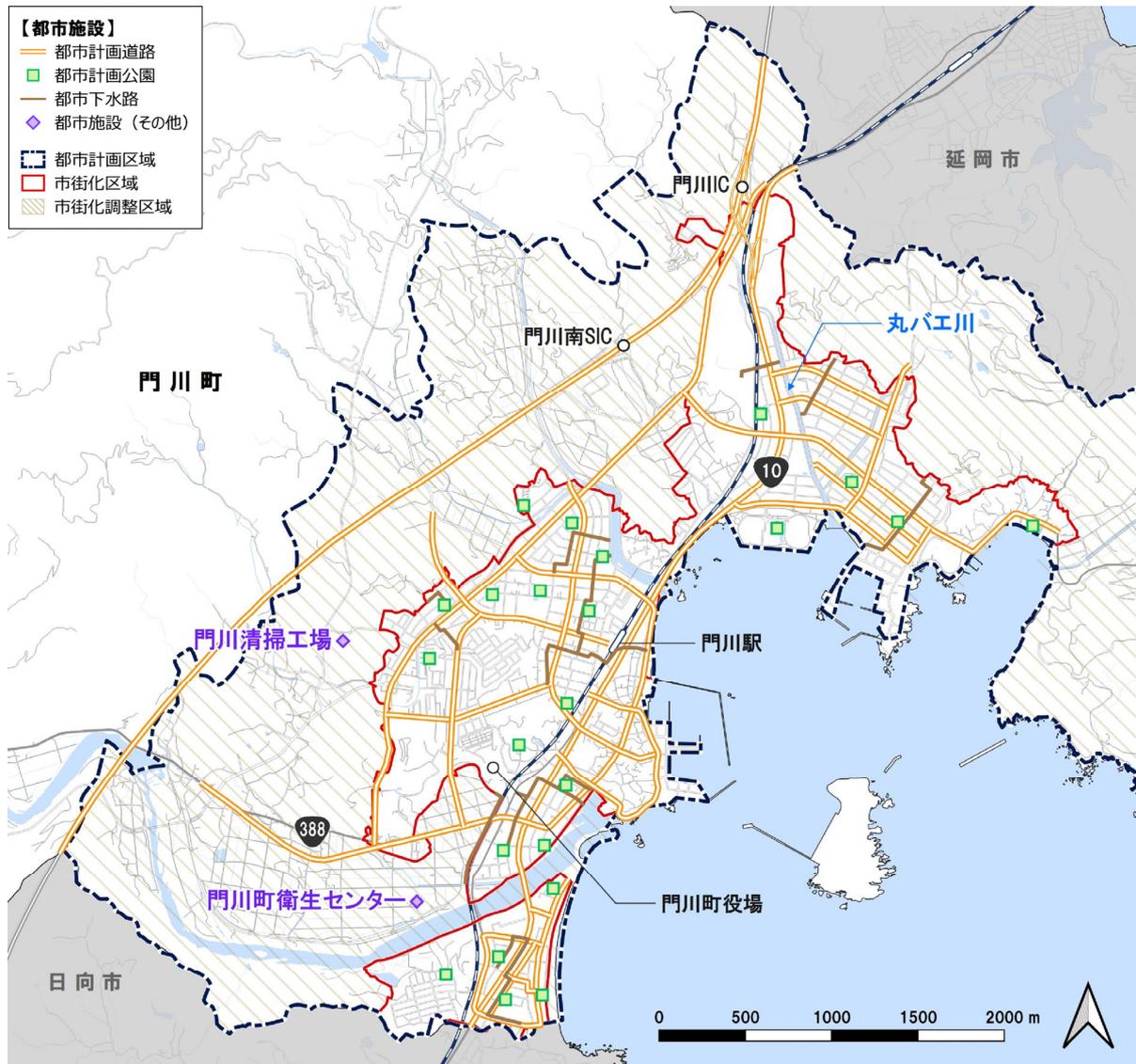


図 都市施設の位置図



▲ 都市計画道路
(南町加草線)



▲ 心の杜ふれあい多目的広場

⑤ 公営住宅（町営住宅）

本町では、町営住宅5団地、53棟、370戸を管理しています。栄ヶ丘団地以外の住棟は旧耐震基準の建築物で、建築後50年以上経過し、既に耐用年限を経過している住棟も多くなっています。また、橋ノ口団地、宮ヶ原団地、平城団地の一部においては、旧耐震基準に基づく施設の耐震診断、耐震改修が未実施です。

表 町営住宅の整備状況

No.	団地名	建築年度	経過年数	構造	棟数	戸数	耐震診断実施年	耐震改修実施年
1	栄ヶ丘団地	2005年（H17）	20年	高耐	2棟	56戸	—	—
		2010年（H22）	15年	中耐	1棟	20戸	—	—
		2018年（H30）	7年	中耐	1棟	20戸	—	—
2	橋ノ口団地	1970年（S45）	55年	準平	9棟	30戸	未実施	未実施
		1969年（S44）	56年	準平	5棟	20戸	未実施	未実施
		1971年（S46）	54年	準平	4棟	16戸	未実施	未実施
3	平城団地	1972年（S47）	53年	準平	5棟	18戸	未実施	未実施
		1973年（S48）	52年	準平	4棟	18戸	未実施	未実施
		1975年（S50）	50年	準平	2棟	10戸	未実施	未実施
		1974年（S49）	51年	準平	4棟	20戸	未実施	未実施
		1974年（S49）	51年	準二	5棟	20戸	未実施	未実施
		1975年（S50）	50年	準二	3棟	14戸	未実施	未実施
		1978年（S53）	50年	中耐	1棟	18戸	H23	不要
		1979年（S54）	46年	中耐	1棟	18戸	H23	不要
		1980年（S55）	45年	中耐	1棟	18戸	H23	不要
4	西ノ山団地	1976年（S51）	49年	中耐	1棟	24戸	H23	不要
		1977年（S52）	48年	中耐	1棟	24戸	H23	不要
5	宮ヶ原団地	1978年（S53）	47年	低耐	3棟	6戸	未実施	未実施
合 計					53棟	370戸		

準平・・・準耐火構造平屋建て
 準二・・・準耐火構造二階建て
 低耐・・・低層耐火構造（1・2階建て）
 中耐・・・中層耐火構造（3～5階建て）
 高耐・・・高層耐火構造（6階建て以上）

資料：門川町公営住宅等長寿命化計画（令和7年）
 門川町公共施設等総合管理計画（令和6年）



図 町営住宅の位置図

資料：門川町公営住宅等長寿命化計画（令和7年）

2) 公共交通の状況

① 運行状況

本町の主な公共交通網は、鉄道（JR日豊本線）、路線バス（宮崎交通・宮交タクシー）、乗合タクシー（かどっぴータクシー）、一般タクシーで構成されています。その他にも、かどがわ温泉 心の杜の無料送迎バスが運行されています。

表 町内公共交通の運行状況

交通モード	路線名・運行エリア	方面・運行曜日	運行状況
鉄道	JR日豊本線 門川駅	上り（延岡方面）	特急：8本/日、普通：17本/日
		下り（宮崎方面）	特急：5本/日、普通：16本/日
高速バス	ひむか（延岡～宮崎）	—	2021年3月以降 運休中
路線バス	日向-延岡線	延岡→門川→日向	平日：10便/日、土日祝：7便日
		日向→門川→延岡	平日：10便/日、土日祝：7便日
	日向-小原線	小原→門川→日向	平日：2便/日、土日祝：なし
		日向→門川→小原	平日：2便/日、土日祝：なし
乗合 タクシー	牧山線（牧山/谷ノ山）	月・水曜日	往路：2便/日、復路：2便/日
	大迫・庵川線	水曜日	往路：2便/日、復路：2便/日
	竹名・中村線	金曜日	往路：2便/日、復路：2便/日
	中山・五十鈴線/大池・中山線	火曜日	往路：2便/日、復路：2便/日
	本町巡回線	月・火・水・金曜日	尾末方面：3便/日、本町方面：3便/日
	三ヶ瀬線	月・水・金曜日	予約制



図 町内公共交通の運行路線図

資料：門川町地域公共交通計画（令和6年1月改訂）

② 利用状況

JR門川駅の1日当たりの乗車人員数は、2018年までは概ね400人程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年は344人まで減少しました。その後は回復傾向となり、2023年は429人となっています。

路線バスの利用者数は、概ね横ばい傾向にあり、2021年は87,471人となっています。

乗合タクシーの利用者数は、2017年10月の本格運行以降は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少傾向に転じ、2021年は5,262人となっています。

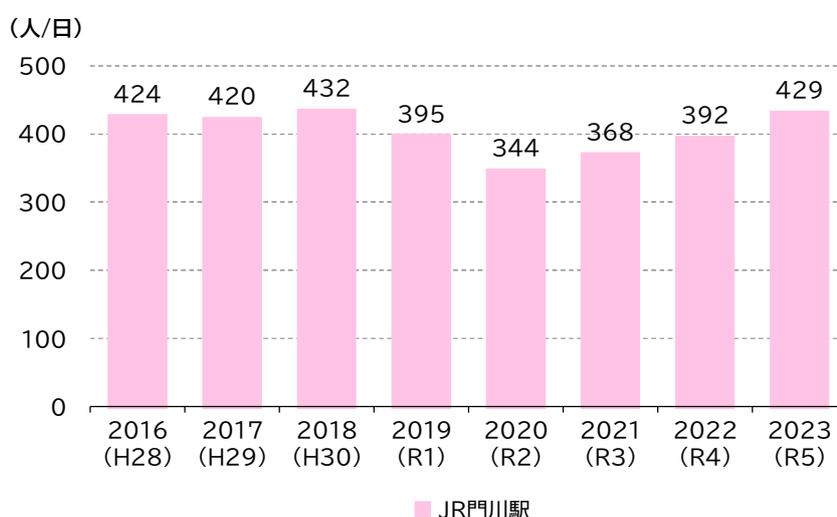


図 JR門川駅の1日当たりの乗車人員数の推移

資料：JR九州 駅別乗車人員（各年4月～3月）

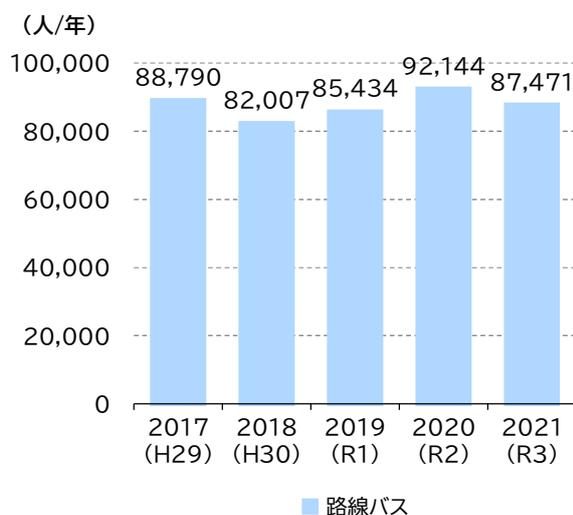


図 路線バス利用者数の推移

資料：門川町地域公共交通計画
（各年10月～9月）

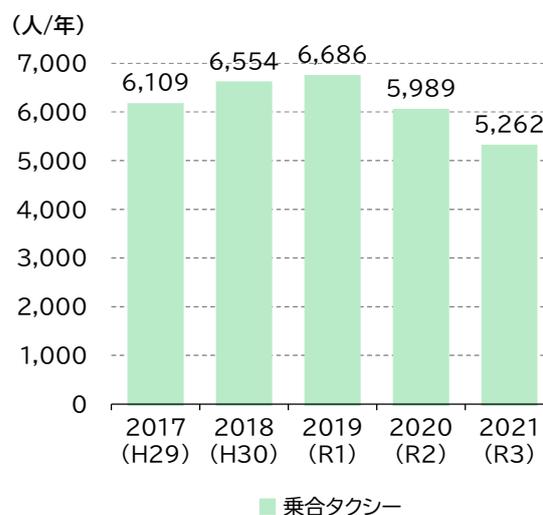


図 乗合タクシー利用者数の推移

資料：門川町地域公共交通計画
（各年10月～9月）

(5) 災害リスク

1) 地震

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）」によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、五十鈴地域及び小松大丸地域の一部で最大震度 7、市街化区域内のほぼ全域で最大震度 6 強、その他の広い範囲で最大震度 6 弱が想定されています。

また、市街化区域内の広い範囲で、液状化可能性が「大」と想定されています。

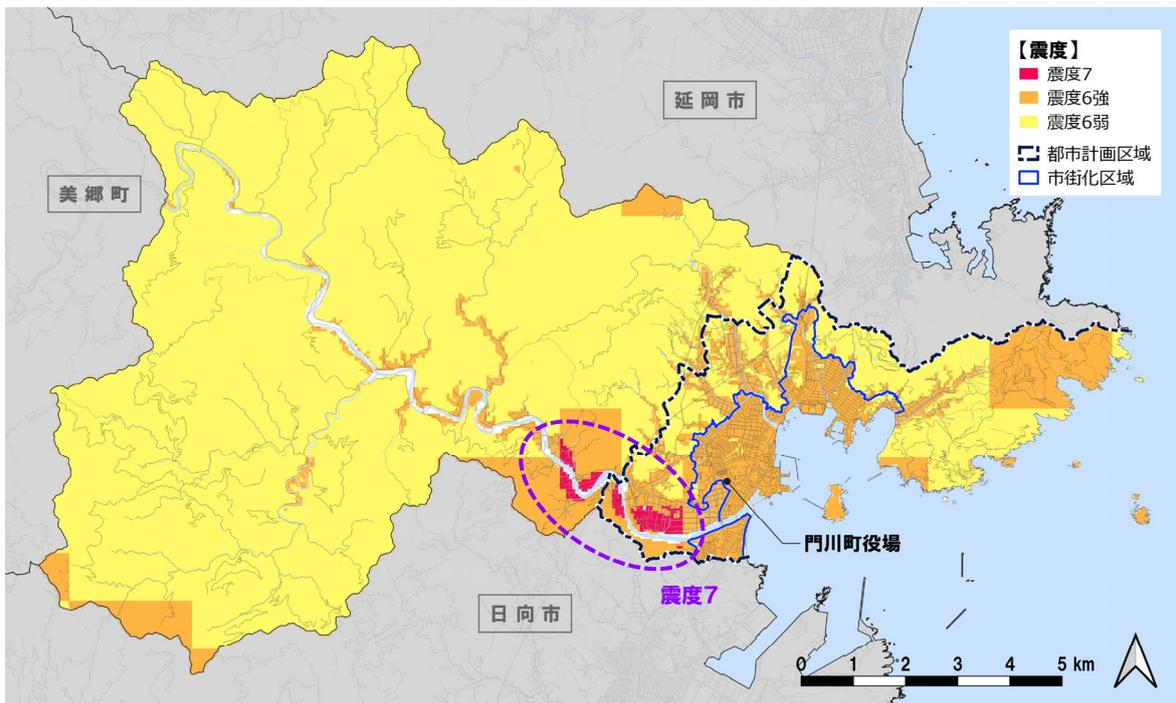


図 南海トラフ巨大地震による震度分布図

資料：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）

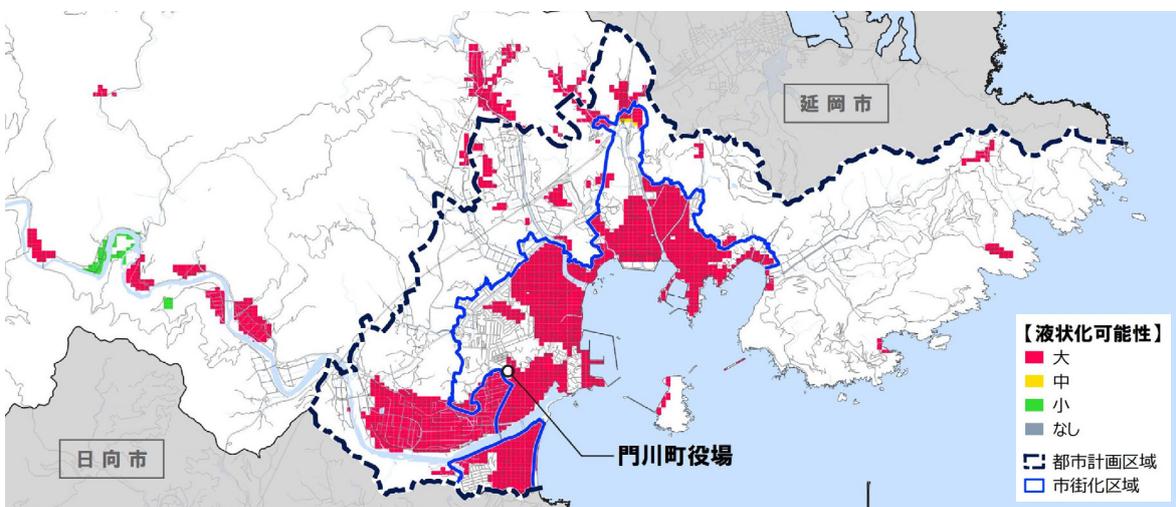


図 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図

資料：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）

2) 津波

「宮崎県津波浸水想定（南海トラフ巨大地震等）（令和7年8月）」によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波により町域の約6%に当たる670haの浸水が想定されています。また、沿岸部や丸バエ川及び新川の河川沿いで浸水深5.0m～10.0mの浸水が想定され、遠見半島の沿岸部では10m以上の浸水が想定されている箇所があります。

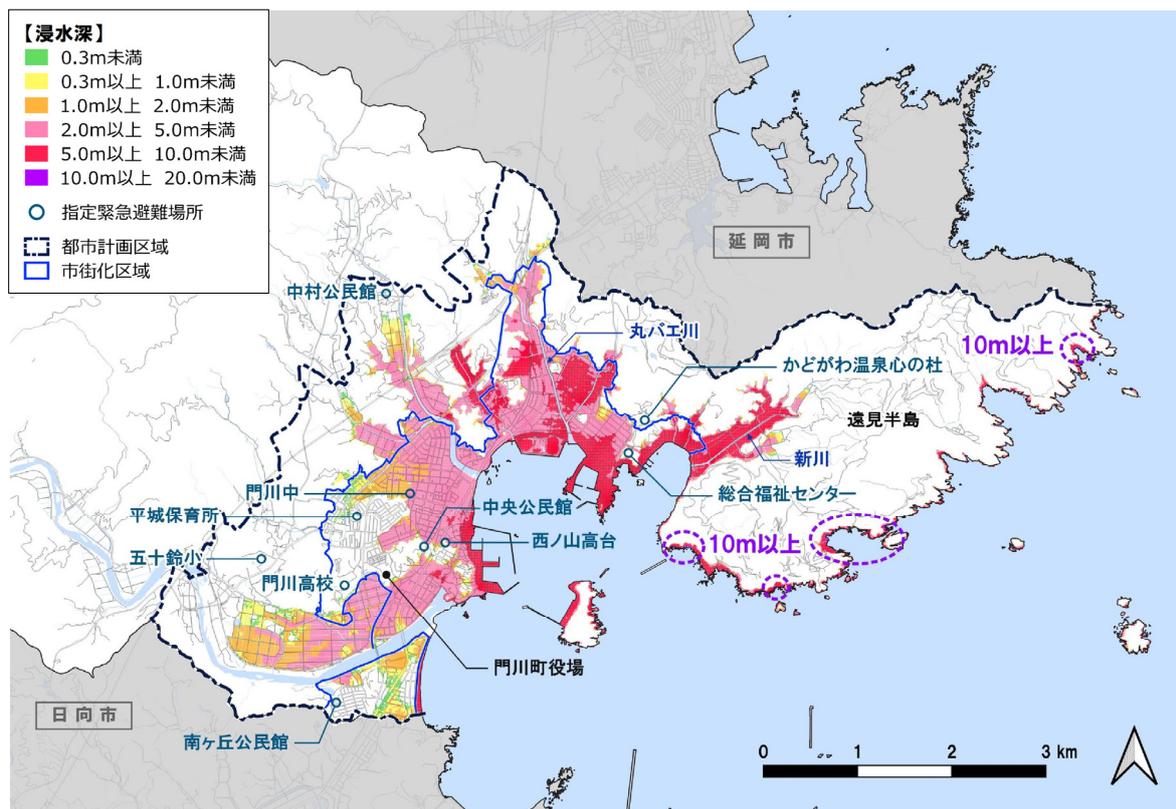


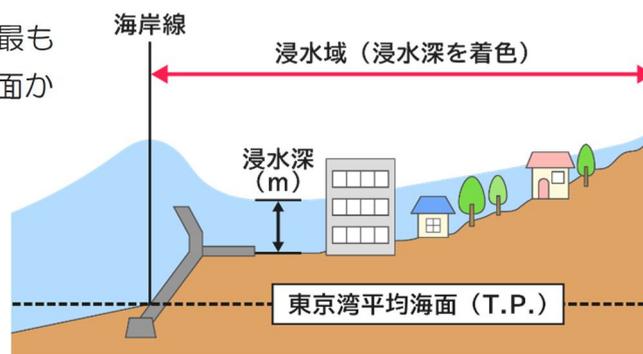
図 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定（最大想定）

資料：宮崎県津波浸水想定（南海トラフ巨大地震等）（令和7年8月）

【浸水想定について】

■ 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

■ 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



（資料：宮崎県津波浸水想定（南海トラフ巨大地震等）（令和7年8月））

3) 高潮

本町では、沿岸部及び河川沿いが高潮浸水区域に指定されており、浸水深が 1.0m～3.0mのエリアが最も多くなっています。また、五十鈴川沿いの一部では 3.0m～5.0m の浸水が想定されています。

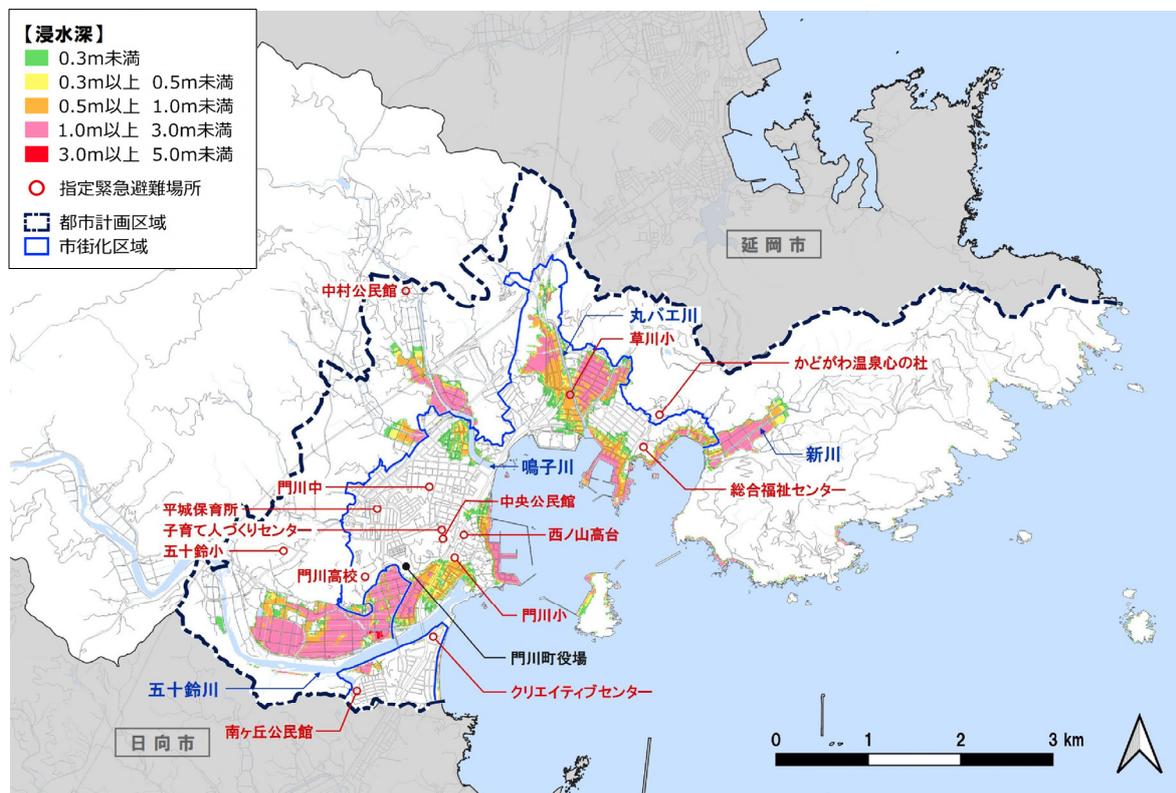


図 高潮浸水想定区域

資料：国土数値情報（令和 5 年度）



▲ 草川小学校屋上避難施設での避難訓練風景

4) 洪水

想定最大規模^{*}の降雨が発生した場合、五十鈴川周辺では広い範囲で 5.0m～10.0m の浸水が想定されています。特に、上流側の松瀬地域では 10.0m以上の浸水が想定されている箇所があります。

※ 想定最大規模：概ね 1000 年に 1 回の確率で発生する規模

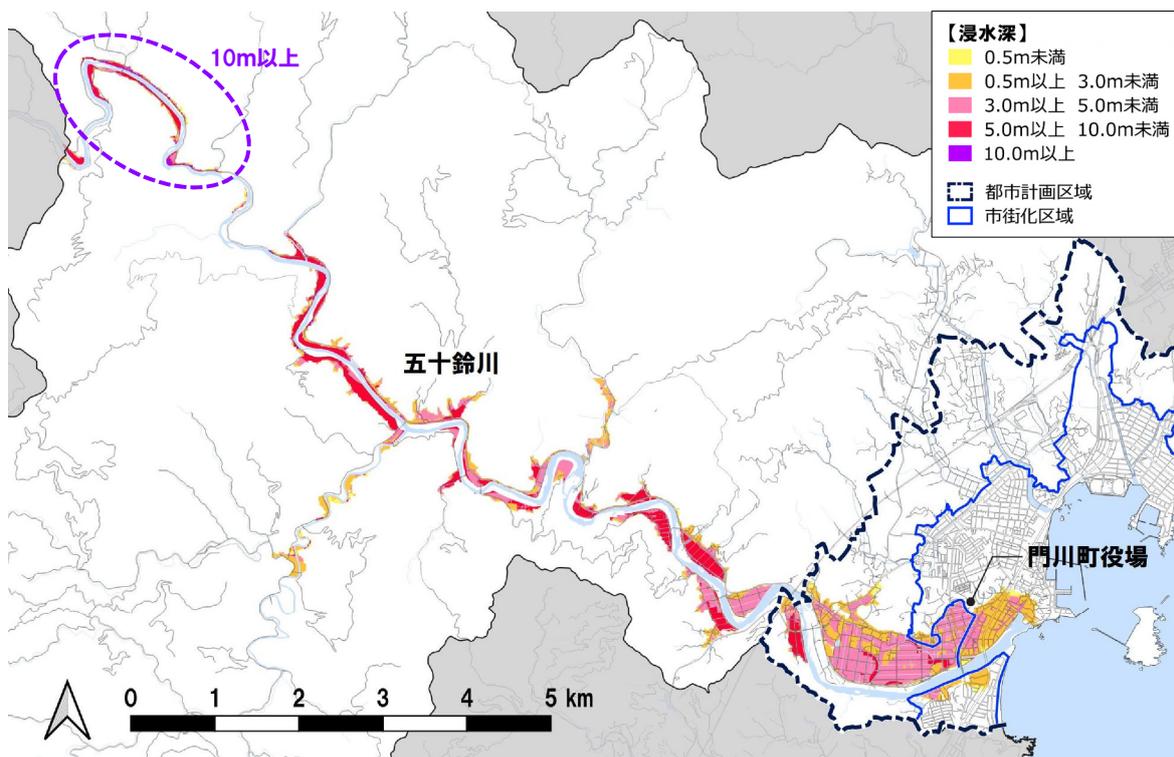


図 五十鈴川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

資料：国土数値情報（令和 6 年度）

【浸水の目安】

浸水した場合に
想定される水深
(右図)



(資料：国土交通省 浸水ナビ)

5) 土砂災害（特別）警戒区域

本町では、令和 7 年 3 月末現在、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が 386 箇所、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が 346 箇所指定されています。主に、河川沿いや市街化区域の縁辺部に位置する山麓部を中心に指定されています。

表 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等 指定箇所数							
合 計		土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり	
警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒
386	346	78	44	306	302	2	0

資料：宮崎県 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和 7 年 3 月末時点）

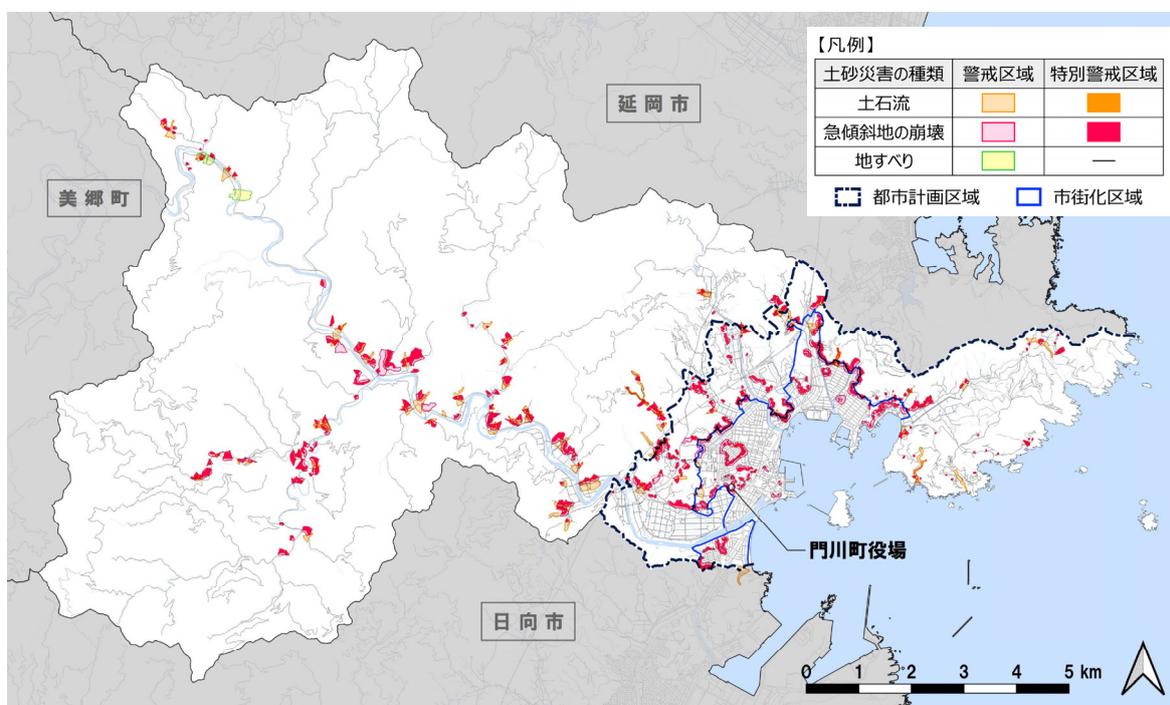


図 土砂災害警戒区域等の指定状況

資料：国土数値情報（令和 6 年度）



▲ 土砂崩れ

6) 緊急輸送道路

本町における緊急輸送道路は、「第1次緊急輸送道路ネットワーク」に東九州自動車道、国道10号、町道小園大池線の3路線、「第2次緊急輸送道路ネットワーク」に国道388号の1路線が指定されています。

表 緊急輸送道路の指定状況

種類	路線名
第1次緊急輸送道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 東九州自動車道 国道10号 町道 小園大池線
第2次緊急輸送道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 国道388号

■第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

■第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

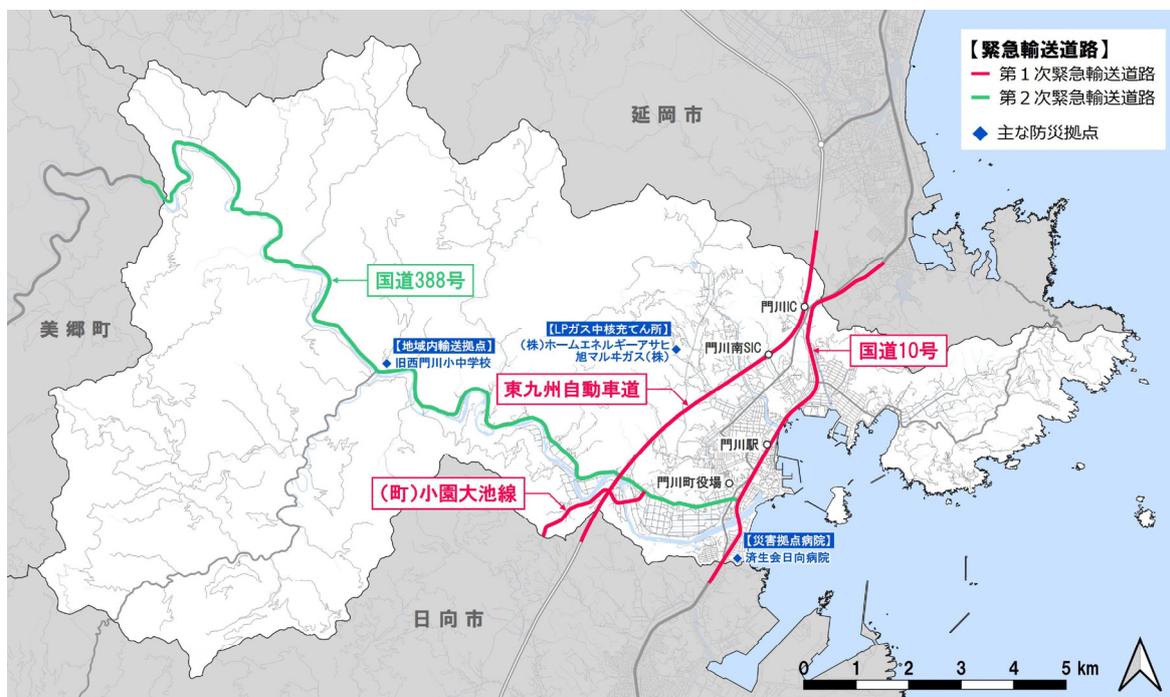


図 緊急輸送道路

資料：宮崎県 緊急輸送道路ネットワーク計画図

2-2. 上位関連計画の把握と整理

(1) 上位計画

1) 第6次門川町長期総合計画（令和3年3月／門川町）

計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間										
計画の目的	<p>○近年の社会経済情勢の変化に対応する政策の基本指針となる「第5次門川町長期総合計画後期計画」を見直し、「第6次門川町長期総合計画」を策定する。</p> <p>○門川町の今後進むべき方向と、これを実現するための基本的な方策を示すもので、町政運営の指針となるものである。</p>										
基本理念	<p><u>日本一住みよい門川町</u></p> <p>本格的な少子高齢化や人口減少社会の到来、情報化の進展、環境問題の深刻化、地方分権化などの社会環境の変化に的確に対応しながら、誰もが住みよいまちづくりの実現を目指す。</p>										
基本方針	<p><u>町民一人ひとりが主役の町づくり</u></p> <p>○誰もが住みよい町を目指すため最も大切なことは、町民一人ひとりが「主役」となることである。</p> <p>○町民一人ひとりの考え方は異なったとしても、地元を想う気持ち、大切に思う気持ちは同じであり、自らが「かどがわの未来づくり」を意識し、まちづくりに積極的に関わっていくことが重要である。</p>										
計画大綱 (関連項目)	<p>【政策1】快適生活のまちづくり</p> <table border="1"> <tr> <td>1-1 環境の保全</td> <td>○環境問題への意識高揚や脱炭素社会や循環型社会・自然と共生する社会の構築を目指す。</td> </tr> <tr> <td>1-3 上水道</td> <td>○水道管路や機器の更新を定期的に行い、災害時に強い施設の整備ライフラインの確保を重点的に進めていき、併せて経営の効率化を図る。</td> </tr> <tr> <td>1-4 町営住宅</td> <td> <p>○今後の社会情勢の変化を見極めつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基に、居住水準の向上、良質な居住環境の整備を目的として、既設団地の改善や更新を図る。</p> <p>○高齢者等に配慮した住宅や、子どもを安心して生み育てられる環境を有した住宅の整備を行い、快適な生活が送れる住まいづくりを推進する。</p> </td> </tr> <tr> <td>1-5 都市計画</td> <td>○「門川町都市計画マスタープラン」に基づき、魅力ある都市づくりを行うために、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するとともに、豊かな自然環境を保全し、農林漁業との健全な調和を図りつつ適正な制限のもとに、土地の合理的な利用を目指す。</td> </tr> <tr> <td>1-6 交通環境の整備</td> <td> <p>○国道・県道と有機的な結合をもった町道の整備を進め、圏域内交流や日常生活および産業活動における交通利便性の向上に努める。</p> <p>○公共交通機関については、地域の実情に応じた交通手段の確保を図る。</p> </td> </tr> </table>	1-1 環境の保全	○環境問題への意識高揚や脱炭素社会や循環型社会・自然と共生する社会の構築を目指す。	1-3 上水道	○水道管路や機器の更新を定期的に行い、災害時に強い施設の整備ライフラインの確保を重点的に進めていき、併せて経営の効率化を図る。	1-4 町営住宅	<p>○今後の社会情勢の変化を見極めつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基に、居住水準の向上、良質な居住環境の整備を目的として、既設団地の改善や更新を図る。</p> <p>○高齢者等に配慮した住宅や、子どもを安心して生み育てられる環境を有した住宅の整備を行い、快適な生活が送れる住まいづくりを推進する。</p>	1-5 都市計画	○「門川町都市計画マスタープラン」に基づき、魅力ある都市づくりを行うために、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するとともに、豊かな自然環境を保全し、農林漁業との健全な調和を図りつつ適正な制限のもとに、土地の合理的な利用を目指す。	1-6 交通環境の整備	<p>○国道・県道と有機的な結合をもった町道の整備を進め、圏域内交流や日常生活および産業活動における交通利便性の向上に努める。</p> <p>○公共交通機関については、地域の実情に応じた交通手段の確保を図る。</p>
1-1 環境の保全	○環境問題への意識高揚や脱炭素社会や循環型社会・自然と共生する社会の構築を目指す。										
1-3 上水道	○水道管路や機器の更新を定期的に行い、災害時に強い施設の整備ライフラインの確保を重点的に進めていき、併せて経営の効率化を図る。										
1-4 町営住宅	<p>○今後の社会情勢の変化を見極めつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基に、居住水準の向上、良質な居住環境の整備を目的として、既設団地の改善や更新を図る。</p> <p>○高齢者等に配慮した住宅や、子どもを安心して生み育てられる環境を有した住宅の整備を行い、快適な生活が送れる住まいづくりを推進する。</p>										
1-5 都市計画	○「門川町都市計画マスタープラン」に基づき、魅力ある都市づくりを行うために、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するとともに、豊かな自然環境を保全し、農林漁業との健全な調和を図りつつ適正な制限のもとに、土地の合理的な利用を目指す。										
1-6 交通環境の整備	<p>○国道・県道と有機的な結合をもった町道の整備を進め、圏域内交流や日常生活および産業活動における交通利便性の向上に努める。</p> <p>○公共交通機関については、地域の実情に応じた交通手段の確保を図る。</p>										

計画大綱
(関連項目)

1-8 防災対策	○災害から町民の生命や財産を守り、「災害による犠牲者ゼロ」を実現するため、自助・共助・公助の考えに基づき、町民、地域団体、事業所、行政がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働による防災体制を確立、強化することで、災害に強いまちを目指す。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【政策2】産業創造のまちづくり

2-1 農業の振興	○本町の経営耕地面積は狭小であり、集約型農業の展開を図り、とりわけ施設園芸については品目の選定を見極め推進する。 ○新規就農者・規模拡大・利用権設定事業による農用地利用集積の活動を積極的に支援する。
2-2 林業の振興	○森林の有する多面的な機能の発揮を、林業の持続的かつ健全な発展のために、適正な整備と保全、望ましい林業構造の確立を図るべく、保続性の原則と経済性の原則の視点から、門川町森林整備計画に沿って事業を推進する。
2-3 水産業の振興	○漁家の生活安定向上を図るため、資源の増殖管理、生産基盤の整備、水産加工業の振興などを積極的に推進し、環境整備を進めながら住みよい漁村を形成する。
2-4 商業の振興	○消費者ニーズへの対応を図りながら、商店及び商店街の魅力を高め、商業の活性化を図る。
2-5 工業の振興	○目まぐるしい経済情勢の変化に対応できる経済力の強化、技術の高度化や新たな産業の創出など、地場産業の育成に努めるとともに、本町の有利な立地条件を生かした工業立地対策を推進する。
2-6 観光の振興	○本町の持つ豊かな自然を活用した観光資源や自然環境との調和のとれた施設の整備や開発を進める。 ○観光関連産業の育成とともに、広域的連携の推進を図り、県内外の観光客が訪れ活力と魅力にあふれる門川観光を目指す。

【政策5】共に創るまちづくり

5-1 健全な行財政運営	○住民サービスの維持・向上に対応するため、「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを基本原則として、計画的で効率的な行財政運営を目指す。
5-4 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進	○住民参加の仕組みとして「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進し、住民と行政とが一体となってよりよいまちづくりを進める。

2) 第2期門川町総合戦略（令和6年11月／門川町）

計画期間	令和3（2021）年度～令和9（2027）年度の7年間														
計画の目的	本計画は、門川町の人口ビジョンおよびその課題に関する目指すべき将来の方向性に向けた重点施策を推進するもので、総合戦略は、総合計画に内包されるプロジェクトとして位置づけ、目指す方向性は同一のものであることから一体的に策定する。														
基本目標	<p>基本目標1 門川町の次代を担う人材を育成する</p> <p>基本目標2 門川町でしごとをつくり、安心して働ける仕組みをつくる</p> <p>基本目標3 門川町への新しいひとの流れをつくる</p> <p>基本目標4 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>基本目標5 時代に合った地域をつくり、安心して暮らせるまちをつくる</p>														
施策体系	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">基本理念 日本一住みよい門川町の実現</td> <td rowspan="5">基本方針 町民一人ひとりが主役の町づくり</td> <td>基本目標</td> <td>具体的なプロジェクト</td> </tr> <tr> <td>1 門川町の次代を担う人材を育成する</td> <td>① 地域リーダー創出プロジェクト ② ふるさと愛着プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>2 門川町でしごとをつくり、安心して働ける仕組みをつくる</td> <td>① 魅力あるしごと創出プロジェクト ② 門川ブランドプロジェクト</td> </tr> <tr> <td>3 門川町への新しいひとの流れをつくる</td> <td>① 移住定住促進プロジェクト ② 関係人口創出プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>4 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</td> <td>① 結婚・出産・子育て支援プロジェクト ② 門川っ子育成プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>5 時代に合った地域をつくり、安心して暮らせるまちをつくる</td> <td>① 安心・安全プロジェクト ② 健康・いきいきプロジェクト</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【横断的な目標】 Society5.0の推進 SDGsの実現 多様な人材の活躍を推進</p> </div>	基本理念 日本一住みよい門川町の実現	基本方針 町民一人ひとりが主役の町づくり	基本目標	具体的なプロジェクト	1 門川町の次代を担う人材を育成する	① 地域リーダー創出プロジェクト ② ふるさと愛着プロジェクト	2 門川町でしごとをつくり、安心して働ける仕組みをつくる	① 魅力あるしごと創出プロジェクト ② 門川ブランドプロジェクト	3 門川町への新しいひとの流れをつくる	① 移住定住促進プロジェクト ② 関係人口創出プロジェクト	4 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	① 結婚・出産・子育て支援プロジェクト ② 門川っ子育成プロジェクト	5 時代に合った地域をつくり、安心して暮らせるまちをつくる	① 安心・安全プロジェクト ② 健康・いきいきプロジェクト
基本理念 日本一住みよい門川町の実現	基本方針 町民一人ひとりが主役の町づくり			基本目標	具体的なプロジェクト										
				1 門川町の次代を担う人材を育成する	① 地域リーダー創出プロジェクト ② ふるさと愛着プロジェクト										
				2 門川町でしごとをつくり、安心して働ける仕組みをつくる	① 魅力あるしごと創出プロジェクト ② 門川ブランドプロジェクト										
				3 門川町への新しいひとの流れをつくる	① 移住定住促進プロジェクト ② 関係人口創出プロジェクト										
		4 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	① 結婚・出産・子育て支援プロジェクト ② 門川っ子育成プロジェクト												
5 時代に合った地域をつくり、安心して暮らせるまちをつくる	① 安心・安全プロジェクト ② 健康・いきいきプロジェクト														
都市マスに関連する項目	<p>【目標2】門川町でしごとをつくり、安心して働ける仕組みをつくる</p> <p>【総合戦略2-1：魅力あるしごと創出プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農畜産物の安定的な生産や担い手の確保、農地の集積などに取り組む。 ○関係機関と連携をとりながら、豊かな森林資源を保全しつつ、持続可能な森林経営の支援に取り組む。 ○水産資源の保護・確保に努め、持続可能で安定した漁業経営の基盤強化に取り組む。 ○独立・自営の就業者に対する助成支援、研修経費助成等を行い、後継者確保・育成に取り組み、創業による新たな雇用を創出する。 ○金融機関など関係機関と相互に連携を取りながら経営に関する相談及び指導を充実させ、経営基盤の安定強化や後継者の確保を図る。 ○地場産業の販路拡大に向け、関係機関等と連携した人材育成や市場調査、ビジネスマッチングを積極的に支援する。 ○本町の地域特性を活かした企業、技術力のある中小企業、新エネルギー分野、IT 関連企業等の新規分野や、医療機器分野の企業誘致を広域的に取り組む。 														

都市マスに 関連する項目	具体的な施策
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の担い手確保と生産性向上 ○魅力ある山村づくり ○水産資源の確保と生産性 ○中小企業等への支援企業立地の推進 ○企業立地の推進
	<p>【総合戦略2-2：門川ブランドプロジェクト】</p> <p>○門川ブランドの定着を推進し、販路開拓やPR活動などに取り組み、ふるさと納税制度などを活用した地場産品の流通拡大を図る。</p>
	具体的な施策
	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランド推進会議の実施 ○中小企業等への支援 ○販売促進イベントの実施
	<p>【目標5】時代に合った地域をつくり、安心して暮らせるまちをつくる</p>
	<p>【総合戦略5-1：安心・安全プロジェクト】</p> <p>○災害等から住民の生命と財産を守るため、広域的な防災体制の充実や関係機関や自主防災組織等と連携し防災体制の強化を図る。</p> <p>○様々な機関が一体となって地域防犯対策を講じて、子どもや高齢者が安全に暮らせるための地域づくりを目指す。</p> <p>○住民の交通手段を確保し、門川で安心して暮らせる交通体系の構築に努める。</p> <p>○人口減少に伴い、適切な公共施設の管理運営に取り組む。</p>
	具体的な施策
	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災力の向上 ○消防団の充実 ○地域公共交通の維持・確保 ○生活環境の整備 ○地域防犯対策の推進 ○災害安全教育・（防災教育）の充実

3) 東臼杵・西臼杵圏域都市計画区域マスタープラン

(令和 4 年 6 月 / 宮崎県)

<p>計画の目的</p>	<p>東臼杵・西臼杵圏域は、延岡市、日向市、門川町から形成される線引き都市計画区域である日向延岡新産業都市計画区域と、非線引き都市計画区域である高千穂都市計画区域で構成されており、通勤・通学や医療、買物等の日常生活圏において、広域的関連性が強くなっている。</p> <p>このような広域的なつながりを踏まえ、交通や各種施設の立地等土地利用の広域化に対応し広域調整を強化するとともに、広域的な視点を重視する観点から、2つの都市計画区域を一体の圏域と捉え、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定する。</p>						
<p>都市づくりの 基本方向</p>	<p>基本方向 1 東九州の連携の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県北の広域都市圏の形成</p> <p>基本方向 2 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成</p> <p>基本方向 3 自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を生かした、広域連携の形成</p> <div data-bbox="451 999 1382 1603"> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- 圏域界 < > 都市計画区域名 ⊙ 圏域の拠点となる市街地 ⊙ 地域生活の拠点となる市街地 → 広域連携軸 → 地域連携軸 <p>大分県 高千穂町 <高千穂> 五ヶ瀬町 日之影町 日向延岡新産業 <日向延岡新産業> 熊本県 諸塚村 椎葉村 美郷町 児湯圏域 国内外へ</p> </div>						
<p>地域毎の 市街地像</p>	<p>1. 「人のまとまり」を形成する核となる市街地</p> <p>(1) 地域生活の拠点となる市街地</p> <p>○地域生活の拠点となる市街地は、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、周辺の市街地と相互に機能を連携・補完し、また、基幹産業である農林漁業、観光及び商工業が連携した、安全・安心・快適で、うらおいと活気あふれる地域の特性を生かした市街地の形成を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="491 1899 1329 1995"> <thead> <tr> <th>都市計画区域名</th> <th>市町名</th> <th>対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日向延岡新産業</td> <td>門川町</td> <td>国道 10 号沿線</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画区域名	市町名	対象地区	日向延岡新産業	門川町	国道 10 号沿線
都市計画区域名	市町名	対象地区					
日向延岡新産業	門川町	国道 10 号沿線					

(2) その他の市街地

- 住宅市街地のうち、「人のまとまり」が形成されるべき市街地は、秩序ある土地利用を実現するとともに、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、周辺の「人のまとまり」の核となる市街地と機能を連携・補完し、居住環境の改善や安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指す。
- 市街化が進行している地域は、市街地内農地などの低・未利用地、住宅、工場などの混在解消や生活道路・下水道などの整備促進と集約的な市街地の形成に向けて、効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などを配置し、安全・安心・快適なうらおいのある居住環境の形成を目指す。

2. 産業や観光の拠点となる市街地等

(1) 工業拠点

- 公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用を目指す。

都市計画区域名	市町名	対象地区
日向延岡新産業	門川町	南町、門川ⅠC周辺、 門川南SⅠC周辺、 門川漁港周辺、庵川漁港周辺

(2) 流通業務拠点

- 都市計画道路の配置を踏まえながら、その立地特性を生かした流通機能の強化を目指す。
- 港湾周辺地区においては、港湾計画に基づく整備と連動して、その立地特性を生かした流通業務地として、その機能の集積に努める。

都市計画区域名	市町名	対象地区
日向延岡新産業	門川町	門川ⅠC周辺、門川南SⅠC周辺

(3) 観光拠点

- 豊かな自然環境や歴史・文化・景観資源などを拠点として、高規格道路や鉄道及び港湾などの広域交通ネットワークの結節点や道の駅、既存観光施設については、県内外及び外国からの誘客などに備え、歴史や自然等の地域資源を生かした多様性のある観光拠点としての土地利用や保全の増進、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適切な活用を目指す。

【観光拠点】

都市計画区域名	市町名	対象地区
日向延岡新産業	門川町	日豊海岸国定公園

<p>地域毎の市街地像</p>	<p>3. 既存集落</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域や用途地域外は、守るべき自然環境を明確にし、無秩序な市街化を抑制する。 ○将来にわたり残していくことが必要な既存集落を維持するためには、「人のまとまり」の形成に必要な商業・医療・福祉等の都市機能の確保や周辺の市街地との機能の連携・補完を図る必要がある。 ○歴史や自然等の地域資源を生かしながら、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場としての活用を目指す。 														
<p>主要な都市計画の決定方針</p>	<p>1. 土地利用</p> <p>(1) 商業業務地</p> <table border="1" data-bbox="469 719 1353 920"> <thead> <tr> <th>対象地区</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活の拠点となる市街地 (国道 10 号沿線)</td> <td>主に周辺地域の日用品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置する。今後はさらに、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を生かした特色ある商業業務地の形成に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工業地・流通業務地</p> <p>① 工業地</p> <table border="1" data-bbox="469 1061 1353 1339"> <thead> <tr> <th>対象地区</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南町</td> <td>公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>門川漁港周辺 庵川漁港周辺</td> <td>低・未利用地については、土地の有効活用を促進するとともに、住宅への公害防止に十分留意しつつ環境整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 流通業務地</p> <table border="1" data-bbox="469 1435 1353 1704"> <thead> <tr> <th>対象地区</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門川 I C 周辺 門川南 S I C 周辺</td> <td>インターチェンジ周辺など、総合的な都市づくりの観点から産業集積の適地として判断される場合は、周辺環境に十分に留意しつつ、その配置について検討を行う。その際、用途地域毎に環境基準が定められていることを踏まえ、公害防止や環境保全の観点から用途地域の指定を検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既に計画的な住宅地が形成されている地区は、低層・中層等の地区の特性に応じた良好な居住環境の維持に努める。 ○土地区画整理事業地内は、低層の住宅地を配置し、土地の効率的な利用と基盤整備による居住環境の改善により、計画的でうるおいのある良好な住宅地の形成に努める。 	対象地区	方針	地域生活の拠点となる市街地 (国道 10 号沿線)	主に周辺地域の日用品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置する。今後はさらに、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を生かした特色ある商業業務地の形成に努める。	対象地区	方針	南町	公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。	門川漁港周辺 庵川漁港周辺	低・未利用地については、土地の有効活用を促進するとともに、住宅への公害防止に十分留意しつつ環境整備に努める。	対象地区	方針	門川 I C 周辺 門川南 S I C 周辺	インターチェンジ周辺など、総合的な都市づくりの観点から産業集積の適地として判断される場合は、周辺環境に十分に留意しつつ、その配置について検討を行う。その際、用途地域毎に環境基準が定められていることを踏まえ、公害防止や環境保全の観点から用途地域の指定を検討する。
対象地区	方針														
地域生活の拠点となる市街地 (国道 10 号沿線)	主に周辺地域の日用品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置する。今後はさらに、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を生かした特色ある商業業務地の形成に努める。														
対象地区	方針														
南町	公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。														
門川漁港周辺 庵川漁港周辺	低・未利用地については、土地の有効活用を促進するとともに、住宅への公害防止に十分留意しつつ環境整備に努める。														
対象地区	方針														
門川 I C 周辺 門川南 S I C 周辺	インターチェンジ周辺など、総合的な都市づくりの観点から産業集積の適地として判断される場合は、周辺環境に十分に留意しつつ、その配置について検討を行う。その際、用途地域毎に環境基準が定められていることを踏まえ、公害防止や環境保全の観点から用途地域の指定を検討する。														

2. 都市施設の整備

(1) 交通施設

- 効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道、空港、港湾が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を推進する。
- 地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町が一体となって取り組む「地域公共交通計画」の策定等を促進する。
- 併せて、車から公共交通や徒歩への転換など、都市交通の効率的・効果的な機能分担を進めるため、モビリティ・マネジメント（MM）等の取組を推進する。また、予防・保全型の維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストが最小限となるよう、的確なストックマネジメントを行い、交通施設の長寿命化を図る。

(2) 下水道及び河川

【下水道】

- 健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性などに配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を促進するとともに、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努める。

【河川】

- 地域住民が安全で安心して暮らせるよう河川整備を図るとともに、自然豊かな水辺環境が保全できるよう治水・利水・環境・まちづくりに関する施策を総合的に展開する。

(3) 公園、緑地等

- 公園、緑地等は、人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、災害の防止などの様々な機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となるなど重要な役割を果たしていることから、今後も地域住民との協働を図りながら、グリーンインフラの取組を推進し、緑地の保全等に関する基本方針や計画等に基づいた整備・保全に努める。

(4) その他都市施設

【供給施設】

- 水道・電気などについては、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう耐震性や安全性の向上に努める。

【処理施設】

- 「第四次宮崎県環境基本計画」（令和3年3月策定）に基づき、産業廃棄物処理施設の配置については周辺の生活環境が保全されるよう、関係市町村や関係機関と調整を図る。

主要な
都市計画の
決定方針

3. 市街地開発事業

- 本圏域における市街地開発事業については、各地域の状況を的確に把握し、居住環境の改善や防災機能の向上など、必要性・緊急性を考慮して検討する。

4. 自然環境の整備又は保全

【市街地内】

- 市街地内に残る社寺林などの貴重な緑地については、身近な緑として保全・活用するとともに、都市環境保全や防災機能にも配慮した総合的なまちづくりの観点から、風致地区や緑地保全地域、生産緑地地区等の指定を検討するなど、地域の実情に応じた、良好な自然環境の保全・活用を促進する。
- 水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川・水路などを活用した水辺空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、水と緑の連携軸や自然環境ネットワークの形成を推進する。
- 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、自然環境の特性に配慮した保全・整備に努める。
- 住民と行政などが連携を図りながら、河川、公園、道路、学校などの公共空間や工場、事業所、家庭などの民有空間における緑化を行うなど、良好な自然景観の創出を促進する。

【市街地郊外部】

- 市街地郊外部に広がる海岸線、河川、田園、丘陵地、山地などは、生態系の保全や都市の環境負荷の低減などを担う広域的な環境保全ネットワークとして保全・活用し、市街地内の自然環境ネットワークと連携させることにより、自然と都市との結びつきの強化を図る。
- 日豊海岸国定公園と連携して、宮崎を代表する広域的なレクリエーション系統の緑地整備を進める。
- 河川の上下流域の地域連携による水源かん養林の保全や、山村地域の活性化など、水と緑の連携軸を中心とした、自然環境の保全及び適正な活用に向けた取組を推進する。

5. 防災都市づくり

【地震・津波災害】

- 地震・津波災害に強いまちづくりを目指し、短期・中期的には、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、県民の防災力を高めるとともに、避難経路、避難場所を確保するなど避難対策を重点的に進める。
- 具体的には、道路等の骨格的な都市基盤の整備、海岸保全施設等による津波被害の軽減を推進する。

【豪雨・土砂災害】

- 気象変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まることが懸念されるため、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 関連計画

1) 門川町国土強靱化地域計画（令和2年10月／門川町）

<p>計画の目的</p>	<p>国の基本計画や「宮崎県国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に考慮したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるように「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った門川町を目指すための各計画の指針として策定。</p>
<p>基本目標</p>	<p>いかなる大規模自然災害が発生しようとも</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られること ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にすること
<p>事前に備えるべき目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護を最大限図る ② 大規模自然災害が発生した直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない ⑥ 大規模自然災害発生後、生活や経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期に復旧させる ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないように努める ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前の姿で復興できるように努める ⑨ 防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくりに努める
<p>地域強靱化の推進方針</p>	<p>2. 住宅・都市</p> <p>【耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅や防災上必要な施設における耐震化を進める。 ○指定避難所として位置づけている町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。 ○指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。 ○上水道施設の耐震化や老朽化対策を行う。 ○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を促す。 ○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業、並びに住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 <p>【用地関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所の指定を進め、大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保する。 ○津波対策については避難行動が最も重要であることから、津波からの避難路の整備や避難場所（民間のビル等）を確保する。 <p>6. 交通・物流</p> <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町での帰宅困難者の多くは、車通勤であると想定されることから、災害に強い道路網の形成や速やかな道路啓開に向けた検討を行う。

8. 国土保全

【ハード対策】

- 県と連携して五十鈴川、鳴子川、丸バエ川の河川改修による災害に強いまちづくりを推進する。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕により、堤防からの越水を防ぐ。
- 県と連携して砂防施設等による土砂災害対策を推進する。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行う。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるように、国や県、西日本高速道路（株）と連携して主要となる道路（国道、県道、町道、東九州自動車道の暫定2車線区間）の改修を進める。
- 橋梁やトンネルの長寿命化計画に基づき、改修を図る。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、排水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する。

【ソフト対策】

- 避難勧告等の発令基準を策定し周知する。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促す。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知を行う。
- ため池ハザードマップの策定及び周知を行う。

【国土強靱化の対象となる道路・河川】

（道路）

東九州自動車道	（延岡南道路含む）
国 道	国道10号・国道388号
県 道	県道遠見半島線、県道八重原延岡線、 県道土々呂日向線、県道門川停車場線、 県道門川港線
町 道	曾根米ノ山線、元山小原線、大原仁久志線、 貝ノ木本津々良線、上井野神舞線、 古川萩ノ下線、（仮称）加草中村線

（道路の整備促進）

路線名等	延長	完成予定	実施主体
国道388号 松瀬1工区	1,350m	R7以降	宮崎県
国道388号 小園工区	1,600m	R7以降	宮崎県
八重原延岡線 阿仙原2工区	290m	R4	宮崎県
八重原延岡線 阿仙原1工区	800m	R7以降	宮崎県
曾根米ノ山線 1工区	600m	R6	門川町
元山小原線 1工区	1,050m	R7以降	門川町
大原仁久志線 市ノ原工区	1,800m	R7以降	門川町
加草中村線	660m	R7以降	門川町

（対象となる河川）

二級河川	五十鈴川、鳴子川、丸バエ川 三ヶ瀬川、津々良川、中山川、市の原川
その他河川	芹ノ谷、水無川、入谷川、菅ノ谷川、幸谷川、 宮ヶ内川、竹名川、丸山川、大迫川、船越川、 角石川、高月川、右松川、新川、山ノ神川

2) 門川町地域防災計画（令和5年6月改正／門川町）

<p>計画の目的</p>	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、門川町防災会議が作成する計画であり、町の地域における暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の自然災害及び航空機・鉄道・原子力等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画を作成する。</p> <p>計画の作成に当たっては、町及び防災関係機関並びに町民が、その有する全機能を有効に発揮して、町の災害予防と災害発生時の適切な予防、応急・復旧対策を実施するものとする。これにより、町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図り、社会秩序と町民の福祉の確保を期することを目的とする。</p>		
<p>基本方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 町内の防災に関し、関係機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする。 ② 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及びその他の必要な災害対策の基本を定める。 ③ 門川町長期総合計画の基本方針との整合を図る。 ④ 宮崎県地域防災計画にある地震被害想定調査や過去の災害事例の分析等を踏まえ、実際の計画とする。 ⑤ 要配慮者に配慮し、「自助、共助」の視点に立って、町民及び町内事業者の果たすべき役割を明らかにする。 		
<p>基本構想</p>	<p>～ 自ら守る、住みよいまち門川町 ～</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災対策の推進 ② 防災活動拠点の整備と活動体制の整備 ③ 都市的災害の防止 ④ 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立 ⑤ 活動体制の整備 ⑥ 緊急避難場所の指定、誘導と収容体制の整備 ⑦ 要配慮者対策 ⑧ 緊急輸送体制の整備 ⑨ 防災意識の高揚と組織体制の整備 ⑩ 広域応援体制の確立 		
<p>災害予防計画</p>	<p>第1編 共通対策編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害に強い町土の形成 2. 風水害に強いまちづくり 3. 都市防災構造の強化 4. 建築物の安全化 5. 地盤災害防止対策の推進 </td> <td style="width: 50%;"> <ol style="list-style-type: none"> 6. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理 7. 道路等交通関係施設の整備と管理 8. ライフライン施設の機能確保 9. 防災基盤・施設等の緊急整備 10. 消防力・消防設備の整備強化 </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害に強い町土の形成 2. 風水害に強いまちづくり 3. 都市防災構造の強化 4. 建築物の安全化 5. 地盤災害防止対策の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理 7. 道路等交通関係施設の整備と管理 8. ライフライン施設の機能確保 9. 防災基盤・施設等の緊急整備 10. 消防力・消防設備の整備強化
<ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害に強い町土の形成 2. 風水害に強いまちづくり 3. 都市防災構造の強化 4. 建築物の安全化 5. 地盤災害防止対策の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理 7. 道路等交通関係施設の整備と管理 8. ライフライン施設の機能確保 9. 防災基盤・施設等の緊急整備 10. 消防力・消防設備の整備強化 		

第2編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第2章 地震津波に関する備え

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1. 都市防災構造の強化 (避難路の整備等)	○防災都市づくり計画の策定 ○防災空間の確保 ○都市の再開発等の推進 ○緊急避難場所、避難路の確保 ○町役場庁舎及び代替施設 ○重要施設の立地誘導
2. 海岸・河川施設の 整備と管理(県防計画)	○海岸保全施設 ○河川施設
3. 道路等交通関係施設 の整備と管理	○道路施設等 ○港湾、漁港施設

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3. 避難収容体制の整備	○津波避難計画等の策定 ○避難場所等の広報と周知 ○避難施設の安全性確保と設備の整備 ○交通対策
4. 要配慮者に係る 安全確保体制の整備	○福祉避難所の整備
5. 防災訓練計画及び 防災知識の普及	○防災訓練計画 ○防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項
6. 地震防災上必要な教育 及び広報に関する計画	

災害予防計画

3) 門川町地域公共交通計画（令和6年1月改訂／門川町）

計画期間	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の5年間
計画の目的	門川町地域公共交通網形成計画（前計画）に基づく取組の見直しを図るとともに、本町を取り巻く現状を踏まえて各公共交通の利用実態、町民の生活行動パターン・ニーズを適切に把握・診断し、地域公共交通の在り方を検討する。そして、その結果を踏まえ、将来にわたり“利用され続ける”公共交通サービスの再構築を目指し、持続可能な公共交通サービスの姿を提示する「門川町地域公共交通計画（マスタープラン）」の策定を目的とする。
基本的な方針	<p>地域全体で守り育む公共交通サービスの実現</p> <p>【法律の趣旨に基づく4つの視点】</p> <p>視点① まちづくりと一体となった生活交通の確保・維持 視点② 公共交通の相互の連携・役割分担による持続性の確保 視点③ 地域の実情・利用者目線に合わせた交通サービスの充実 視点④ 多様な関係者との連携・役割の明確化と一体的な実践</p>
計画の目標	<p>【目標1】 広域連携による幹線交通の持続・活性化</p> <p>■ 広域的な公共交通サービスの継続・強化（鉄道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供サービス水準を維持するための利用促進 ○利用者ニーズに応じた機能性の向上（案内・乗継情報、待合環境） <p>■ 広域連携による幹線バスの維持・活性化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿線市町村と連携した利用促進事業の展開（利用低迷区間等） ○路線の維持に向けた継続的な運行支援（財政支援） <p>【目標2】 利用され続けるための公共交通サービスの充実（最適化）</p> <p>■ 地区ごとの生活行動や利用実態に応じた乗合タクシーサービスの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○増加する交通弱者への対応（乗り場・ルートの見直し等） ○利用低迷路線の解消に向けたサービス改善（利便性の向上） ○外出時間帯に合わせた運行ダイヤの見直し（復路） <p>■ 利用実態に応じた運行サービスの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用の少ない乗り場のデマンド化の検討（地域住民の意向を確認） ○利用実態に応じた乗り場の見直し（利用しやすいサービスの提供） ○利用超過区間への対応（牧山・大迫・庵川線は追走便が発生） <p>■ 持続可能な公共交通サービスの提供に向けた 見直しの仕組みづくり・住民周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規需要の獲得に向けた住民全体への周知（特に高齢者を重点） ○路線の見直し基準の再設定・継続的な運用（サービスの持続） ○高齢者に負担のないサービス提供（乗降時の車両ステップ等）

<p>計画の目標</p>	<p>【目標3】交通拠点の整備・機能強化</p> <p>■鉄道・バス等の乗継拠点における情報案内の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見てわかる鉄道 ⇄ バス ⇄ 乗合タクシーの乗り継ぎ案内 ○交通拠点における公共交通に関する情報案内の強化 <p>■庁舎跡地活用との連動した取組（交通拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通モードごとの乗り継ぎ利便性の向上・待合環境の充実 (現時点では活用の具体内容は決定していない)
	<p>【目標4】住民協力を含む多様な関係者との連携促進</p> <p>■多様な関係者と連携した利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要施設内における公共交通の情報発信（ガイドマップの設置等） ○買い物・通院施設と連携した公共交通の乗車体験 (移動販売とくし丸との連携も含めて) ○移動手段の1つとなる公共交通の利用促進（現状必要ない方も含めて） <p>■他分野と連携した利用促進・利用者の口コミ等を 通じた公共交通のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やSNS等を通じた乗車体験のPR ○来訪者・町民の利用のキッカケをつくる利用促進（観光・福祉連携）

4) 門川町景観計画 (平成30年11月/門川町)

<p>計画の目的</p>	<p>本計画は、「日本一住みよいまち」を目指す本町の景観を守り・育て、活用するための基本方針やルールを設定し、これらを町民・事業者等とも共有しながら景観に対する認識・意識の醸成を高めていくための役割を担うものである。この計画策定を最初のステップとして、今後町民・事業者・行政が協働となって、段階的にルールを更新していき、より魅力ある景観形成を目指す。</p>
<p>景観計画区域</p>	<p>門川町全域</p>
<p>基本方針</p>	<p>【市街地景観の形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町の市街地には、住宅地域、商業地域、工業地域に加えて、漁港や駅、道路・公園などのさまざまな景観資源があるが、これらの各景観資源を認識し、町民・事業者と行政が協働となって、市街地の各地域において緑豊かで潤いのある景観の形成に努める。 ○乙島や愛宕山は、本町のシンボリックな景観・ランドマークとして、市街地からの眺望景観や調和の保全に努める。 <p>【自然景観の形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町には、豊かな山々や日豊海岸国定公園を含む美しい海、五十鈴川など美しい自然景観を有しており、また、豊かな山並みを背景とした美しい田園風景が市街地縁辺部や本町西部に広がっている。これらの自然景観や田園景観を本町の宝として、建築物や構造物の建築などにあたってはこれらの自然景観に配慮してもらうことなどにより、豊かな自然景観を保全する。 <p>【景観軸の形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町の幹線道路である県道遠見半島線、国道 10 号、国道 388 号は、美しい海やシンボリックな乙島・枇杷島が望める景色から、本町の市街地、そして豊かな田園風景と川や山並みがつづく景観軸といえる。 ○今後は、シーニックバイウェイ^{※1}の考えを持ちながら、住民と行政が協働で門川の豊かな自然や営みを感じる景観づくり、観光振興のまちづくりを目指す。 ○また、本町には、庵川地区のウォーキングコースや県内有数の魚釣りのスポットなど、豊かな自然の恩恵を受けている地域資源や、温泉施設や地場産品の情報発信・販売を行う集客施設を有しており、シーニックバイウェイの取り組みにあたっては、上記の地域資源や集客施設などを、テーマにあわせて有機的に結びつけたコース設定やフットパス^{※2}の設定・整備を進めるなど、来訪者などに「寄り道・脇道」をしてもらうための魅力向上・機能充実を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※1：シーニックは景色、バイウェイは寄り道・脇道の意味の景観施策 ※2：地域に「昔からある風景」を楽しみながら歩く（フット）ための小径（こみち：パス）</p> </div> <p>【重点的な取組の検討方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の景観形成への取組熟度が高い地域や、土地区画整理事業など景観に大きな変化を及ぼす開発行為が予定される地域など、重点的に景観形成に取り組む地区を設定し、より詳細な基準を検討するなど、段階的に計画を見直す。

5) 門川町公共施設等総合管理計画（令和6年3月改訂／門川町）

計画期間	令和4（2022）年度～令和43（2061）年度の40年間
計画の目的	<p>計画策定の背景を踏まえ、公共施設等の建設時期や耐震改修などの現状から課題を整理し、安全で快適な施設を長きにわたって確保するよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的な公共施設等管理の基本方針を設定する。</p> <p>厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点から、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とする。</p>
基本方針	<p>【目標1】施設量適正化の推進</p> <p>○公共施設のあり方や必要性について、町民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、施設保有量の適正化を実現する。</p> <p>【目標2】長寿命化の推進</p> <p>○今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図る。</p> <p>【目標3】適切な施設配置と民間活力導入の促進</p> <p>○更新・統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図る。</p>
類型別の方針 （関連項目）	<p>6. 公営住宅</p> <p>【課題】</p> <p>○建替前の戸数と建替後の戸数に開きがあり、住替え等がでてくることから、アンケート等を実施し住民の意向を確認しながら進めていく必要があります。従来の役割を終えた施設の用途廃止や、統廃合を含めた建替えが必要。</p> <p>○継続管理していく施設では、経過年数に応じた居住性向上の改善を行い、また、長期間経過している施設では、老朽化対策と安全性の確保など、効率的な施設の維持・更新が必要。</p> <p>【管理方針】</p> <p>○策定している「門川町公営住宅等長寿命化計画」と整合を図り管理していく。</p> <p>○施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、施設の質を保全し、長寿命化を図る。</p> <p>○入居者の意識に配慮しつつ、居住性向上や長寿命化を目的とした改善を進め、快適に居住できる住宅の確保を図る。</p>

6) 門川町公営住宅等長寿命化計画（令和 7 年 3 月／門川町）

計画期間	令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度の 10 年間										
計画の目的	<p>本町の町営住宅は、令和 6 年 4 月 1 日時点で 5 団地、53 棟、370 戸の公的賃貸住宅を管理しているが、建築後 50 年以上経過し、既に耐用年限を経過している住棟も多くなっており、建替えや用途廃止を検討する必要がある。</p> <p>このようなことから、団地別住棟別の活用方針を定め、建替えや修繕等の計画的実施および予防保全による建物の長寿命化を推進することにより、更新コストやライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とする。</p>										
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する方針 2. 改善事業の実施による長寿命化および ライフサイクルコストの縮減に関する方針 3. カーボンニュートラル実現に向けた取り組み 										
実施方針	<p>【点検の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点検の充実は、建築物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕等の工事の効率的な実施にもつなげることができるため、全ての管理住棟について、建築基準法第 12 条の規定に準じて法定点検と同様の点検（あわせて「定期点検」とする）を実施する。 ○全ての住棟を対象に、日常点検を実施する。日常点検は、「公営住宅等日常点検マニュアル（平成 28 年 8 月国土交通省住宅局住宅総合整備課）」に則り実施することを基本とし、定期点検と合わせて実施、計画修繕前の実施等、効率的に行う。 ○定期点検の結果は、それぞれデータベースに記録し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に役立てることとする。 <p>【計画修繕の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅を長期にわたって良好に維持管理していくためには、建物の内外装・設備等の経年劣化に応じて、適時適切な修繕を計画的に実施していくことが重要である。これを確実に実行していくためには、将来見込まれる修繕工事の内容、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ想定し、長期的視点において修繕計画を定める必要があり、長寿命化計画期間外の長期にわたる修繕計画として中長期的な計画を作成して、計画的かつ総合的に修繕を実施していく。 <p>【改善事業の実施方針】</p> <table border="1" data-bbox="472 1361 1362 1787"> <tr> <td data-bbox="472 1361 651 1496">長寿命化型</td> <td data-bbox="651 1361 1362 1496">○一定の居住性や安全性等が確保されており、長期的な活用を図るべき住棟において、外壁改修、屋上防水など耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理における容易性の向上の観点から予防保全的な改善を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1496 651 1592">居住性向上型</td> <td data-bbox="651 1496 1362 1592">○引き続き活用を図る町営住宅ストックに対して、貯水槽や合併浄化槽の整備、住戸内部の改善（3点給湯、ユニットバス等）を行い、居住性を向上させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1592 651 1659">福祉対応型</td> <td data-bbox="651 1592 1362 1659">○引き続き活用を図る町営住宅ストックに対して、入居者の高齢化へ対応するために、住戸内のバリアフリー化を検討する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1659 651 1727">安全性確保型</td> <td data-bbox="651 1659 1362 1727">○入居者の安全性を確保するために、耐震性・耐火性などに係る改善や避難設備、経路を確保する改善等について検討する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1727 651 1787">脱炭素社会対応型</td> <td data-bbox="651 1727 1362 1787">○CO₂ 削減による環境への配慮と居住性向上の観点から、ランニングコストの削減を行う。</td> </tr> </table> <p>【建替事業の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居者等との合意形成 ○建替え、用途廃止に伴う住み替え支援 ○高齢者や障がい者が安心して暮らせる住宅の確保 ○脱炭素化に向けた取り組み ○健全な団地内コミュニティを維持できる世代間交流の確保 ○用途廃止後の土地の有効活用 ○安全性の確保 	長寿命化型	○一定の居住性や安全性等が確保されており、長期的な活用を図るべき住棟において、外壁改修、屋上防水など耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理における容易性の向上の観点から予防保全的な改善を行う。	居住性向上型	○引き続き活用を図る町営住宅ストックに対して、貯水槽や合併浄化槽の整備、住戸内部の改善（3点給湯、ユニットバス等）を行い、居住性を向上させる。	福祉対応型	○引き続き活用を図る町営住宅ストックに対して、入居者の高齢化へ対応するために、住戸内のバリアフリー化を検討する。	安全性確保型	○入居者の安全性を確保するために、耐震性・耐火性などに係る改善や避難設備、経路を確保する改善等について検討する。	脱炭素社会対応型	○CO ₂ 削減による環境への配慮と居住性向上の観点から、ランニングコストの削減を行う。
長寿命化型	○一定の居住性や安全性等が確保されており、長期的な活用を図るべき住棟において、外壁改修、屋上防水など耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理における容易性の向上の観点から予防保全的な改善を行う。										
居住性向上型	○引き続き活用を図る町営住宅ストックに対して、貯水槽や合併浄化槽の整備、住戸内部の改善（3点給湯、ユニットバス等）を行い、居住性を向上させる。										
福祉対応型	○引き続き活用を図る町営住宅ストックに対して、入居者の高齢化へ対応するために、住戸内のバリアフリー化を検討する。										
安全性確保型	○入居者の安全性を確保するために、耐震性・耐火性などに係る改善や避難設備、経路を確保する改善等について検討する。										
脱炭素社会対応型	○CO ₂ 削減による環境への配慮と居住性向上の観点から、ランニングコストの削減を行う。										

2-3. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

1) 調査の目的

「門川町都市計画マスタープラン」の見直しに向け、将来の都市・まちづくりについて町民の意向・意見を把握し、門川町都市計画マスタープランに反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2) 調査の概要

調査対象	門川町に居住する18歳以上の1,500人 (住民基本台帳より無作為抽出)
調査手法	郵送配布による配布・回収
調査期間	令和6年8月14日(水)～令和6年9月4日(水)
回収状況	配布枚数：1,500枚 回収枚数：406枚 回収率：27.1%

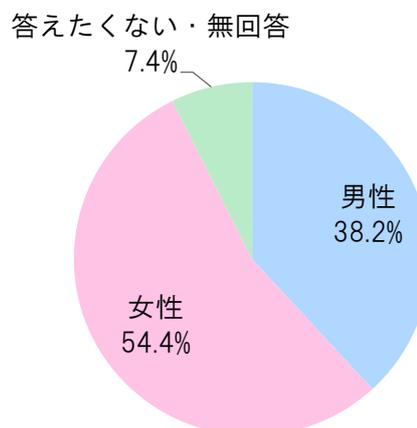
(2) アンケート調査結果 (抜粋)

1) 回答者の属性

① 性別

回答者の性別は、「女性」が54.4%(221人)、「男性」が38.2%(155人)となっています。

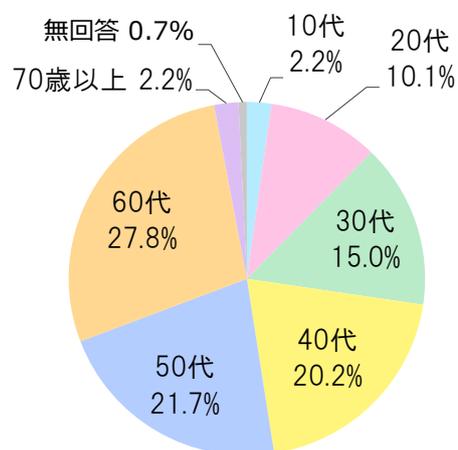
		回答数	構成比
1	男性	155	38.2%
2	女性	221	54.4%
3	答えたくない・無回答	30	7.4%
	合計	406	100.0%



② 年齢

回答者の年齢は、「60代」が27.8%（113人）で最も多く、次いで「50代」が21.7%（88人）、「40代」が20.2%（82人）となっています。

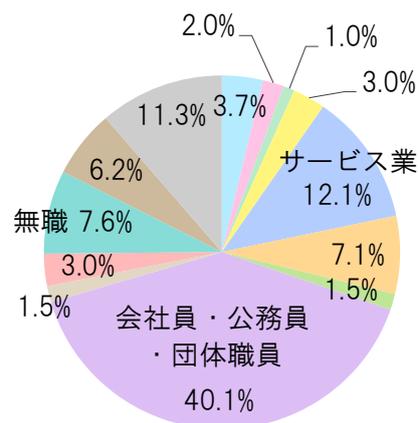
		回答数	構成比
1	10代（18歳～19歳）	9	2.2%
2	20代（20歳～29歳）	41	10.1%
3	30代（30歳～39歳）	61	15.0%
4	40代（40歳～49歳）	82	20.2%
5	50代（50歳～59歳）	88	21.7%
6	60代（60歳～69歳）	113	27.8%
7	70歳以上	9	2.2%
	無回答	3	0.7%
	合計	406	100.0%



③ 職業

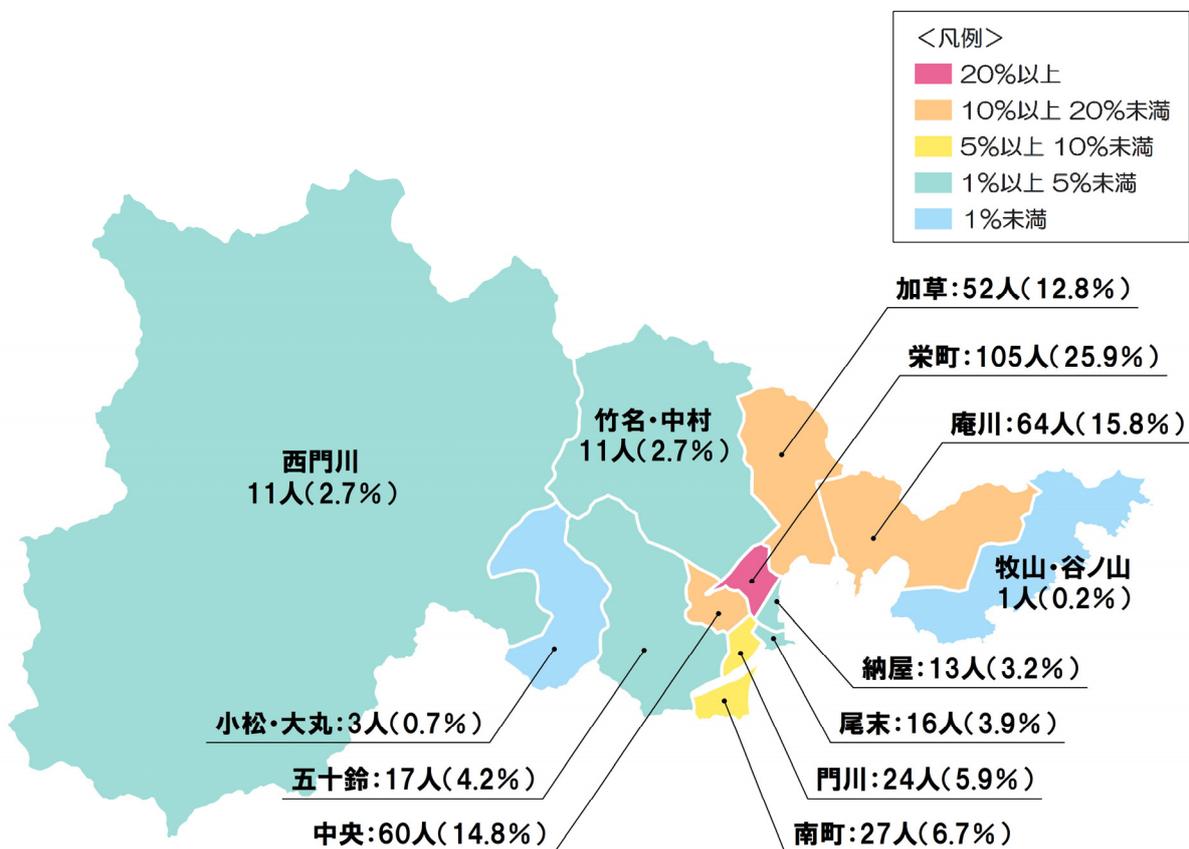
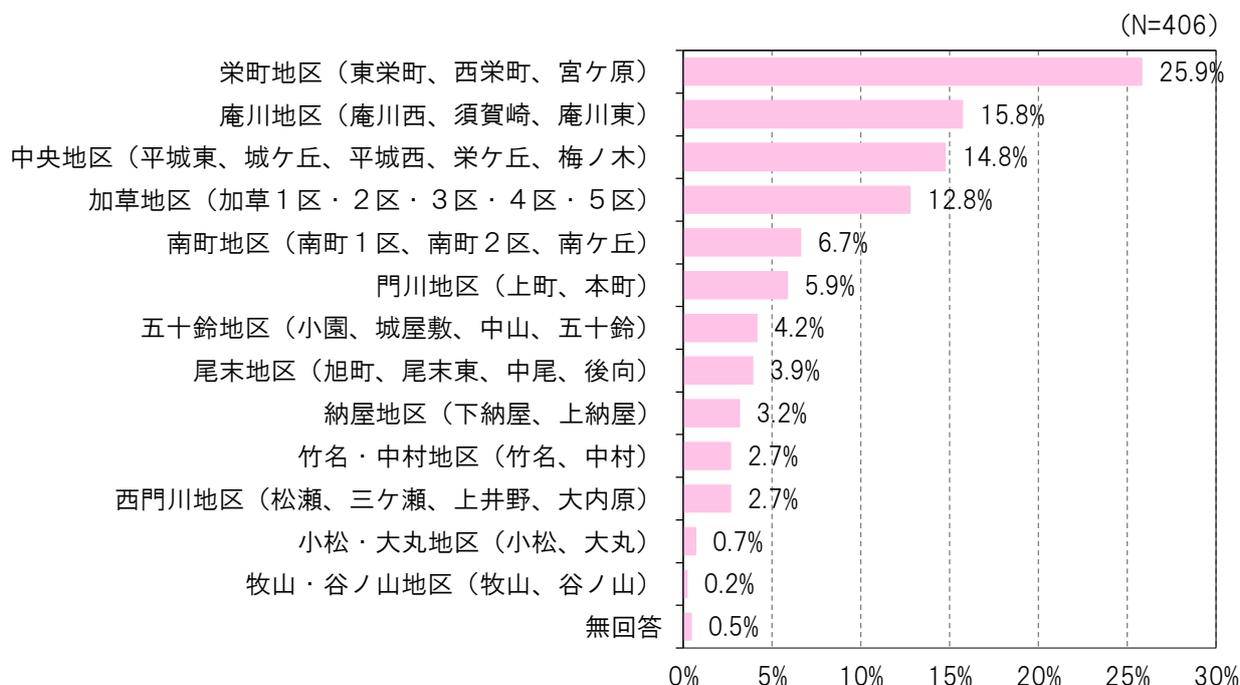
回答者の職業は、「会社員・公務員・団体職員（被雇用者）」が40.1%（163人）で最も多く、次いで「サービス業」が12.1%（49人）、「無職」が7.6%（31人）となっています。

		回答数	構成比
1	農林業	15	3.7%
2	水産業	8	2.0%
3	商業	4	1.0%
4	工業	12	3.0%
5	サービス業	49	12.1%
6	専業主婦、専業主夫	29	7.1%
7	自由業（開業医、芸術家、宗教家など）	6	1.5%
8	会社員・公務員・団体職員（被雇用者）	163	40.1%
9	会社役員・団体理事など（雇用者）	6	1.5%
10	学生	12	3.0%
11	無職	31	7.6%
12	その他	25	6.2%
	無回答	46	11.3%
	合計	406	100.0%



④ 居住地区

回答者の居住地区は、「栄町地区（東栄町、西栄町、宮ヶ原）」が25.9%（105人）で最も多く、次いで「庵川地区（庵川西、須賀崎、庵川東）」が15.8%（64人）、「中央地区（平城東、城ヶ丘、平城西、栄ヶ丘、梅ノ木）」が14.8%（60人）となっています。



2) 生活環境の満足度・重要度

「あなたのお住まいの地区」の生活環境について、どのように感じていますか。
 (それぞれの項目に対する「満足度」および「重要度」について、あてはまる番号を 1 つだけ選択)

① 評価点の算出

下記の計算式で評価点を算出し、5 点に近いほど満足度・重要度は高くなり、1 点に近いほど満足度・重要度は低くなります。

【評価点の算出方法】

■ 満足度の評価点	■ 重要度の評価点
$= \{ \begin{array}{l} \text{「高い」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ \text{「やや高い」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ \text{「やや低い」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ \text{「低い」の回答者数} \times 1 \text{点} \end{array} \}$	$= \{ \begin{array}{l} \text{「高い」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ \text{「やや高い」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ \text{「やや低い」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ \text{「低い」の回答者数} \times 1 \text{点} \end{array} \}$
$\div \text{全体の回答者数 (無回答は除く)}$	$\div \text{全体の回答者数 (無回答は除く)}$

【満足度の評価点】 ※次頁以降のグラフ参照

満足度の上位 3 項目をみると、「日当たりや見晴らしのよさ（住環境）」が 3.64 点で最も高く、次いで「自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ（快適性や利便性）」が 3.45 点、「工場などの混在による悪臭や騒音のない快適性（住環境）」が 3.35 点となっており、上位には『住環境』に関する項目が多くなっています。

一方で、下位 3 項目は、「バスの利便性（道路・交通施設など）」が 1.98 点で最も低く、次いで「遊び・レジャー施設の充実度（快適性や利便性）」が 2.06 点、「鉄道の利便性（道路・交通施設など）」が 2.15 点となっており、下位には『道路・交通施設など』に関する項目が多くなっています。

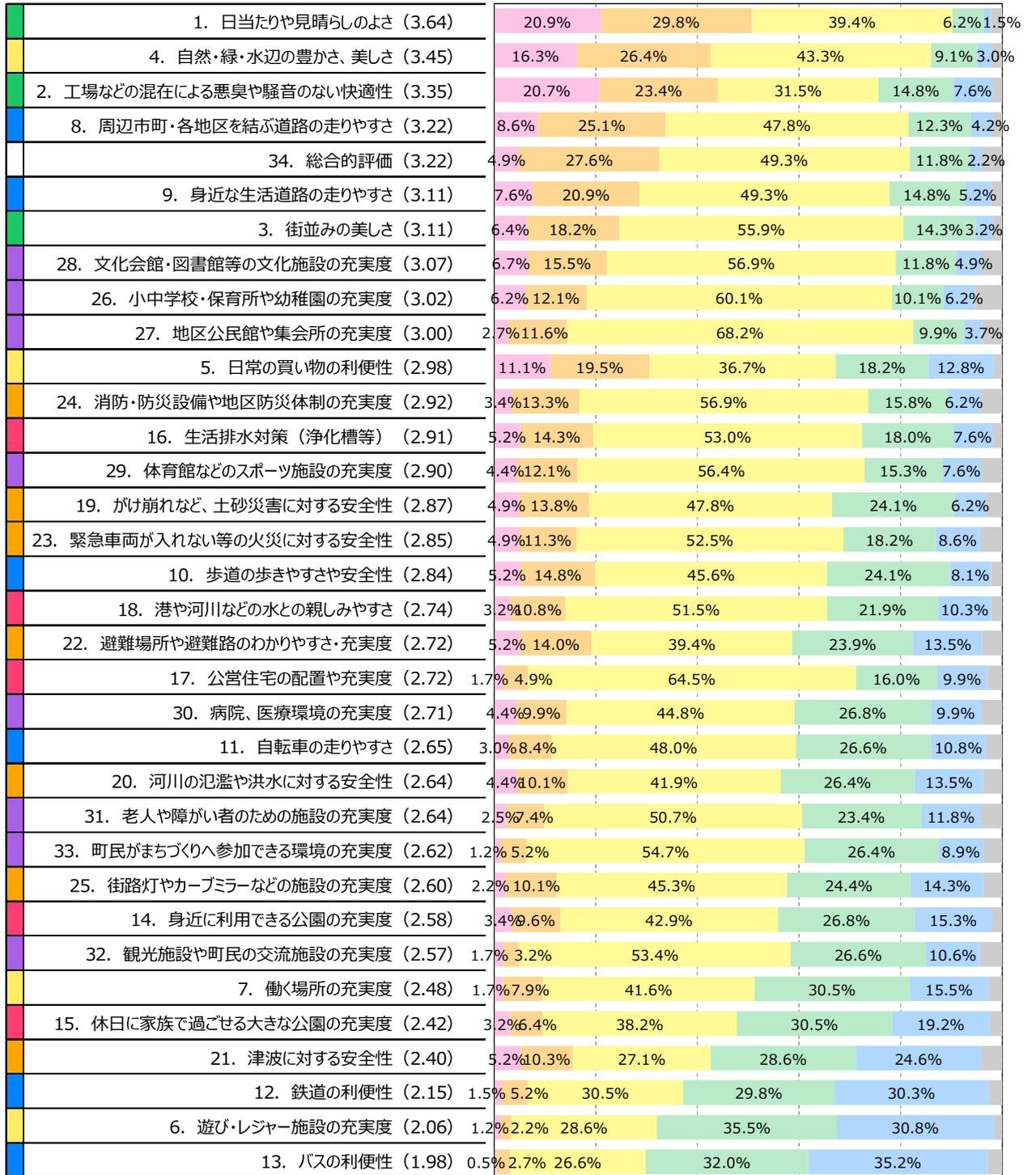
【重要度の評価点】 ※次頁以降のグラフ参照

重要度の上位 3 項目をみると、「避難場所や避難路のわかりやすさ・充実度（安全・安心）」が 4.03 点で最も高く、次いで「津波に対する安全性（安全・安心）」が 4.02 点、「河川の氾濫や洪水に対する安全性（安全・安心）」が 3.92 点となっており、『安全・安心』に関する項目が上位を占めています。

一方で、下位 3 項目は、「バスの利便性（道路・交通施設など）」が 2.81 点で最も低く、次いで「遊び・レジャー施設の充実度（快適性や利便性）」が 2.88 点、「公営住宅の配置や充実度（その他の都市施設）」が 2.90 点となっており、下位 10 項目には『公共・公益施設・その他』や『その他の都市施設』など都市施設に関する項目が多くなっています。

【満足度：評価点の高い順】

(N=406)



※（ ）内の数値は評価点

0% 20% 40% 60% 80% 100%

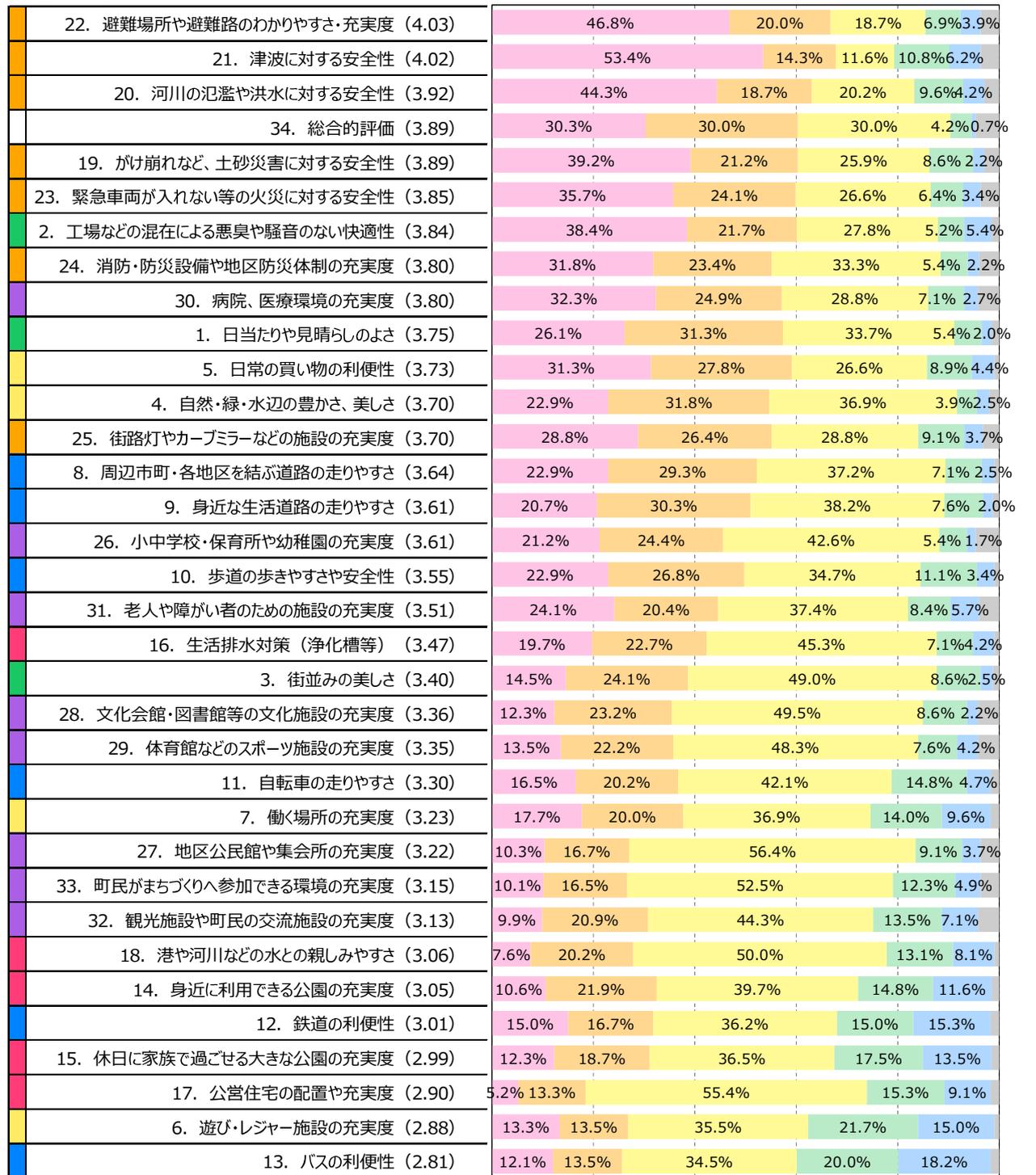
■ 高い ■ やや高い ■ 普通 ■ やや低い ■ 低い ■ 無回答

満足度の平均値	
住環境	3.37
公共・公益施設・その他	2.82
快適性や利便性	2.74
安全・安心	2.72
その他の都市施設	2.68
道路・交通施設など	2.66

満足度（全体）の平均値：2.80点

【重要度：評価点の高い順】

(N=406)



※ () 内の数値は評価点

0% 20% 40% 60% 80% 100%
 ■ 高い ■ やや高い ■ 普通 ■ やや低い ■ 低い ■ 無回答

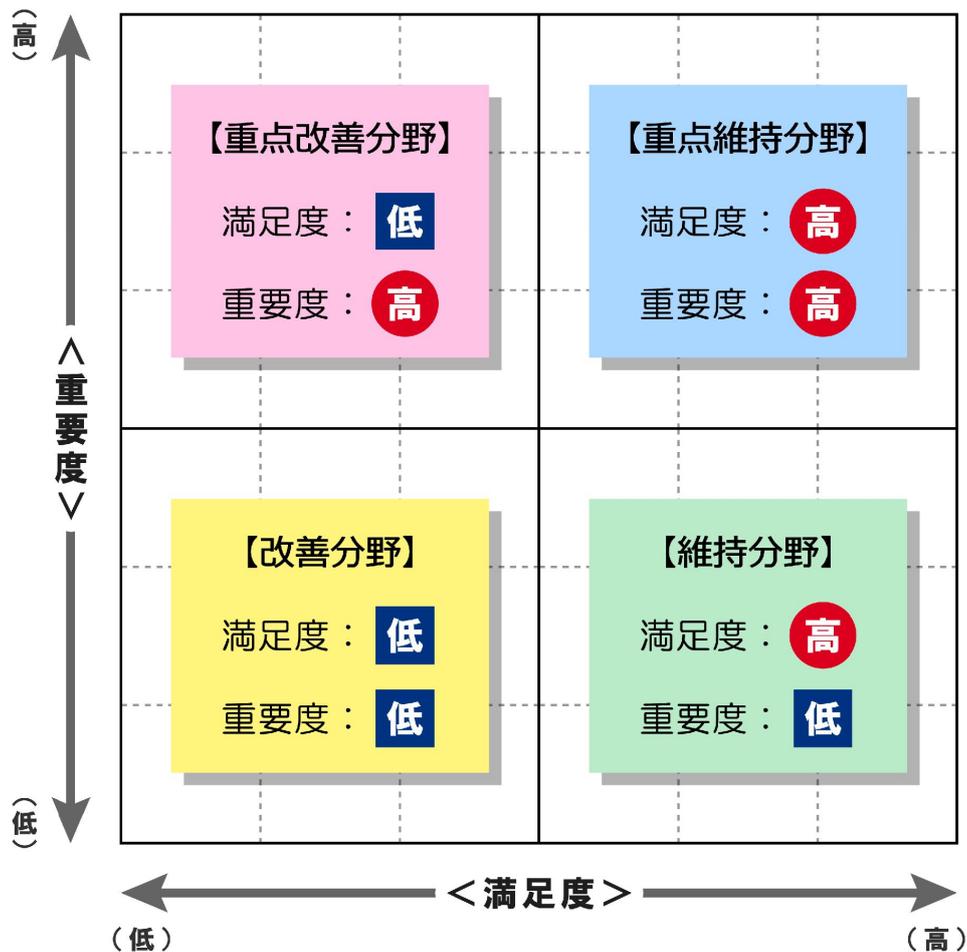
重要度の平均値	
安全・安心	3.89
住環境	3.66
公共・公益施設・その他	3.39
快適性や利便性	3.39
道路・交通施設など	3.32
その他の都市施設	3.09

重要度（全体）の平均値：3.48点

② 満足度と重要度の関係性（散布図）

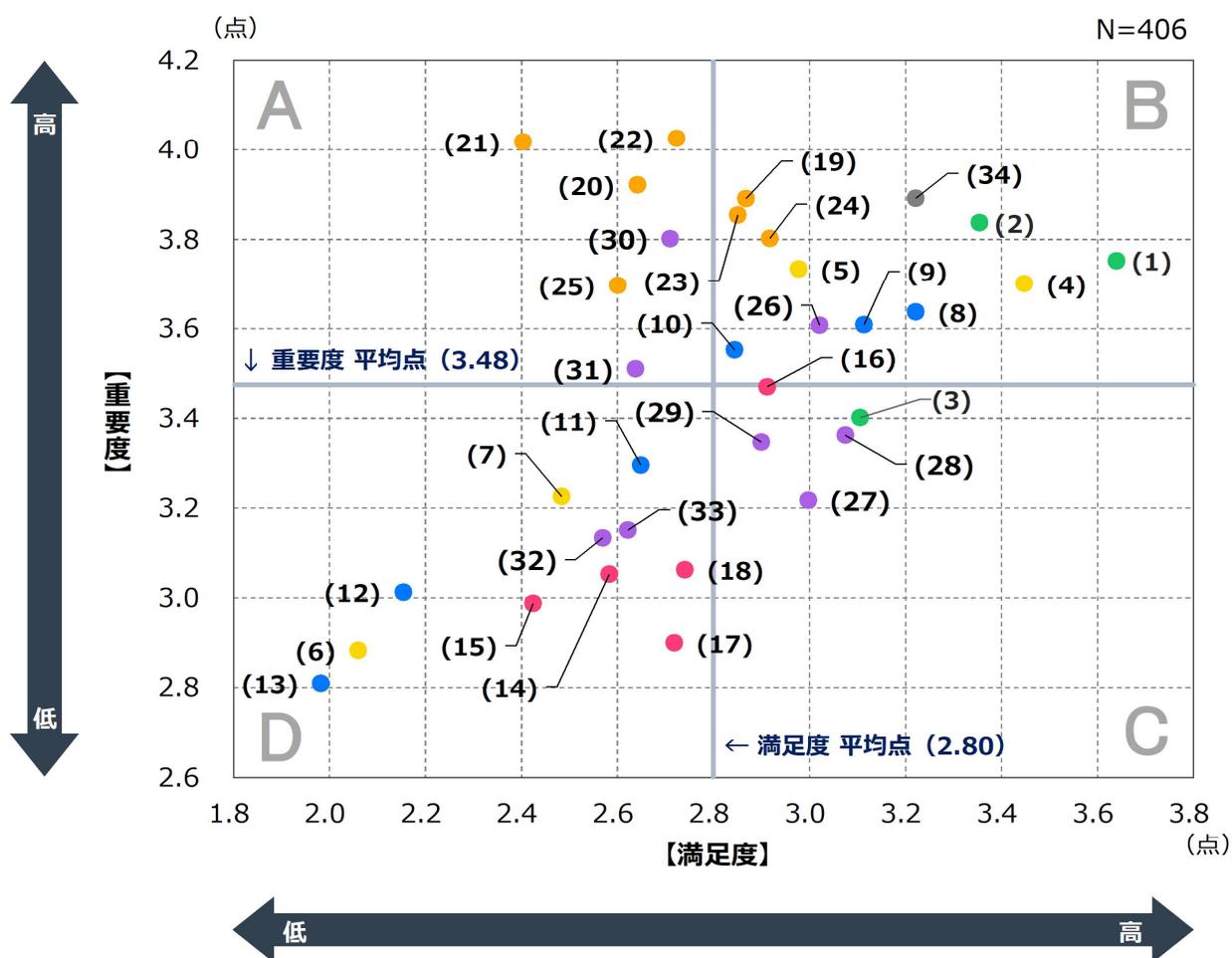
①で算出した満足度・重要度の評価点より、散布図（次頁に掲載）を作成し、『生活環境』の各項目を「重点改善分野」、「重点維持分野」、「維持分野」、「改善分野」の4分野に区分し分析します。

重点改善分野	重要度は高いが、満足度が低いため、 優先的に取り組む必要がある分野
重点維持分野	満足度・重要度ともに高く、 これからも重点的に維持していく必要がある分野
維持分野	重要度は低いが、満足度が高いため、 現状を維持していく必要がある分野
改善分野	満足度・重要度ともに低いが、 重要性を訴えつつ改善を図り、満足度を高めていく必要がある分野



全34項目の内訳をみると、「A. 重点改善分野」が6項目、「B. 重点維持分野」が12項目、「C. 維持分野」が5項目、「D. 改善分野」が11項目となっています。

- 「A. 重点改善分野」には、「安全・安心」に関する項目が多く入っており、特に、「(21) 津波に対する安全性」は重要度が高く、満足度が低くなっています。
- 「B. 重点維持分野」には、「住環境」、「快適性や利便性」、「道路・交通施設など」、「安全・安心」、「公共・公益施設・その他」に関する項目が入っていますが、この中には「安全・安心」に関する項目や「(10) 歩道の歩きやすさや安全性」の満足度が低くなっています。
- 「C. 維持分野」には、「(3) 街並みの美しさ」、「(16) 生活排水対策（浄化槽等）」、「公共・公益施設の充実度」に関する項目が入っています。
- 「D. 改善分野」には、「その他の都市施設」、「道路・交通施設など」、「公共・公益施設・その他」、「快適性や利便性」に関する項目が入っていますが、この中では「(11) 自転車の走りやすさ」の重要度が高くなっています。



【各項目の満足度と重要度の評価点】

※各分野内では、重要度が高い順に並べている

分野		項目	評価点	
			重要度	満足度
重点改善分野	【A】 満足度が低く、重要度が高い 優先的に取り組む必要がある分野	22. 避難場所や避難路のわかりやすさ・充実度	4.03	2.72
		21. 津波に対する安全性	4.02	2.40
		20. 河川の氾濫や洪水に対する安全性	3.92	2.64
		30. 病院、医療環境の充実度	3.80	2.71
		25. 街路灯やカーブミラーなどの施設の充実度	3.70	2.60
		31. 老人や障がい者のための施設の充実度	3.51	2.64
重点維持分野	【B】 満足度・重要度ともに高い これからも重点的に維持していく必要がある分野	34. 総合的評価	3.89	3.22
		19. がけ崩れなど、土砂災害に対する安全性	3.89	2.87
		23. 緊急車両が入れない等の火災に対する安全性	3.85	2.85
		2. 工場などの混在による悪臭や騒音のない快適性	3.84	3.35
		24. 消防・防災設備や地区防災体制の充実度	3.80	2.92
		1. 日当たりや見晴らしのよさ	3.75	3.64
		5. 日常の買い物の利便性	3.73	2.98
		4. 自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ	3.70	3.45
		8. 周辺市町・各地区を結ぶ道路の走りやすさ	3.64	3.22
		9. 身近な生活道路の走りやすさ	3.61	3.11
		26. 小中学校・保育所や幼稚園の充実度	3.61	3.02
維持分野	【C】 満足度は高いが、重要度は低い 現状を維持していく必要がある分野	16. 生活排水対策（浄化槽等）	3.47	2.91
		3. 街並みの美しさ	3.40	3.11
		28. 文化会館・図書館等の文化施設の充実度	3.36	3.07
		29. 体育館などのスポーツ施設の充実度	3.35	2.90
		27. 地区公民館や集会所の充実度	3.22	3.00
改善分野	【D】 満足度・重要度ともに低い 重要性を訴えつつ改善を図り、満足度を高めていく必要がある分野	11. 自転車の走りやすさ	3.30	2.65
		7. 働く場所の充実度	3.23	2.48
		33. 町民がまちづくりへ参加できる環境の充実度	3.15	2.62
		32. 観光施設や町民の交流施設の充実度	3.13	2.57
		18. 港や河川などの水との親しみやすさ	3.06	2.74
		14. 身近に利用できる公園の充実度	3.05	2.58
		12. 鉄道の利便性	3.01	2.15
		15. 休日に家族で過ごせる大きな公園の充実度	2.99	2.42
		17. 公営住宅の配置や充実度	2.90	2.72
		6. 遊び・レジャー施設の充実度	2.88	2.06
13. バスの利便性	2.81	1.98		
		平均点	3.48	2.80

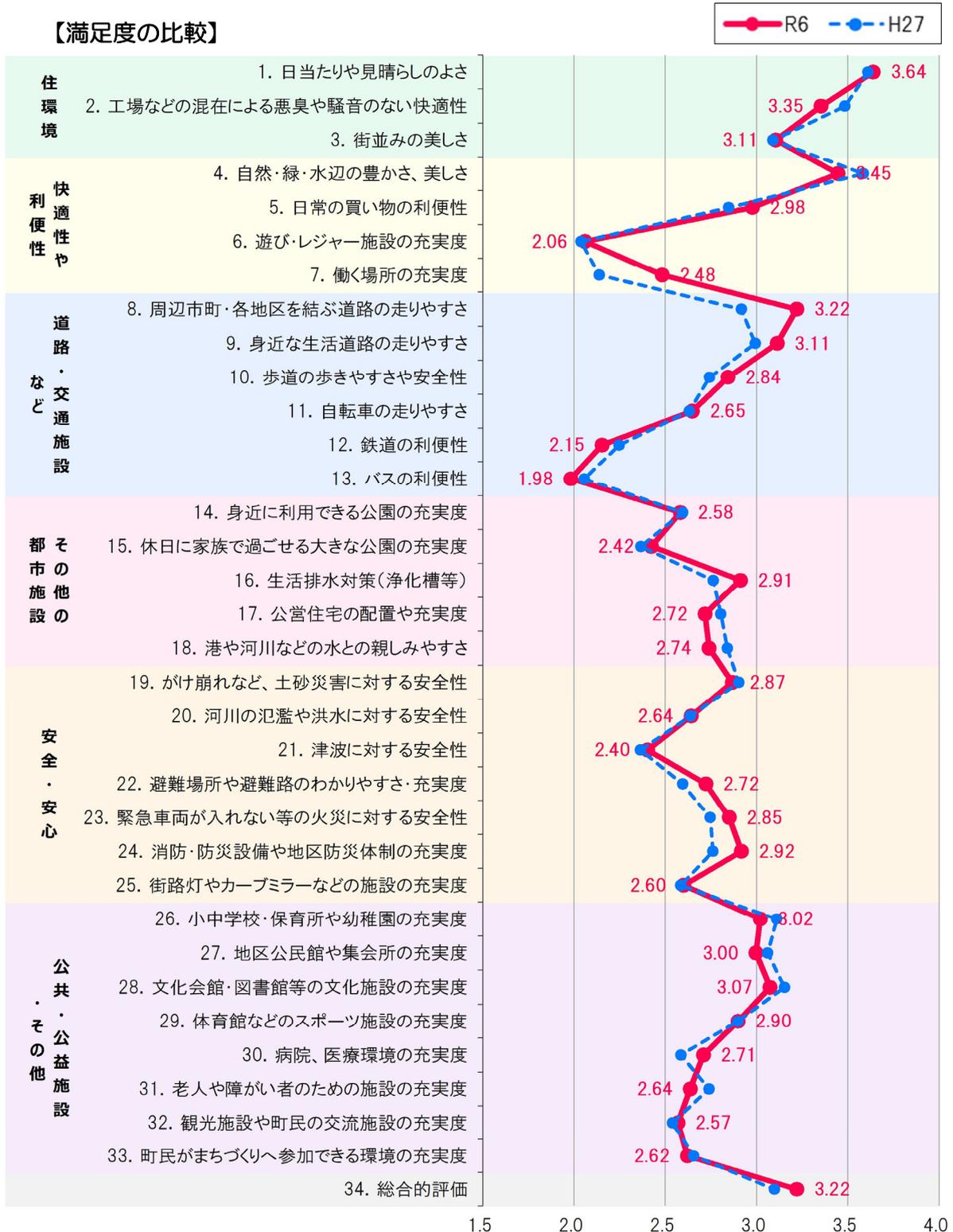
- 住環境
- 快適性や利便性
- 道路・交通施設など
- その他の都市施設
- 安全・安心
- 公共・公益施設・その他

③ 前回調査との比較

平成27年に実施したアンケート調査の結果と比較すると、満足度の評価点が前回調査より高くなっている上位3項目は、「7. 働く場所の充実度」、「8. 周辺市町・各地区を結ぶ道路の走りやすさ」、「24. 消防・防災設備や地区防災体制の充実度」となっています。

一方で、満足度の評価点が前回調査より低くなっている下位3項目は、「4. 自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ」、「2. 工場などの混在による悪臭や騒音のない快適性」、「31. 老人や障がい者のための施設の充実度」となっています。

【満足度の比較】



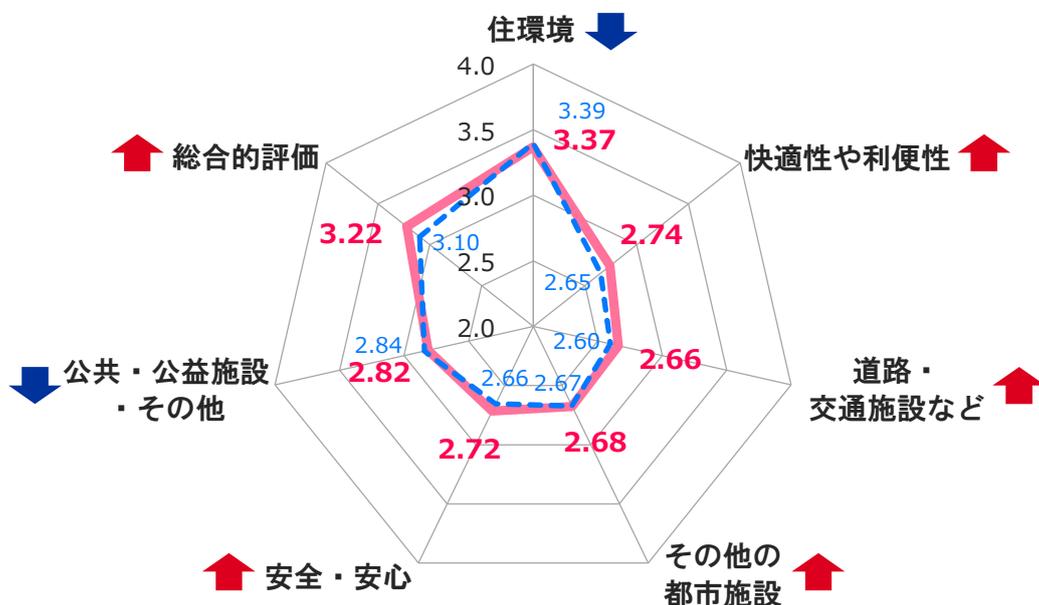
分野ごとにみると、「快適性や利便性」、「道路・交通施設など」、「その他の都市施設」、「安全・安心」、「総合的評価」の満足度の評価点は前回調査より高くなっており、満足度が向上していることがわかります。

一方、「住環境」及び「公共・公益施設・その他」の評価点は前回調査より低くなっており、満足度が低下していることがわかります。

表 満足度の分野別の評価点 (R6・H27)

分野	評価点		
	今回調査 (R6)	前回調査 (H27)	差 (R6 - H27)
住環境	3.37	3.39	▲0.02
快適性や利便性	2.74	2.65	0.09
道路・交通施設など	2.66	2.60	0.06
その他の都市施設	2.68	2.67	0.01
安全・安心	2.72	2.66	0.06
公共・公益施設・その他	2.82	2.84	▲0.02
総合的評価	3.22	3.10	0.12

【満足度】

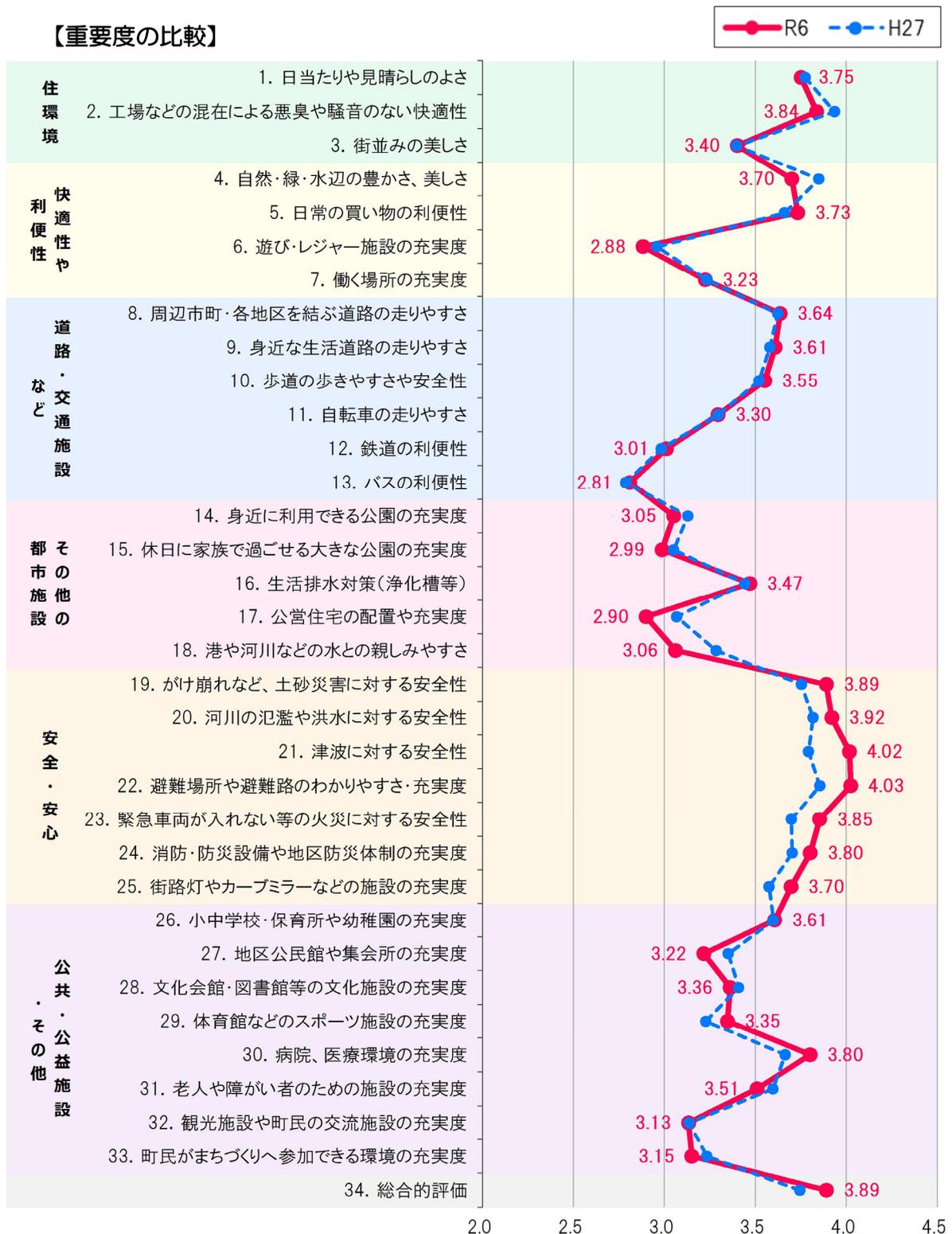


<p><凡例></p> <p>—— 今回調査 (R6)</p> <p>- - - 前回調査 (H27)</p>		<p><前回調査との比較></p> <p>↑ 前回調査より高い</p> <p>↓ 前回調査より低い</p>	
---------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------	--

また、重要度の評価点が前回調査より高くなっている上位3項目は、「21. 津波に対する安全性」、「22. 避難場所や避難路のわかりやすさ・充実度」、「23. 緊急車両が入れない等の火災に対する安全性」となっています。

一方で、重要度の評価点が前回調査より低くなっている下位3項目は、「18. 港や河川などの水との親しみやすさ」、「17. 公営住宅の配置や充実度」、「4. 自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ」となっています。

【重要度の比較】

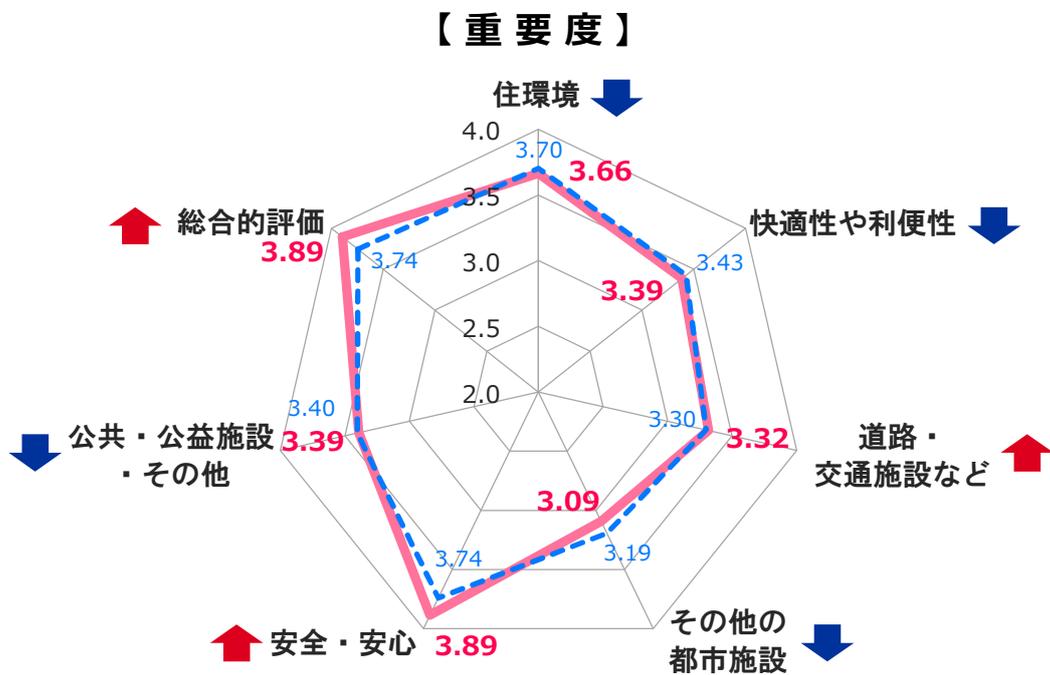


分野ごとにみると、「道路・交通施設など」、「安全・安心」、「総合的評価」の重要度の評価点は前回調査より高くなっており、重要性が高まっている状況がうかがえます。特に、防災対策に関する項目が多い「安全・安心」の評価点が高くなっています。

一方、「住環境」、「快適性や利便性」、「その他の都市施設」、「公共・公益施設・その他」の評価点は前回調査より低くなっています。

表 重要度の分野別の評価点 (R6・H27)

分野	評価点		
	今回調査 (R6)	前回調査 (H27)	差 (R6 - H27)
住環境	3.66	3.70	▲0.04
快適性や利便性	3.39	3.43	▲0.04
道路・交通施設など	3.32	3.30	0.02
その他の都市施設	3.09	3.19	▲0.10
安全・安心	3.89	3.74	0.15
公共・公益施設・その他	3.39	3.40	▲0.01
総合的評価	3.89	3.74	0.15



<凡例>	<前回調査との比較>
— 今回調査 (R6)	↑ 前回調査より高い
- - - 前回調査 (H27)	↓ 前回調査より低い

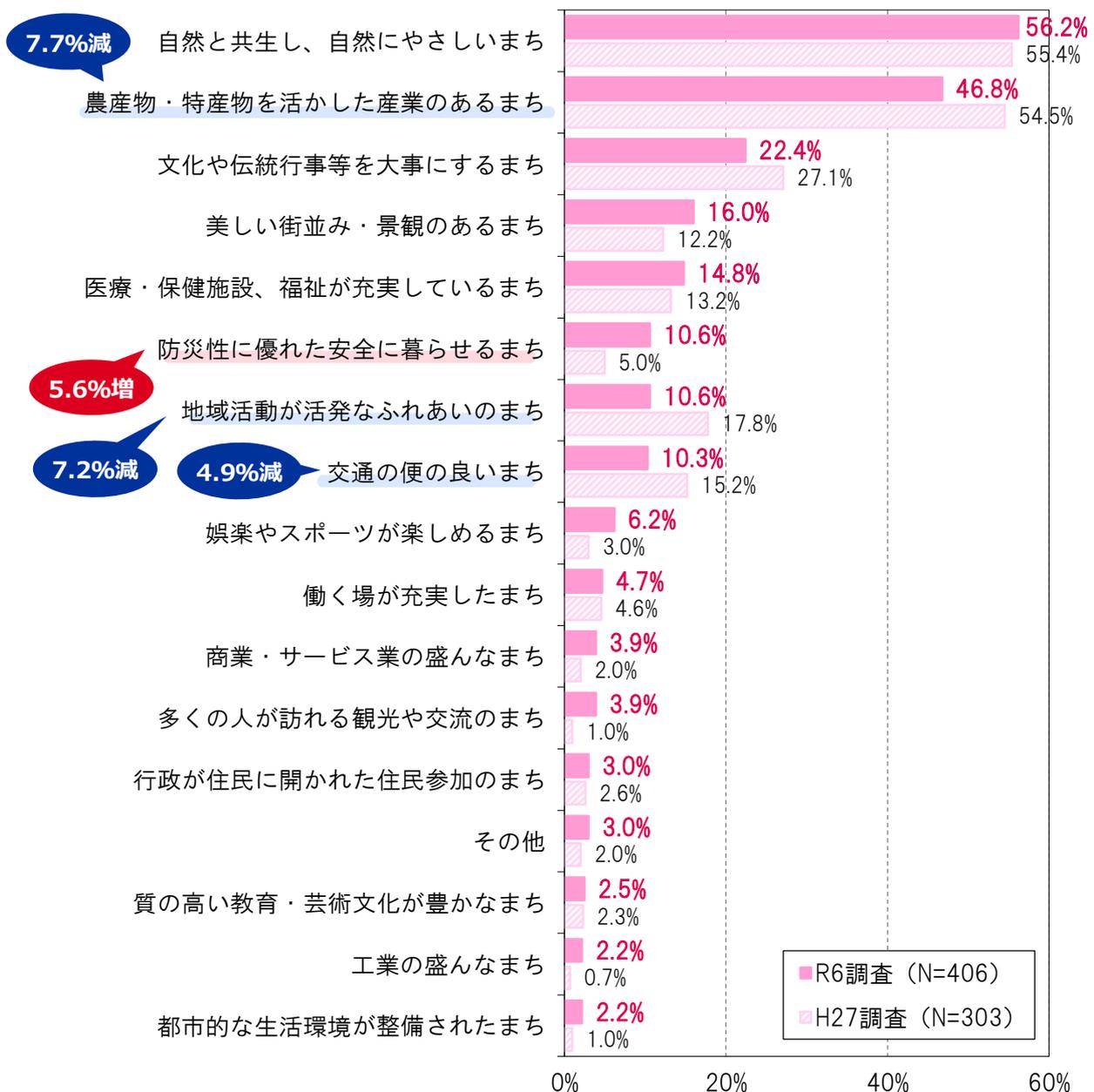
3) まちづくりの理念について

「現在の門川町」にどのようなイメージを持っていますか。また、「将来、どのようなまち」になって欲しいと思いますか。（それぞれ3つまで選択可）

① 現在のプラスイメージ

現在のプラスイメージは、「自然と共生し、自然にやさしいまち」が56.2%（228人）で最も多く、次いで「農産物・特産物を活かした産業のあるまち」が46.8%（190人）、「文化や伝統行事等を大事にするまち」が22.4%（91人）となっています。

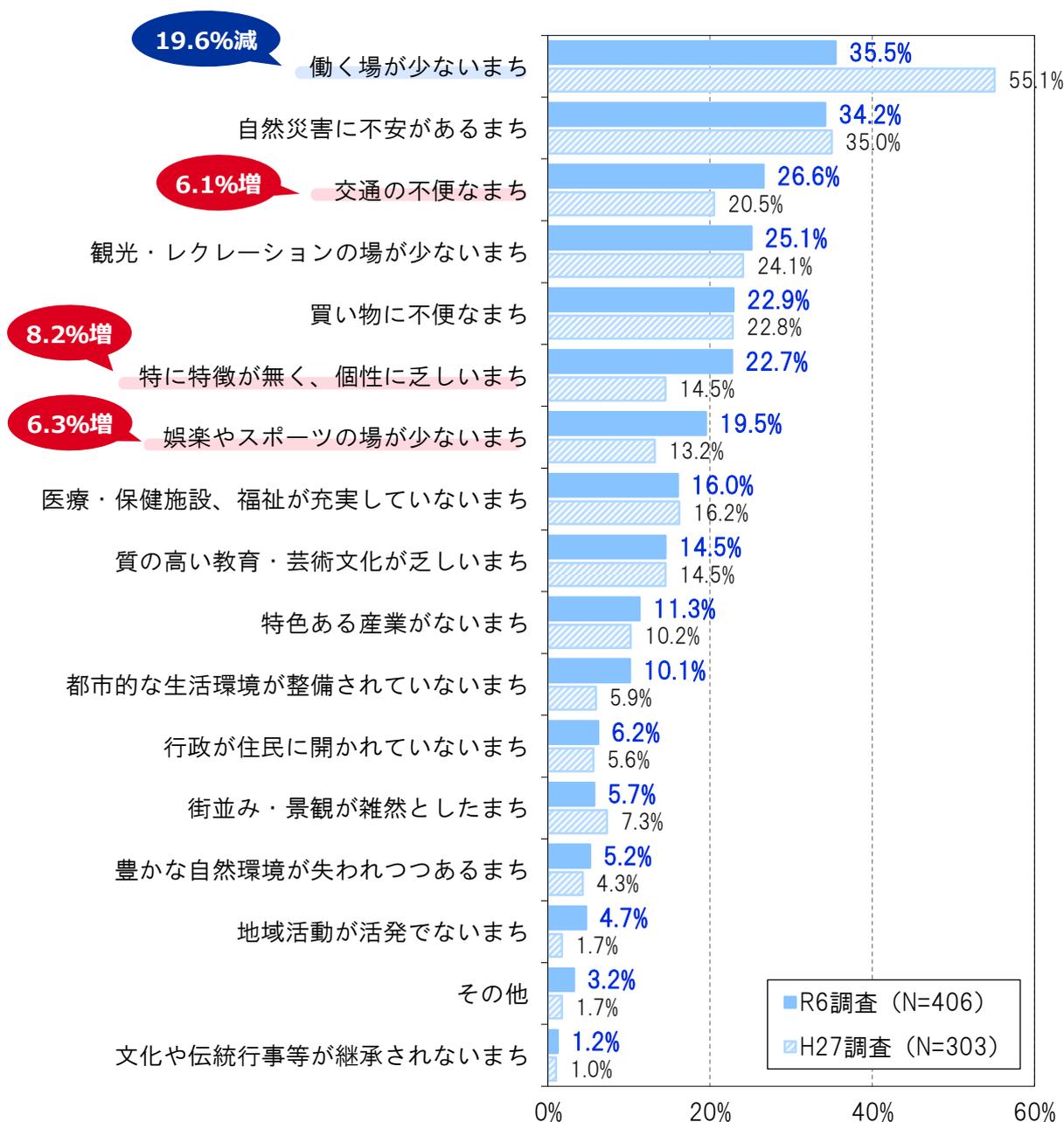
前回（H27）調査と比較すると、「防災性に優れた安全に暮らせるまち」は5.6%増加していますが、「農産物・特産物を活かした産業のあるまち」は7.7%減少、「地域活動が活発なふれあいのまち」は7.2%減少、「交通の便の良いまち」は4.9%減少しています。



② 現在のマイナスイメージ

現在のマイナスイメージは、「働く場が少ないまち」が35.5%（144人）で最も多く、次いで「自然災害に不安があるまち」が34.2%（139人）、「交通の不便なまち」が26.6%（108人）となっています。

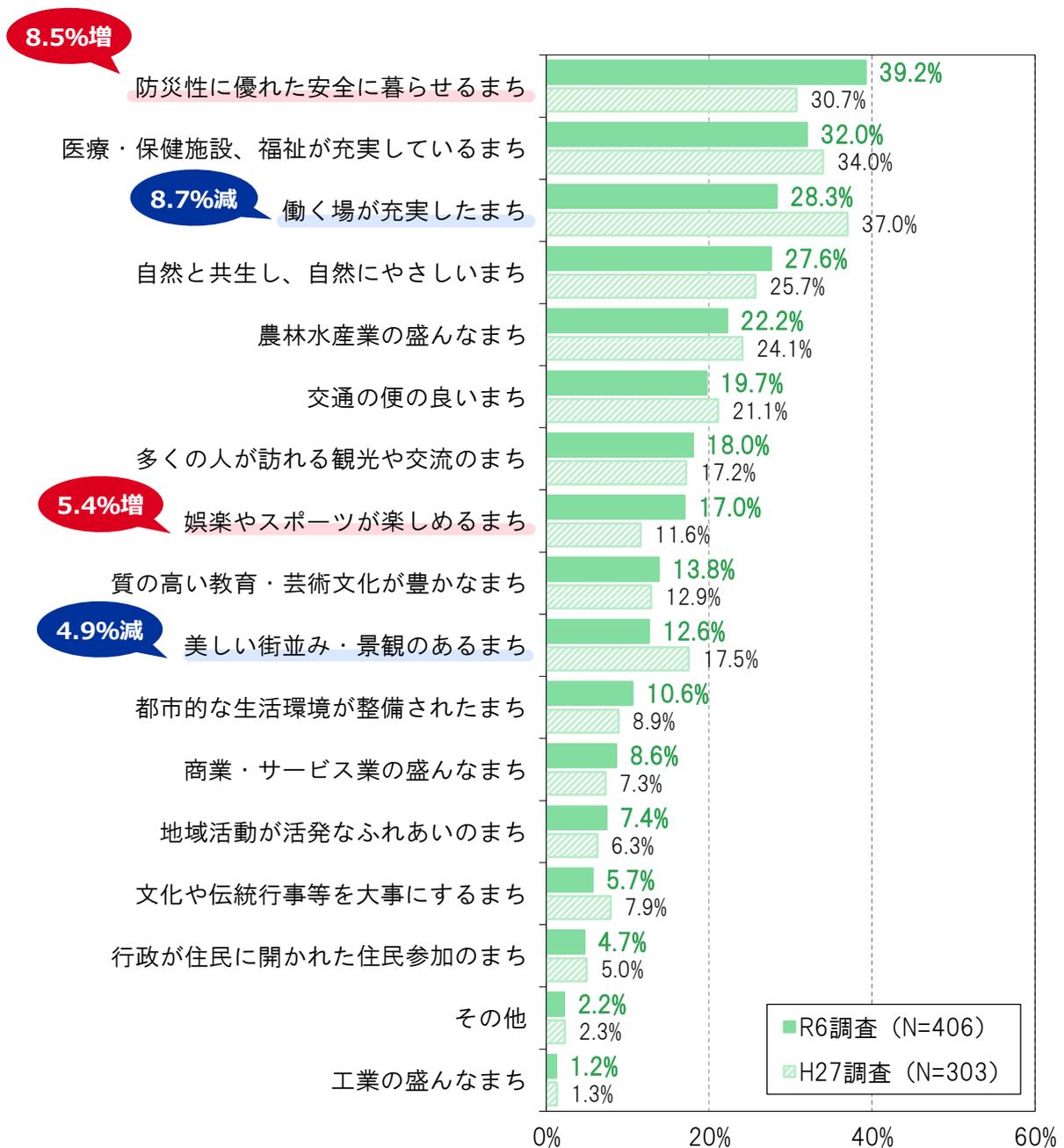
前回（H27）調査と比較すると、「特に特徴が無く、個性に乏しいまち」は8.2%増加、「娯楽やスポーツの場が少ないまち」は6.3%増加、「交通の不便なまち」は6.1%増加していますが、「働く場が少ないまち」は大幅に減少して19.6%となっています。



③ 将来のイメージ

将来、どのようなまちになって欲しいかについては、「防災性に優れた安全に暮らせるまち」が39.2%（159人）で最も多く、次いで「医療・保健施設、福祉が充実しているまち」が32.0%（130人）、「働く場が充実したまち」が28.3%（115人）となっています。

前回（H27）調査と比較すると、「防災性に優れた安全に暮らせるまち」は8.5%増加、「娯楽やスポーツが楽しめるまち」は5.4%増加していますが、「働く場が充実したまち」は8.7%減少、「美しい街並み・景観のあるまち」は4.9%減少しています。

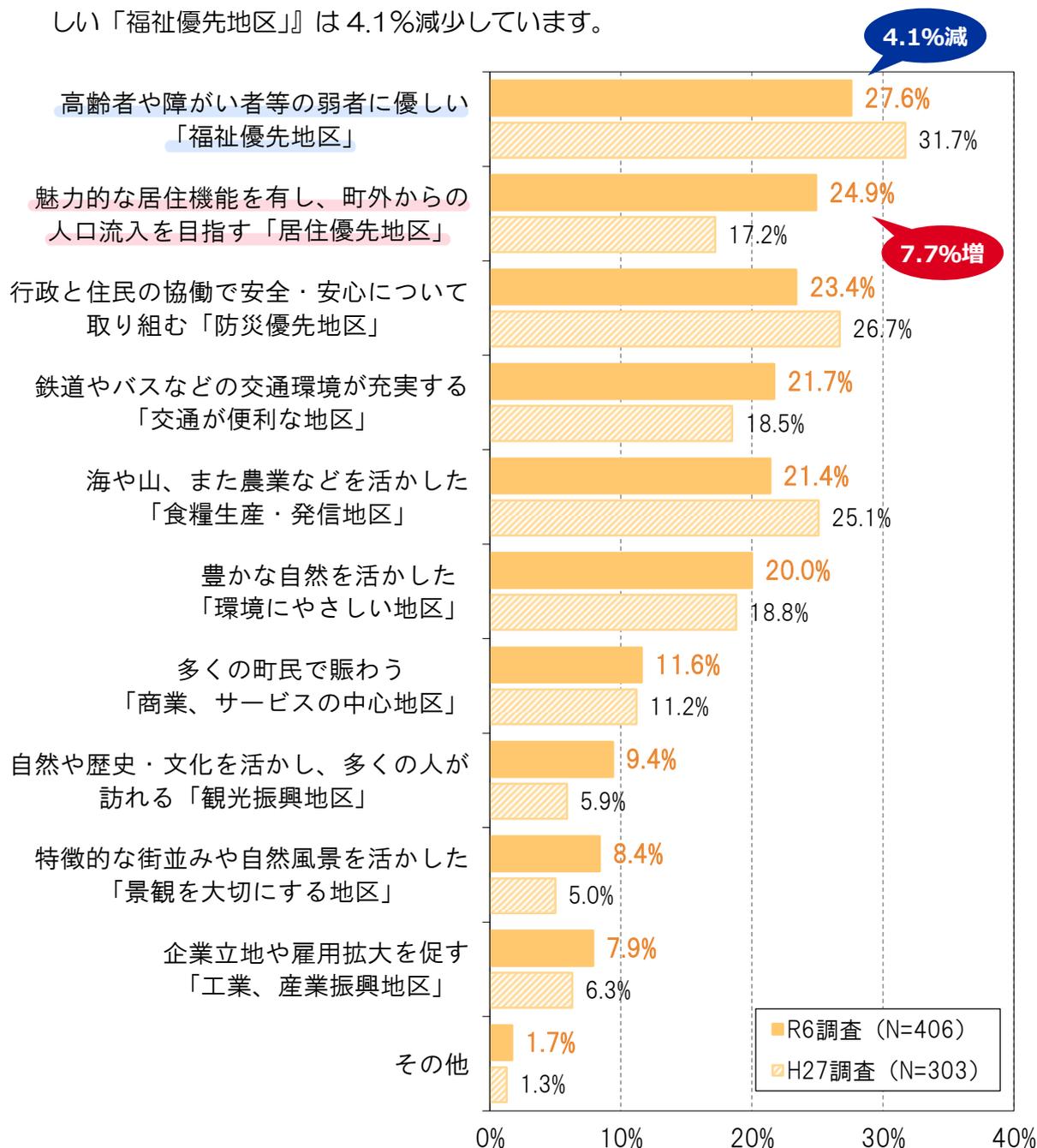


4) 地区のまちづくりの方向性について

あなたのお住まいの地区では、どのような特徴を伸ばした「まちづくり」を進めるべきだとおもいますか。
(2つまで選択可)

地区のまちづくりの方向性について、全体では、『高齢者や障がい者等の弱者に優しい「福祉優先地区」』が27.6%（112人）で最も多く、次いで『魅力的な居住機能を有し、町外からの人口流入を目指す「居住優先地区」』が24.9%（101人）、『行政と住民の協働で安全・安心について取り組む「防災優先地区」』が23.4%（95人）となっています。

前回（H27）調査と比較すると、『魅力的な居住機能を有し、町外からの人口流入を目指す「居住優先地区」』は7.7%増加していますが、『高齢者や障がい者等の弱者に優しい「福祉優先地区」』は4.1%減少しています。



居住地区別にみると、

- 居住者が多い中央地区、栄町地区、庵川地区では「福祉優先地区」や「居住優先地区」の割合が最も高くなっています。
- 門川の自然（海）が身近にある尾末地区及び納屋地区や、豊かな田園環境を有する五十鈴地区では「食糧生産・発信地区」の割合が最も高くなっています。
- 門川の自然（山・川）と共存している西門川地区では「環境にやさしい地区」の割合が最も高くなっています。
- 本町の幹線道路である国道10号沿いに商業施設が集積している門川地区では「商業、サービスの中心地区」の割合が最も高くなっています。

【「全体」において、割合が高い順に並び替え】

	居住地区													
	全体	南町地区	中央地区	門川地区	栄町地区	尾末地区	納屋地区	加草地区	庵川地区	五十鈴地区	竹名・中村地区	牧山・谷ノ山地区	西門川地区	小松・大丸地区
福祉優先地区	27.6%	22.2%	31.7%	29.2%	33.3%	25.0%	23.1%	30.8%	17.2%	23.5%	45.5%	0.0%	18.2%	0.0%
居住優先地区	24.9%	18.5%	31.7%	25.0%	21.9%	12.5%	30.8%	23.1%	29.7%	11.8%	9.1%	100%	36.4%	66.7%
防災優先地区	23.4%	22.2%	20.0%	20.8%	32.4%	18.8%	30.8%	25.0%	18.8%	11.8%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%
交通が便利な地区	21.7%	25.9%	26.7%	8.3%	27.6%	18.8%	23.1%	15.4%	18.8%	23.5%	27.3%	0.0%	9.1%	0.0%
食糧生産・発信地区	21.4%	25.9%	18.3%	16.7%	12.4%	37.5%	38.5%	21.2%	28.1%	29.4%	18.2%	0.0%	45.5%	0.0%
環境にやさしい地区	20.0%	33.3%	13.3%	16.7%	14.3%	18.8%	23.1%	19.2%	25.0%	29.4%	9.1%	0.0%	54.5%	33.3%
商業、サービスの中心地区	11.6%	7.4%	10.0%	33.3%	18.1%	12.5%	0.0%	7.7%	7.8%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
観光振興地区	9.4%	7.4%	5.0%	12.5%	9.5%	6.3%	7.7%	9.6%	15.6%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
景観を大切に する地区	8.4%	11.1%	10.0%	8.3%	3.8%	25.0%	0.0%	9.6%	9.4%	5.9%	9.1%	0.0%	9.1%	33.3%
工業、産業 振興地区	7.9%	7.4%	6.7%	12.5%	4.8%	18.8%	0.0%	11.5%	6.3%	17.6%	9.1%	100%	0.0%	0.0%
その他	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	7.7%	1.6%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
N値	406	27	60	24	105	16	13	52	64	17	11	1	11	3

※ 全体には「居住地区 無回答」も含む

: 各地区で1位
 : 各地区で2位
 : 各地区で3位

項目	左の項目の割合が最も高くなっている居住地区
福祉優先地区（4地区）	中央地区、栄町地区、加草地区、竹名・中村地区
居住優先地区（4地区）	中央地区、庵川地区、牧山・谷ノ山地区、小松・大丸地区
食糧生産・発信地区（3地区）	尾末地区、納屋地区、五十鈴地区
環境にやさしい地区（3地区）	南町地区、五十鈴地区、西門川地区
商業、サービスの中心地区 （1地区）	門川地区
工業、産業振興地区（1地区）	牧山・谷ノ山地区

2-4. 門川町の都市的な問題点と課題

町の現況

- 都市再生特別措置法の改正による集約型都市構造への転換
- 老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新
- 少子高齢化の進行（過去5年間で高齢化率30.3%から34.2%へ）
- DID人口密度は平成7（1995）年から減少傾向 ※令和2年（2020）年時点で40.1人/ha
- 自家用車に依存したライフスタイル（全体の7割が自家用車で移動）
- 広域的な移動や町内の移動を担う多様な輸送資源が存在
- 公共交通の不便に対して高齢者の将来への不安が懸念
- 全国的に台風・集中豪雨などの風水害が頻発
- 洪水については五十鈴川周辺の広範囲で、5.0m～10.0mの浸水を想定
- 南海トラフ地震で最大震度6強、危険度が極めて高い液状化、破堤による浸水を想定
- 建物の老朽化や空家化が進行、周囲への影響や懸念
- 災害に対する安全性に対して満足度が低く重要度が高い意向が「重点改善分野」
- 乙島、枇榔島、展望台がある遠見山森林公園など自然観光資源が立地
- 基幹産業は「製造業」「医療・福祉」「卸売業・小売業」
- 門川SIC周辺における産業拠点の形成
- 漁業集落地区での防災性及び高齢化対策、狭小な生活道路の改善
- 地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化
- 農地は農産物供給、防災、景観形成など多様な機能を計画的に活用
- 環境保全や既存ストックの効率的な運営など持続可能な都市づくり
- 地域公共交通の利用が減少傾向を示しており維持のための利用促進が重要
- 「自然と共生し、自然にやさしいまち」がまちのイメージ

■：社会情勢 ■：町の現況 ■：住民意識

問題点

都市機能・交通

- 少子高齢化や郊外開発の進展によって、人口集積の低下と都市機能の拡散が進み、生活サービス機能の拡散や町外流出が懸念される。
- 延岡市や日向市などの周辺都市に就業・就学機会の多くを依存しているが、町内が鉄道や河川、丘陵地により分断されていることなどから、これら周辺都市との交通ネットワークにおける交通拠点の利便性が高くない。

生活・安全

- 狭あい道路もあり、歩道幅員も狭い箇所があるため、自動車・歩行者・自転車の通行空間が十分に確保されておらず、交通安全や災害発生時の避難、消火活動に問題が生じる。
- 既存市街地内での老朽化や空家化が懸念され、維持管理が困難となることで周囲に影響を及ぼす可能性がある。
- 大規模自然災害に対する甚大な被害が想定されており、町民は町の防災・減災対策に不安を抱いている。

観光・産業

- 美しい山並みや川、観光資源、歴史・文化を有していても、ハード整備とソフト施策の連携がなければ、その魅力を活かしきれない。
- 人口減少の歯止めとして就労機会の増加による定住人口の増加のため、基幹産業の製造業などの産業の振興を進め、産業・雇用の充実を図る必要がある。

自然・都市環境

- 自然環境や地球温暖化への配慮をせずに、積極的に都市化のみ推進すれば、良好な自然環境や田園風景が保全できなくなる可能性がある。
- 高齢化や環境負荷などの面から、自家用車に頼った生活スタイルを維持することは難しく、交通手段の転換を迫られることが多くなる。

都市づくりの主な課題

交通拠点を活用した暮らしやすい生活圏の充実

- 市街地では、門川駅、その周辺を拠点として生活サービス機能の誘導を図り、将来にわたって人口密度の維持を図ることが必要です。
- 周辺市町村とのつながりを意識し、駅やその周辺を中心とした多様な交通手段の確保、快適な移動環境の創出、道路交通によるネットワークの構築が必要です。

安全で安心して暮らせる都市基盤の構築

- 災害時に限らず安心して暮らせるまちにするには、道路、公園、河川といった都市基盤の早期整備や今後も増加が見込まれる空家対策が必要です。
- 海拔ゼロメートル地帯であり、狭あい道路や老朽住宅の多いなか、防災活動拠点、緊急輸送道路、避難場所の整備・確保に加え、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、住民と行政の協働による安全・安心な地域づくりを進める必要があります。

観光振興と産業集積による都市活力の向上

- 町の活性化に向けては、枇榔島や遠見山森林公園など自然観光資源を活用した景観形成や食を活用した観光・交流の促進などが必要です。
- 地域経済の潤った活力のある都市にするためには、基幹産業である製造業や観光へつなげるサービス業など、地場産業と関連した地域の魅力を最大限活かせる産業集積が必要です。

自然環境への配慮と持続可能な都市環境の形成

- 町を流れる大小の河川や田園風景、山並みは、町民生活の質の向上や地元への愛着と誇りの醸成につながるものであり、環境負荷の小さな都市づくりという面からも保全・活用が必要です。
- 環境、交通渋滞、健康面などから、無理のない範囲で自家用車からの交通手段の転換が必要であり、これまで整備した社会資本や民間活力を活用した持続可能な都市環境を形成する必要があります。

第3章

基本構想

- 3-1. まちづくりの理念・将来目標
- 3-2. 分野別方針
- 3-3. 本町としての優先課題



3-1. まちづくりの理念・将来目標

(1) まちづくりの理念

門川町のまちづくりの理念は、「第6次門川町長期総合計画」との整合性を図り、同総合計画で掲げたまちづくりの理念を、本プランにおいても都市計画マスタープランのまちづくりの理念として設定します。また、都市的な問題点と課題で整理した4つの都市づくりに必要な課題に対する取組みを進めていくため「みんなで作る住みよいまちづくり」を設定します。

総合計画の理念

「日本一住みよい門川町」

本町の今後の人口構造の変化に伴い税収の増加が見込めないことや、財政負担の増加、公共施設等の老朽化など、大変厳しい状況が見込まれ、地方自治体を取り巻く社会環境の変化に的確に対応しながら、門川町で生まれ育った人も、門川町に移り住んだ人も、誰もが住みよいまちづくりの実現を目指します。



4つの都市づくりの課題

課題 01 交通拠点を活用した暮らしやすい生活圏の充実

課題 02 安全で安心して暮らせる都市基盤の構築

課題 03 観光振興と産業集積による都市活力の向上

課題 04 自然環境への配慮と持続可能な都市環境の形成



まちづくりの理念

「日本一住みよい門川町」

みんなで作る住みよいまちづくり

本町は延岡市や日向市に隣接する位置であり、産業や就業、アクセスの優位性を活かし、交流人口を増大させるとともに、これからも増加する高齢者が安心して健康に住み続けられるまち、子育て世代が住みやすいまち、そのまちをみんなで作るまちづくりを目指します。

(2) まちづくりの将来目標

都市づくりの主な課題を克服し、まちづくりの理念を実現するためのまちづくりの将来目標を以下のように設定します。

目標
01

人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり

- 交通拠点を中心に商業、医療、福祉、子育てなどのサービス施設を集積し、本町の中心として防災面を考慮した良好な都市空間の形成や門川の自然を感じる緑の創出など、市街地としての質の向上に努め、住みよい都市づくりの形成を図ります。
- 自家用車に過度に頼らない移動環境や生活サービス施設が整った範囲で、まちなかの居住地の形成を図ります。
- 日常の行動に配慮した道路ネットワークの確保により、安全に安心して暮らせる都市づくりの形成を図ります。

目標
02

地域の住民と協力した安心・快適な地域づくり

- 人々が安心して快適な生活を送るために、道路・公園・河川などの整備や住民と協力した維持管理を図り快適な地域づくりの形成を図ります。
- 住民が緊急時の安全を確保するための防災活動拠点、緊急輸送道路、避難場所への移動、整備を確保した地域づくりの形成を図ります。
- 住民が協力した地域の防災組織の充実と防災活動の活発化を図ります。

目標
03

広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり

- 美しい山並みや川を有した自然環境や、観光資源、歴史・文化などを活かした魅力的な景観形成と観光・産業の振興を目指した産業づくりの形成を図ります。
- インターチェンジ周辺などの広域的な交通利便性の高い地域に、物流業・製造業などを集積させた産業づくりの形成を図ります。

目標
04

水・緑と共生したまちにやさしい環境づくり

- 住環境に潤いやゆとりをもたらす河川や農地、山林などは身近に触れ合える自然として保全・維持管理を図り、まちにやさしい環境づくりの形成を図ります。
- 身のまわりの環境や地球環境を保全するため、住民との協働を促進し、まちにやさしい環境づくりの形成を図ります。
- 自家用車から徒歩や自転車、公共交通への移動手段の転換を促進し、まちにやさしい環境づくりの形成を図ります。

(3) 将来都市構造

近年は、人口減少・超高齢社会の到来、環境負荷の高まり、都市財政の圧迫などを背景に、拡散型から集約型の都市構造への転換が求められており、国や宮崎県は集約型都市構造を構築するための取組を推進しています。

本町の東側に日向灘、中央にJR日豊本線、西に東九州自動車道が南北方向に通っており、門川湾周辺にコンパクトな市街地を形成してきました。

一方で、五十鈴川や鳴子川などの河川が横断し、町域一帯に豊かな水辺環境が形成されており、郊外には優良な農地が広がっています。

このように、既に本町は骨格となる都市構造を形成してきている状況であり、将来の都市構造を考える上では、これまでに形成してきた都市構造をベースとしつつ、本町の持つ特性を踏まえ、新たな魅力を伸ばしていくことが重要となります。

そこで、町内の各地にある市街地や集落を連携しつつ、それら市街地や集落のコンパクト化を実現するため、都市的土地利用と自然的土地利用の基本的なゾーニング、主要な都市拠点の配置とそれら拠点間を結ぶネットワーク、そして地域間を結ぶ骨格的なネットワークという視点から、門川町の将来都市構造を示します。

1) 「ゾーン」の設定

「拠点」や「軸」を包括したおおむねの面的な要素を設定します。

A：都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分	
<ゾーン>	
■市街地ゾーン	市街化区域に該当する本ゾーンは、門川町役場やJR 門川駅などの公共施設や住宅地をはじめとして、日常生活に密着した身近な商店街や幹線道路沿いの商業施設、工業・漁業施設なども集まる市街地ゾーンです。 このゾーンは本町の中心地として、防災面を考慮した良好な都市空間の形成や門川の自然を感じる緑の創出など、市街地としての質の向上に努め、住みよい市街地の形成を図ります。
■居住・産業ゾーン	市街化を抑制する市街化調整区域と都市計画区域外の既存集落地に該当する本ゾーンは、本町の豊かな山林や農地などの産業基盤と田園集落地や中山間集落地などの居住地があるゾーンです。 本ゾーンでは、豊かな自然の保全を図りつつ、集落地の生活利便性の向上を図ります。また、新たな産業創出に対して位置的優位性が非常に高い地域については、周辺環境に留意した上で新たな産業基盤の創出を目指します。
■自然保護ゾーン	本町の豊かな自然環境・生態系の核となるゾーンです。積極的に保全を図り、将来の世代に「門川の豊かな自然」を継承することを目指します。

B：骨格拠点の配置と拠点間連携の強化

< 拠点 >

■交流拠点	本町の交流施設である「総合文化会館」、「海浜総合公園」、「かどがわ温泉『心の杜』」、「コミュニティ型ショッピングモール」、「西門川総合活性化センター」を位置づけます。これらは、町民および町外からの来訪者との交流拠点および本町の魅力を発信する拠点として、機能の維持・交流を図ります。
■交通拠点	「JR 門川駅」や「門川 IC」・「門川南スマート IC」といった、本町の玄関口としての機能を有する拠点です。特に門川南スマート IC は、本町の交通の要として、十分な機能・効果の発現に努めます。
■行政拠点	本町の行政サービスの中心の門川町役場を位置づけます。
■観光拠点	県内外でも知られた本町の豊かな自然・地域資源である「枇榔島」、「乙島」や、遠見半島なども含めた「日豊海岸国定公園」を観光拠点に位置づけ、積極的な保全・活用に努めます。
■産業拠点	門川漁港と庵川漁港や竹名工業団地、南町工業団地といった、本町の産業の拠点を位置づけます。 高速道路の全線開通や門川南スマート IC の設置など、インフラ整備が進むため物流面の飛躍的な向上が見込まれます。高速道路付近において、新たな工業団地として可能性がある地域については、周辺環境も調査しながら整備を図ります。

< 連携軸 >

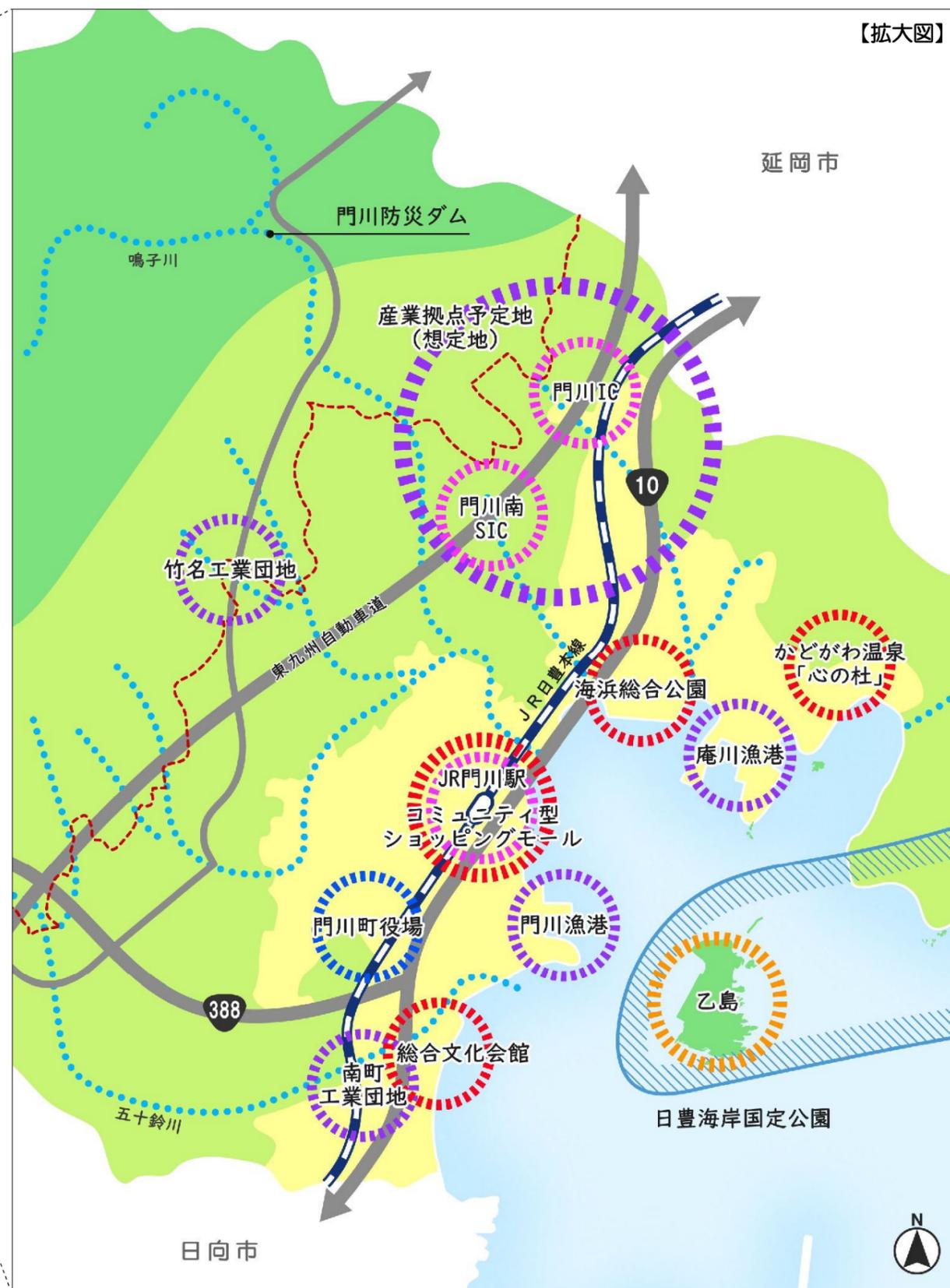
■広域連携軸	東九州自動車道及び国道 10 号、JR 日豊本線は、東九州を南北に結ぶ「広域連携軸」の一部であり、重要な都市間交流・物流の基盤として、さらなる利活用を図ります。 また、町内東西方向の幹線道路である国道 388 号は、町中心部と山間部及び他町村を結ぶ路線として、機能強化を図ります。
■門川の豊かな「水」の軸	本町の豊かな自然環境の象徴の 1 つである五十鈴川などの河川は、町内各地域での「憩い」や「やすらぎの場」であり、環境軸と位置づけます。漁場環境にも影響を与えるこれら河川環境は、積極的に保全に努める一方で、河川氾濫による防災対策も進め、門川の自然との共存に努めます。

【将来都市構造図】



【凡例】	
	門川のさまざまな機能が集まる市街地ゾーン
	門川の自然と共生する居住・産業（田園・中山間）ゾーン
	門川の豊かな自然保護ゾーン
	広域連携軸
	門川の豊かな「水」の軸
	交流拠点
	交通拠点
	行政拠点
	観光拠点
	産業拠点（漁業・工業）
	都市計画区域界

【拡大図】



3-2. 分野別方針

まちづくりの将来目標を達成するため、将来都市構造を踏まえた本町の整備方針として、以下の8つの分野を設定し、それぞれの方針を示します。

まちづくりの理念

「日本一住みよい門川町」

みんなでつくる住みよいまちづくり

本町は延岡市や日向市に隣接する位置であり、産業や就業、アクセスの優位性を活かし、交流人口を増大させるとともに、これからも増加する高齢者が安心して健康に住み続けられるまち、子育て世代が住みやすいまち、そのまちをみんなでつくるまちづくりを目指します。

まちづくりの将来目標



人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり
地域の住民と協力した安心・快適な地域づくり
広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり
水・緑と共生したまちにやさしい環境づくり

..... 分野別の方針

01 都市・地域防災の方針

02 土地利用の方針

03 道路・公共交通の方針

04 公園緑地の方針

05 その他の公共施設の方針

06 市街地整備の方針

07 自然環境・都市環境の方針

08 都市・地域景観形成の方針

(1) 都市・地域防災の方針

1) 基本的な考え方

本町の地形や地質などを十分考慮したうえで、地震、洪水浸水、土砂崩れなど様々な災害への備えにより、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

また、災害時には町民の安全を確保し、迅速な救援・救護活動を行うとともに、災害から早期の復旧・復興を実現するため、災害に応じた復興対策をあらかじめ準備する事前復興の取り組み等を進めます。

2) 都市・地域防災の方針

地震・津波に備えたまちづくりの推進

今後、南海トラフ巨大地震などにより、本町が津波の影響を受けることが考えられます。特に海に近い東側の市街地部では、短時間での浸水が想定されていることから、被害を軽減する「減災」のための取り組みが重要です。このことを踏まえ、これまでは海拔掲示板の設置などにより普段から居住者などに海拔を認識してもらうための取り組みなどを進めてきましたが、今後は災害発生から迅速な避難が可能となるように、災害への対応に関する防災教育や避難路・避難施設、高台を活かした避難場所の整備を進めるとともに、備蓄品などの充実などの取り組みを継続します。

また、大規模な地震から、町民の生命・身体・財産を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の補助などの支援策について、建物の耐震化等を推進します。

水道・電気などのライフラインについては、災害時でもその機能を発揮できるように、適切な場所への施設配置や耐震化を図ります。

主な具体的な取り組み

- 避難路の整備
- 避難施設の整備
- 防災教育及び備蓄品の充実
- ライフラインの耐震化
- 耐震診断・耐震改修の推進の取り組み

洪水に強いまちづくりの推進

本町には多くの河川があり、豊かな自然環境やシンボリックな景観を形成しています。台風や集中豪雨によってもたらされる、これら河川の氾濫被害の発生を防止するために、森林や農地の適正な保全および護岸の改修や河川の拡幅改修などの整備を進めます。特に、五十鈴川の本格改修事業や丸バエ川流域及び中須地区の浸水対策の推進に努めます。

また、市街地内においては内水氾濫が予想される地域もあります。近年の集中豪雨に対応できるように、市街地内の計画的な排水路整備などに取り組みます。

主な具体的な取り組み

- 護岸改修や河川の拡幅改修
- 市街地内の排水路整備

土砂災害を防止するまちづくりの推進

地形特性などから本町には、土砂災害の危険がある居住地もあります。危険箇所指定されている急傾斜地については、国・県の補助事業の導入を図り年次的に整備を進めていきます。

また、土砂災害警戒区域内などの土砂災害のおそれがある地域・区域に対しては、今後も継続的にハザードマップや土砂災害防止講座などによる危険の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備・強化や一定の開発行為の制限などによる町民の安全確保を県と連携して進めます。

主な具体的な取り組み

- 急傾斜地などにおける防災整備
- 土砂災害危険箇所の周知
- 警戒避難体制の強化



災害に強い安心・安全な市街地形成の推進

居住者の多い市街地では、緊急車両が通行できない狭小幅員の道路や木造建物の多い地域があります。

これらの地域における生活道路の幅員確保や建築物の不燃化を推奨するとともに、市街地内の延焼防止機能も有する広幅員道路や公園・広場の整備・維持管理を図り、火災に強い安心・安全な市街地形成を目指します。

主な具体的な取り組み

- 生活道路の幅員確保
- 建築物の不燃化推奨
- 広幅員道路や公園・広場の整備・維持管理

自助・共助・公助による防災まちづくりの強化

防災性を高めていくためには、自助（災害時に自分の身をまもること）や共助（地域で助け合うこと）が非常に重要となってきます。これらの取り組み支援として、町内一斉避難訓練や学校における下校時一斉避難訓練などの防災訓練の実施や災害ハザードマップ・パンフレットなどによる情報発信を図るとともに、関係機関と協力しながら自主防災組織の育成などに努めます。また公助（行政や消防・警察による救助活動や支援物資の提供などの公的支援）も非常に重要です。自助・共助・公助による役割分担・連携による防災まちづくりを進めます。

その中でも特に津波をはじめとした各種災害に対する防災講演、災害図上訓練、避難所訓練等のリーダー役を果たす防災士の育成を行うとともに、自主防災組織や消防団の活動、防災教育を行う地域コミュニティの形成を強化し、門川町の未来を担う子ども達も含めた町民全員での自助・共助の取り組みを推進します。

一方、被災後において適切な応急復旧活動ができることも重要です。被災時に対応でき、平常時においても防災に関する意識や知識を高めることができる防災施設の検討・整備・活用を図り、防災まちづくりの強化に努めます。

主な具体的な取り組み

- 防災訓練の実施やパンフレットの配布
- 防災教育の強化
- 防災施設の検討・整備

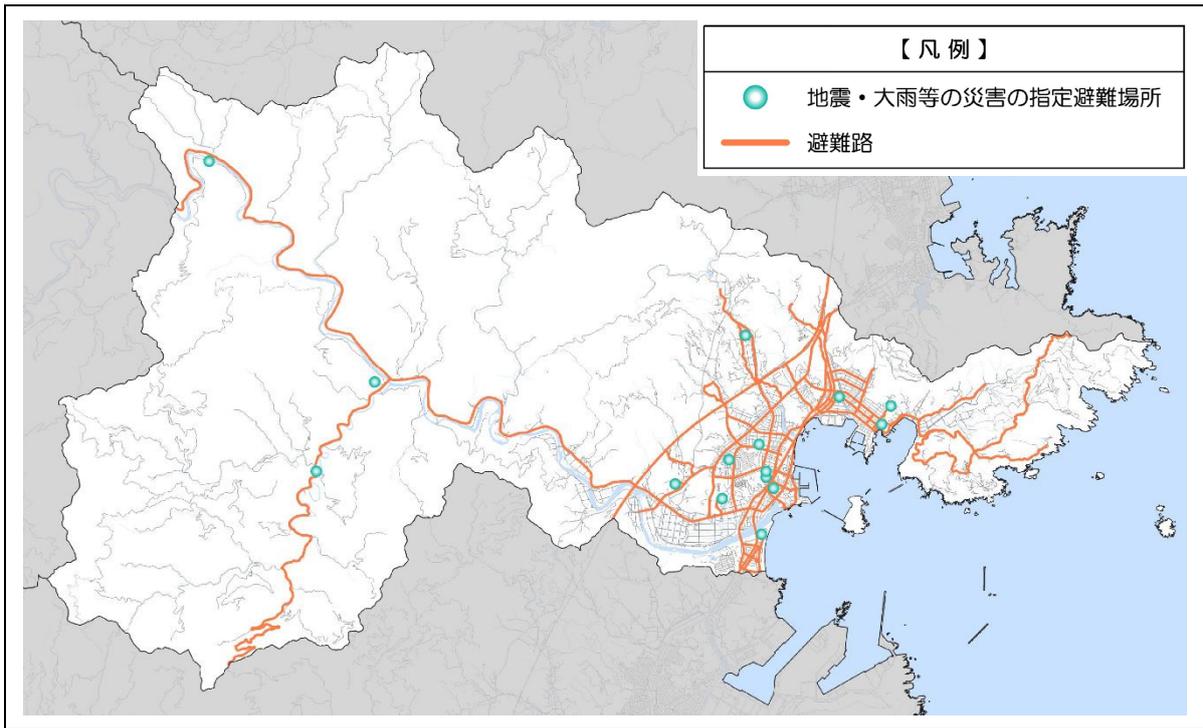


図 都市・地域防災の方針図（地震・大雨）

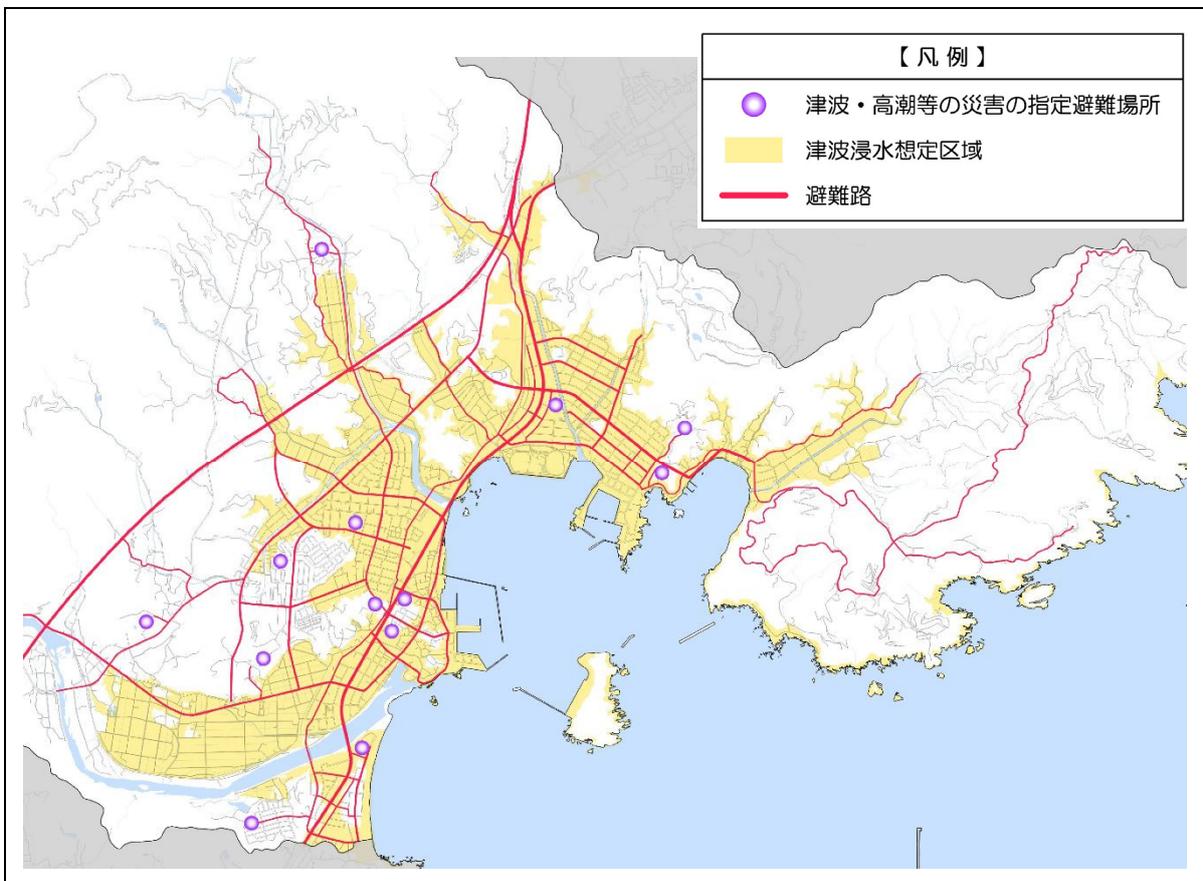


図 都市・地域防災の方針図（津波）

(2) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

本町は延岡市・日向市と一体的な都市計画区域である日向延岡新産業都市計画区域内に位置付けられており、同区域では無秩序な市街化の防止と計画的な市街化の形成を目的として区域区分（線引き制度）を行っています。このことから本町では、建築活動が市街地内に集中し、無秩序な市街化が防止されている状況になっております。今後も無秩序な市街化を防止するとともに、日常生活に必要な機能を拡散せずに効果的に集約・強化した『コンパクトなまち（日常生活に必要な機能の集約・強化と居住地との連携）』を目指します。

また、現計画と現況・今後の見通しの土地利用が異なってきている地区においては、居住環境の維持・改善や業務機能の増進を図るために、必要に応じて用途配置の見直しを検討します。

さらに、市街化調整区域の一定の地区における土地利用については、秩序ある土地利用の形成を図りつつ、地区住民などの合意によって住みよい住環境の創造と美しい街並みの形成を実現と保持するために、まちづくりの基本的な方向性を明らかにし必要な道路や公園などの施設配置を計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する地区計画を検討します。

また、今後は都市再生特別措置法に基づき、都市計画マスタープランの一部として立地適正化計画を策定します。居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、コンパクトなまちづくりを推進することで、財政負担の軽減や環境負荷の低減を図ります。

以上の都市づくりの主な課題を克服し、まちづくりの理念を実現するためのまちづくりの将来目標を以下のように設定します。

2) 土地利用の方針

居住地ゾーン

本町の豊かな自然に囲まれた住宅市街地を形成するゾーンです。城ヶ丘地区や平城地区などでは、低層及び中層の住宅地として、秩序ある住宅地形成が図られており、今後も良好な住宅地として居住環境の維持に努めます。

他の居住地においても、本マスタープランで掲げる防災や景観の取り組みを進め、より魅力があり住みやすい住宅地の形成を目指します。特に漁業集落については、地域の安全性や快適性を向上する必要性を認識し環境改善整備を進めます。

また、市街地内の公園は、街区公園は市街地内の憩い・休息の場、総合公園はスポーツレクリエーションの場として機能しているとともに、市街地内のオープンスペースとして地域活性化（地域コミュニティ形成の取り組み・活動やイベント実施など）の場や防災面からの機能も期待される施設です。今後も維持管理に努め、更なる利用促進を図ります。

市街化調整区域においても、周辺の土地利用の変化に応じて居住地としての地区計画の設定を検討し住みやすいまちづくりを目指します。一方で、市街化区域内の農地のうち、都市計画法に基づき「生産緑地地区」として指定され、農地としての維持が義務付けられ、建築や売却などの行為が制限されている地区の指定から 30 年が経過する箇所についての再指定等について検討、見直しを行います。

主な具体的な取り組み

- 漁業集落の環境改善の取り組み
- 公園の維持管理及び利用促進の取り組み
- 市街化調整区域における地区計画の検討
- 生産緑地地区の見直し

商業業務ゾーン

本町商業の中心地として日常生活に密着した身近な商業業務地を形成するゾーンです。この商業地では交流・憩いの空間として商店街の機能を強化し、集客力を高めるため、核となる店舗や商業集積の形成、共同店舗や商店街の空き店舗などの助成支援などの取り組みを検討しながら、まちづくりと一体となった魅力ある商店街づくりを促進します。

また地場産品を活用した産業まつり・県内外での展示即売会など多彩なイベントの実施により、本町商業の PR に努めるとともに、消費者のライフスタイルなどに配慮した商店街づくりを促進します。

主な具体的な取り組み

- 商業集積・商店街の助成支援などの取り組み
- 多彩なイベントの実施



▲ いきいきまちフェスティバル



工業振興ゾーン

本町の工業振興の拠点として、低未利用地の有効活用を促進するとともに、住宅への公害防止に十分留意しつつ必要に応じて都市基盤整備を進めるゾーンです。今後も企業に対する優遇措置の拡充などを検討し、企業誘致・育成に努めます。

広域幹線道路の基点として「門川南スマート IC」の整備によって広域的な視点をもった産業の創造が可能となり、整備に伴い効果を発現できる適地に対して、その配置・規模の検討を行います。また、これまでに調査を実施した工業団地の候補地や既存工業団地に対しても、工業団地整備の実現や区域の拡大に伴い、市街化区域の編入や用途地域の指定や特別用途地区の指定などについて検討します。

主な具体的な取り組み

- 工業施設の公害防止などに対する指導
- 企業への優遇措置拡充の取り組み
- 門川南 SIC の利便性を活かした産業団地の検討
- 適切な用途地域及び特別用途地区の指定の検討

漁業振興ゾーン

漁業振興ゾーンは、漁業振興の拠点として漁港と関連施設が集積するゾーンです。今後も県事業である宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づきながら漁港施設の整備を図りつつ、漁業振興の拠点として維持管理の強化を図ります。また、安定した漁業経営体制づくりや販路拡大の促進を図ります。一方、漁業環境にとって、上流の河川の水質は非常に重要になってきます。生活雑排水などによる水質汚染防止に留意し、町全体で漁業環境の保全に努めるまちづくりを推進します。

主な具体的な取り組み

- 宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づく整備
- 河川の環境・水質保全



田園集落と農林業振興ゾーン

本ゾーンの既存集落は、本町の産業（農業・林業）を支え、その生活などが多様な生態系を有する里地・里山の自然環境の保全などに寄与しています。今後も既存集落が元気であること、伝統行事が保存されていくことが本町にとって非常に重要であるとの認識の下、農業・林業施策と連携した産業活動支援や生活環境の向上に取り組むとともに、西門川総合活性化センターや活用されていない公共施設（廃校した学校）などを拠点として地域住民のコミュニケーション・健康増進・福祉の向上などによる地域の活性化を図ります。また、活性化を担う人材の確保及び育成、イベント等の開催を図ります。

なお、市街化調整区域内の指定既存集落においては、今後も既存住宅との調和を図りながら、更なる集落の維持・活性化に努めます。

主な具体的な取り組み

■田園集落と農林業振興ゾーンにおける活性化の取り組み

自然保護ゾーン

本町の豊かな自然環境・生態系の核となるゾーンです。これらのゾーンの内、豊かな山林は水源かん養や治山などの役割も担っており、今後もこれらの機能を確保できるように造林、下刈に対する支援や森林経営管理制度の実施等により適正な森林管理、保全に努めます。

また、乙島や枇榔島、日豊海岸国定公園などの豊かな海岸・沿岸部は、本町の重要な観光資源・シンボリックな自然環境として町民と行政が協働となった保全の取り組みを継続します。

主な具体的な取り組み

■自然環境・生態系の核となるゾーンでの自然保護の取り組み



▲ 田植え体験風景



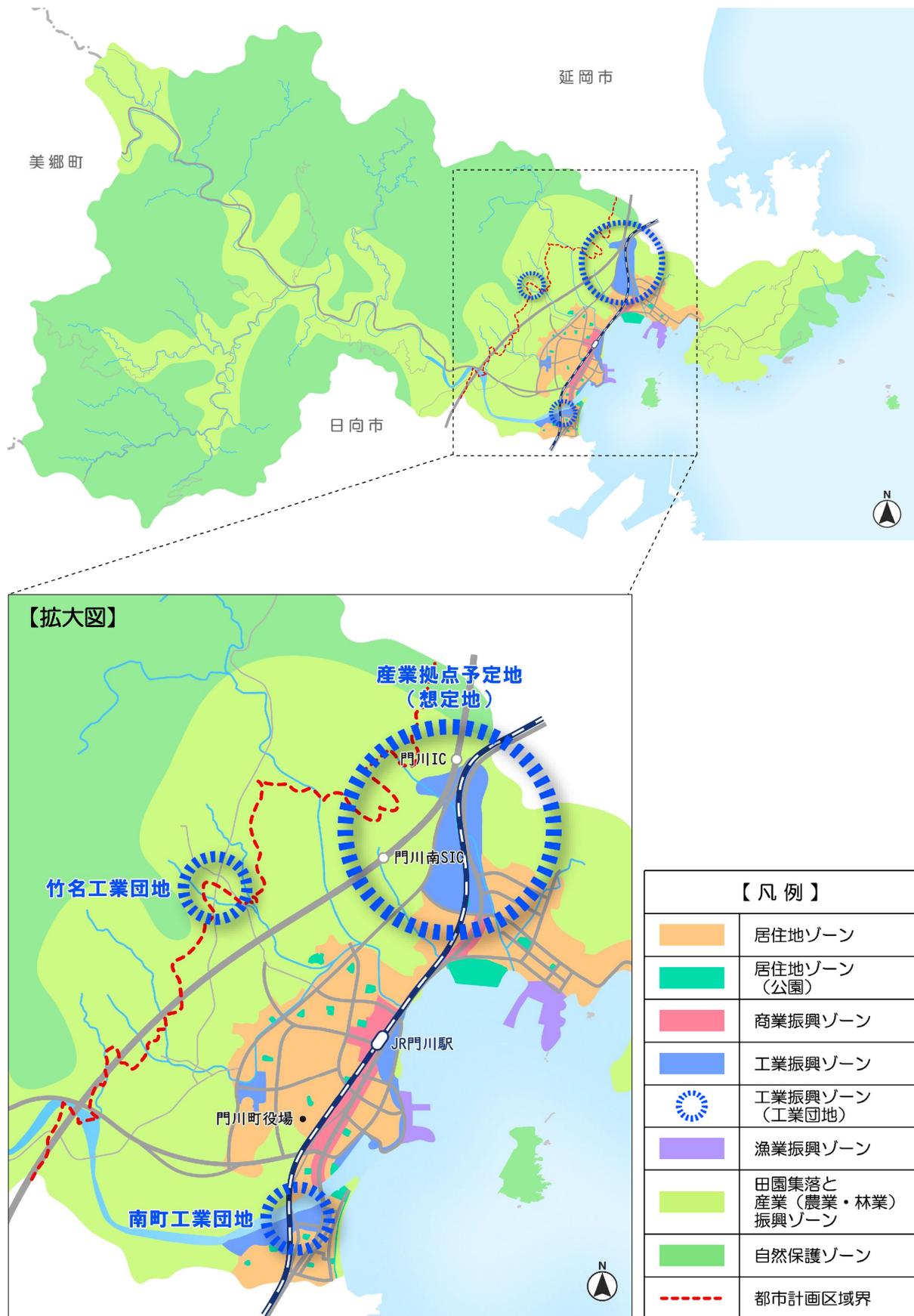


図 土地利用構想図

(3) 道路・公共交通の方針

1) 基本的な考え方

町内の道路ネットワークについては、コンパクトプラスネットワークの観点から、主要幹線道路に接続し、各拠点間をつなぐ都市幹線・補助幹線道路の整備など、交通需要の変化に対応した計画的な道路網の整備を進めます。

また、防災上の観点から、災害時における輸送の多重性・代替性の確保を図るため、必要な道路ネットワークの整備を進めていきます。

コンパクトなまちづくりを推進する過程で、官民のパブリック空間を人中心の空間に転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するためにも、道路空間の平面構成の見直し等も併せて検討していきます。

都市計画道路については、社会経済状況の変化を踏まえ、必要性・実現性等を検証し、見直しの検討を進めていきます。なお、必要性が低いと判断した道路については、廃止も含めた手続きを進めるとともに、必要性が高いと判断した道路については、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

あわせて、公共交通機関の利便性の向上や自転車走行環境の改善などにより、過度に自動車に依存しないまちづくりを目指します。

2) 道路・公共交通の方針

広域幹線道路ネットワーク

広域幹線道路の基点として「門川南スマート IC」の広域的な利用促進と住民の利便性向上との視点をもった産業・雇用の充実を目指します。また IC までのアクセス機能を有する都市計画道路加草中村線の整備を図り、相乗効果の向上に努めます。九州中央自動車道は、県北地域の振興をはじめ東西九州の一体的発展に不可欠な道路であり、循環型高速交通ネットワークにおいて重要な路線です。関連組織などと連携して、早期整備が図られるように努めます。また国道 10 号および国道 388 号は、本町における南北および東西方向の広域幹線道路ネットワークです。国道 388 号については、効果的な整備手法の検討を進めながら、広域幹線道路ネットワークの強化を目指します。

主な具体的な取り組み

- 門川南 SIC の利用促進
- 都市計画道路：加草中村線の整備
- 九州中央自動車道の早期整備の取り組み
- 国道 388 号整備の取り組み
- 上ノ町小園線の整備の取り組み

地域間及び市街地内道路ネットワーク

広域幹線道路ネットワークの道路に接続し、地域間および市街地内の道路ネットワークを形成している路線として、県道八重原延岡線や県道遠見半島線、町内の都市計画道路があります。県道八重原延岡線については、西門川地区の重要な産業経済道路として上井野～東郷間の早期完了整備促進を図ります。

県道遠見半島線については、延岡市と門川町を結ぶ遠見半島地域における産業・観光ルートとして、整備に向けた取り組みを進めます。

一方、社会経済情勢の変化により、その必要性が低下した長期未着手の都市計画道路については、沿道の土地利用計画なども含めた総合的な視点から見直し、必要に応じて計画の変更・廃止を行います。

主な具体的な取り組み

- 町道元山小原線および町道大原仁久志線の整備
- 県道八重原延岡線・県道遠見半島線整備の取り組み
- 長期未着手都市計画道路の見直しの検討



▲ 県道遠見半島線



▲ 東九州自動車道
門川IC～日向IC 開通



▲ 東九州自動車道

農業・林業振興のための道路ネットワーク

本町の産業（農業、林業）振興に重要な道路ネットワークの形成を図りつつ、耳川地域森林計画で位置づけている林業施業や森林管理に不可欠な基幹林道やその他の林道の整備に努めます。林道における未舗装については、アスファルト舗装やコンクリート舗装の整備を随時行い、林産物の安定的な搬出による地域林業の活性化を図ります。

主な具体的な取り組み

- 基幹林道などの整備

高齢者に対応した交通施設の配慮

今後本格的に進展する高齢社会に備えて、安全・安心・快適に移動できるように、道路をはじめとした交通施設のユニバーサルデザイン化に努めます。また、交通施設も整備後から相当年数が経過してきていることを踏まえて、予防保全の管理に努め、ライフサイクルコストを考慮した戦略的な維持管理に努めます。

また、高齢社会の進展・交通弱者の増加によって、今後は更に公共交通機関の重要性が高まるといえます。特に市街地外の地域においては、高齢者割合が今後更に増加することが予想されます。このことを踏まえて、幹線道路網の整備を図るとともに、廃止路線における代替バス運行補助やバス利用促進事業など、日向・東臼杵市町村振興協議会などの広域的な枠組みにおいて継続して実施し、路線の確保に努めていきます。また、令和5年3月に策定した門川町地域公共交通計画に基づき、交通空白地域における交通手段の確保や町民の重要な移動手段の確保に努めていきます。

主な具体的な取り組み

- 交通施設のユニバーサルデザイン化
- 交通施設の戦略的な維持管理
- 地域公共交通の利便性向上のための取り組み



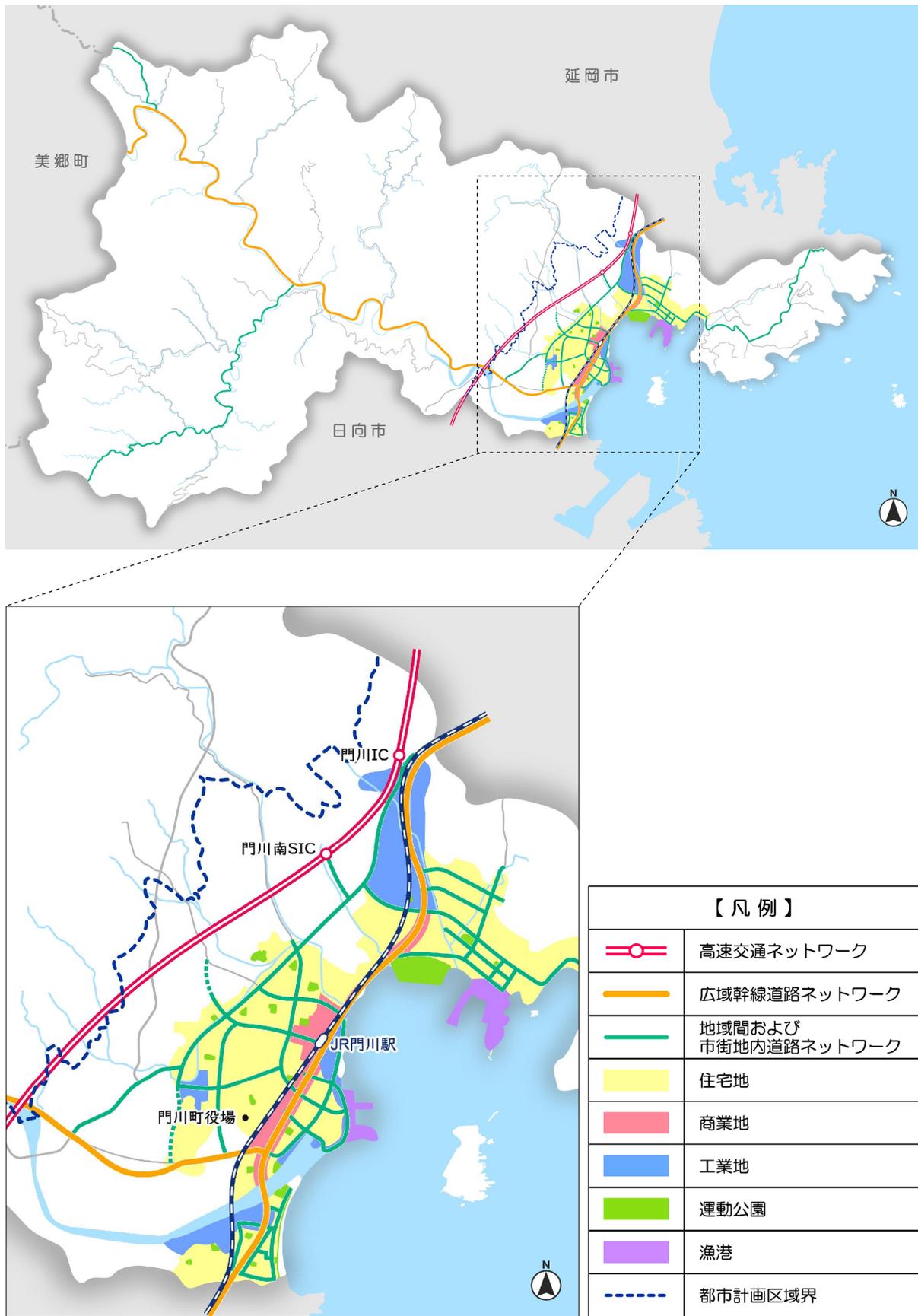


図 道路網構想図

(4) 公園緑地の方針

1) 基本的な考え方

町民にとって身近な公園、農地や河川などを保全活用することにより、都市が町民にもたらず緑の潤いを確保します。加えて、災害時の避難場所となる公園・緑地への機能強化など、公園・緑地・農地が有する機能や役割を踏まえ、魅力の維持・向上を図ります。

2) 公園緑地の方針

緑あふれる市街地の形成

公園緑地は市街地内に緑を創出する施設であり、重要な施設の1つといえます。本町は、計画の都市公園は全て整備済みであり、今後は児童公園も含めて維持管理に努めます。また、民有地においても緑化を推進し、景観計画に基づいた緑あふれる市街地の形成に努めます。

主な具体的な取り組み

- 公園緑地の維持管理
- 緑あふれる市街地形成のため景観計画に基づいた適切な運用

夢や希望をつなぐ適正な維持管理

良好な公園緑地の施設を維持していくためには、町民との協働が必要だと考えられます。「子どもや孫の世代」まで良好な都市環境を持続させていくためにも、地域を中心とした適正な管理体制の構築を図ります。

主な具体的な取り組み

- 地域を中心とした公園緑地の管理体制の構築



災害時の活動拠点・避難場所としての活用

公園は市街地内のオープンスペースであることから、平常時におけるコミュニティ形成や憩いの場としての機能のみならず、火災などの災害時において一時的な集合・安否確認・共助に向かう「災害時の活動拠点」としての活用・機能の追加も可能です。公園の広さや地理的位置などを踏まえた上で、「災害時の活動拠点」として適切な公園については、地域防災ステーションとしての活用が図られるように積極的な周知を図るとともに、必要機材の備蓄などを進めます。

主な具体的な取り組み

- 地域の公園において、地域防災ステーションの設定と機能整備

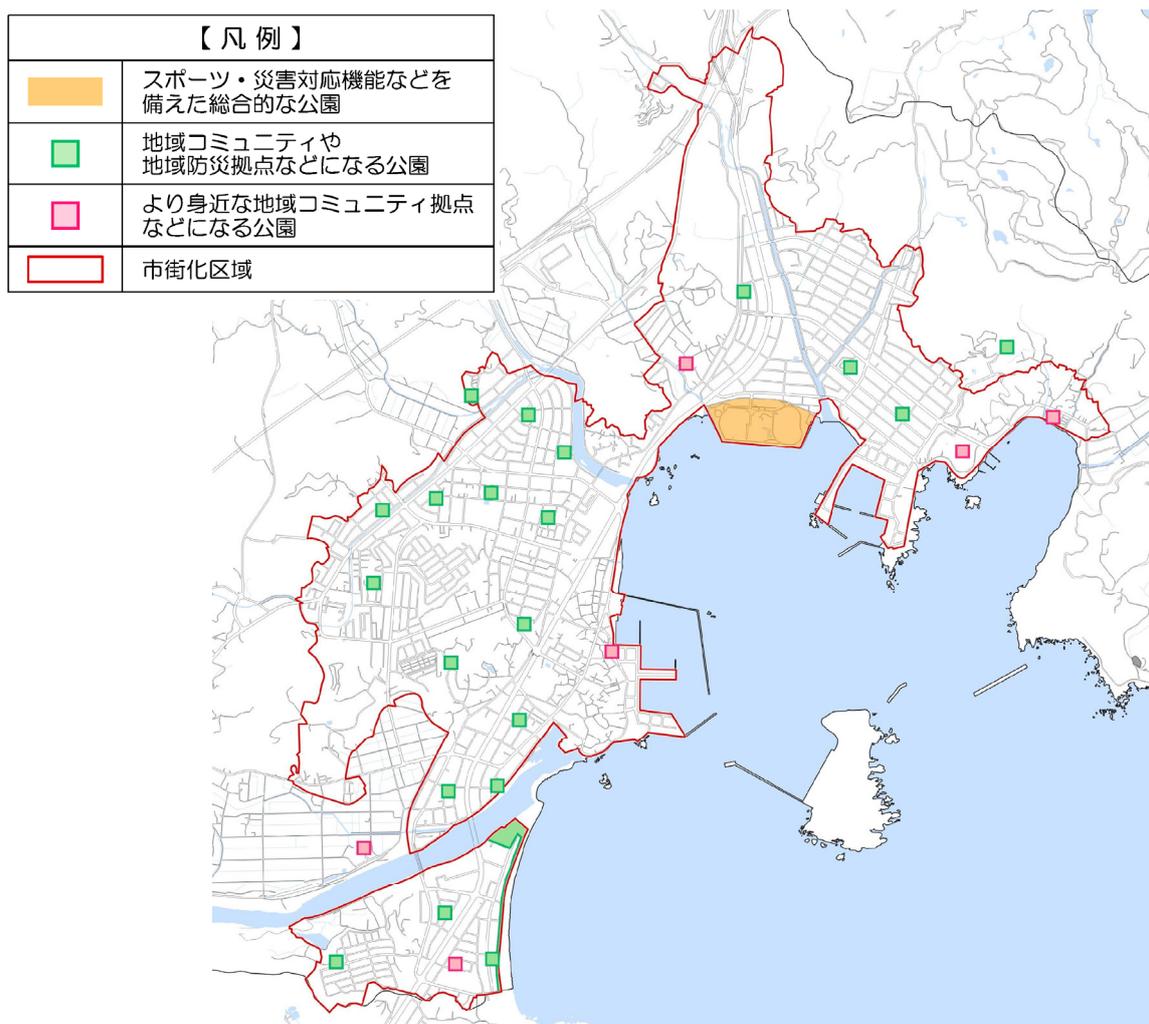


図 公園活用方針図（市街化区域内）

(5) その他の公共施設の方針

1) 基本的な考え方

今後、過去に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎えるなか、公共施設等の整備に充当できる財源は以前にも増して厳しくなることに加え、人口減少の進展や少子高齢化に伴う人口構造の変容などによる、公共施設等の利用・需要の変化が予測されています。

そのため、これらの変化に適応しつつ、町民ニーズに即した施設全体の最適化を図るため、公共施設等について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置・維持管理を実現します。

2) その他の公共施設の方針

河川・都市下水路施設

本町の集落・市街地と特に密接な関係にある五十鈴川、鳴子川、丸バエ川については、未整備箇所・区間における護岸の改修や河川の拡幅改修、整備済み箇所・区間の適切な維持管理により、台風や集中豪雨時での河川氾濫の防止に取り組みます。

また、集中豪雨時などの市街地における浸水解消を目的として、市街地内の計画的な排水路の整備と都市下水路の整備及び適切な維持管理に努めます。

主な具体的な取り組み

- 五十鈴川・鳴子川・丸バエ川の未整備箇所の整備と適切な維持管理
- 排水路の整備と都市下水路の整備及び適切な維持管理



▲ 五十鈴川

上水道施設

布設から相当年数が経過し、本町の水道管は老朽化が年々進んでおります。一方、ライフラインである水道は、災害時においてもその機能を発揮することが求められます。この両者を踏まえ、耐震性のある施設への更新を今後も継続的に進めていきます。

また、上水道事業の経営基盤の強化と財政マジメントの向上に取り組んでいくことで、今後も安全安心な水道水の安定供給を継続していきます。

主な具体的な取り組み

- 耐震性施設への更新
- 水道事業経営戦略に基づいた経営の取り組み

町営住宅施設

本格的な高齢社会の進展に伴い、公営住宅の入居者も今後更に高齢者が増加することが予想されます。

このことを踏まえて、高齢者や障がい者など全ての町民にやさしいユニバーサルデザインの町営住宅・住まいづくりを門川町公営住宅等長寿命化計画に基づき進めていくとともに、地域・町全体で子育てを支援する取り組みとして子育て世代の積極的な利用支援を図ります。

主な具体的な取り組み

- 門川町公営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の長寿命化・更新
- ユニバーサルデザインの町営住宅・住まいづくりと子育て世代の積極的な利用支援



▲ 町営住宅

(6) 市街地整備の方針

1) 基本的な考え方

東九州自動車道の開通に加えて、九州管内の高速自動車道や門川南スマート IC の整備により、『広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり』の強化を図ります。具体的には、交通利便性を活かした新たな産業拠点の形成や本町の産業を支える漁業集落のまちづくりに取り組みます。

2) 市街地整備の方針

交通ネットワークを活かした新たな産業拠点の形成

本町を取り巻く交通ネットワークは、広域幹線道路の基点として「門川南スマート IC」の整備によって広域的な視点をもった産業の創造が可能となり、機能・利便性が更に向上していく状況にあります。そこで、これらの交通ネットワークを活かした新たな産業拠点（工業団地）を形成し、広域的な視点に立った産業を創造するまちづくりの推進を図ります。

主な具体的な取り組み

- 新たな産業団地の整備

漁業集落のまちづくり

「魚のまち」として県内外からの認識が高い本町ですが、その漁業を支える地域の集落は、狭小の生活道路が多く、接道していない住宅や老朽家屋が数多く存在し、多くの家が建築確認を受けられない状況にあります。またそれと同時に、地区内の若者が地区外に転出し、過疎化や高齢化が急速に進む問題も有しております。そこで、本地域の住環境整備や災害時の共助にもつながる地域コミュニティの活性化策も踏まえたまちづくりについて検討し、その実現に向けた取り組みを進めます。

主な具体的な取り組み

- 漁業集落の整備

(7) 自然環境・都市環境の方針

1) 基本的な考え方

町民から「自然と共生したまちは残ってほしい」との意向が強いように、本町の豊かな自然を保全・活用したまちづくりが必要です。そのため『水・緑と共生したまちにやさしい環境づくり』で掲げている通り、市街地および市街地縁辺部の里地・里山も含めた自然と共生するまちづくりを目指します。

また、都市環境として『日本一住みよいまち』を目指す本町にとって、市街地の環境は重要です。すなわち、門川の豊かな自然・潤いを感じ、快適に生活できる都市環境を住民と行政が協働で形成していくまちづくりの推進を目指します。

2) 自然環境・都市環境の方針

市街地も含めた環境保全ネットワークの形成

豊かな生態系を保全していくためには、奥地奥山の自然環境を保全するだけでなく、市街地縁辺部の里地・里山や市街地も含めて環境保全ネットワークを形成し、在来種の生育環境を保全する必要があります。そこで、奥地奥山から市街地内に流れる河川の水質の保全や市街地内の公園・道路・学校などの緑の確保に努めます。また、市街地内に残る貴重な緑地についても、積極的に保全していくことを目指すとともに、門川の自然を感じることができる保井ヶ浜などの町内名所の環境保全に配慮します。特に河川の水質保全については、河川に係るすべての流域住民の取り組みが必要であるとの認識の下、今後も継続的に町民と行政（本町および美郷町）の協働による取り組みを推進していきます。

主な具体的な取り組み

- 「五十鈴川流域森と水を守る協議会」などの取り組み支援



▲ 五十鈴川



多様な自然生態系の保全

市街地周辺の里地・里山は、人手を加えることによって生態系が維持されてきた環境ですが、近年では全国的に、管理放棄地の増大による里地・里山環境の喪失がみられています。本町においては、このような対象地域での都市的な開発は抑制し、農業および林業施策と連携して、適正な森林管理により生態系を保全していきます。

また本町の海岸・沿岸部近辺は、国の天然記念物「カンムリウミスズメ」の繁殖地として有名な枇榔島をはじめとして、乙島や遠見半島、五十鈴川や鳴子川の河口付近などで豊かな自然生態系を有しており、町民・行政・専門家が協働で環境保全・生態系保全の活動を継続し、多様な自然生態系の保全に努めます。

主な具体的な取り組み

- 自然環境・生態系の核となるゾーンでの自然保護の取り組み
- 町民・行政・専門家の協働による生態系保全に関する取り組み

豊かな自然環境及び自然景観の保全

本町を流れる河川は、自然環境および自然景観の点からも重要な財産であり、今後も景観条例の活用や関係機関との連携をとり適切な保全に努めていきます。

主な具体的な取り組み

- 豊かな自然環境および自然景観保全のための取り組み



▲ カンムリウミスズメ



▲ 水質調査

町民・学校の参加した保全活動の推進

本町はこれまで、各地区において河川・道路・海岸における清掃活動が進められているなど、町民参加のまちづくりが進められてきました。このような活動は、自然環境にも配慮した美しいまちを実現するものであることから、今後も活動の推進・支援を進めていきます。

また、町民が主体となった環境保全の取り組み（里地・里山の保全活動）も進んでおり、各学校や町民・各種組織と連携しながら、地域住民・町民も含めた環境学習の場の創出や町民による保全活動の取り組みの広がりを目指します。

主な具体的な取り組み

- 町民・学校の環境保全活動の支援と取り組みの広がりの推進

市街地内の快適な環境形成の維持

建物が集積する市街地に加えて漁港や駅、道路・公園などさまざまな景観資源を認識し、町民・事業者と行政が協働となって各地域において緑豊かな潤いがあり落ち着いた景観の形成に努めます。

また、地域や団体単位などで、町民自らの清掃活動や美化運動などを推進し、町民意識の向上と潤いのあるまちづくりの推進を図ります。

主な具体的な取り組み

- 景観計画に基づいた適切な運用
- 環境形成・清掃活動などの推進

環境衛生の維持

快適・清潔な生活環境の形成のためにも、生活排水の適正処理は重要な取り組みです。本町の生活排水処理については、合併処理浄化槽によって適正に処理されておりますが、今後も継続して適正処理が図られるように、行政としての支援を継続します。

主な具体的な取り組み

- 合併処理浄化槽による適正処理支援の継続

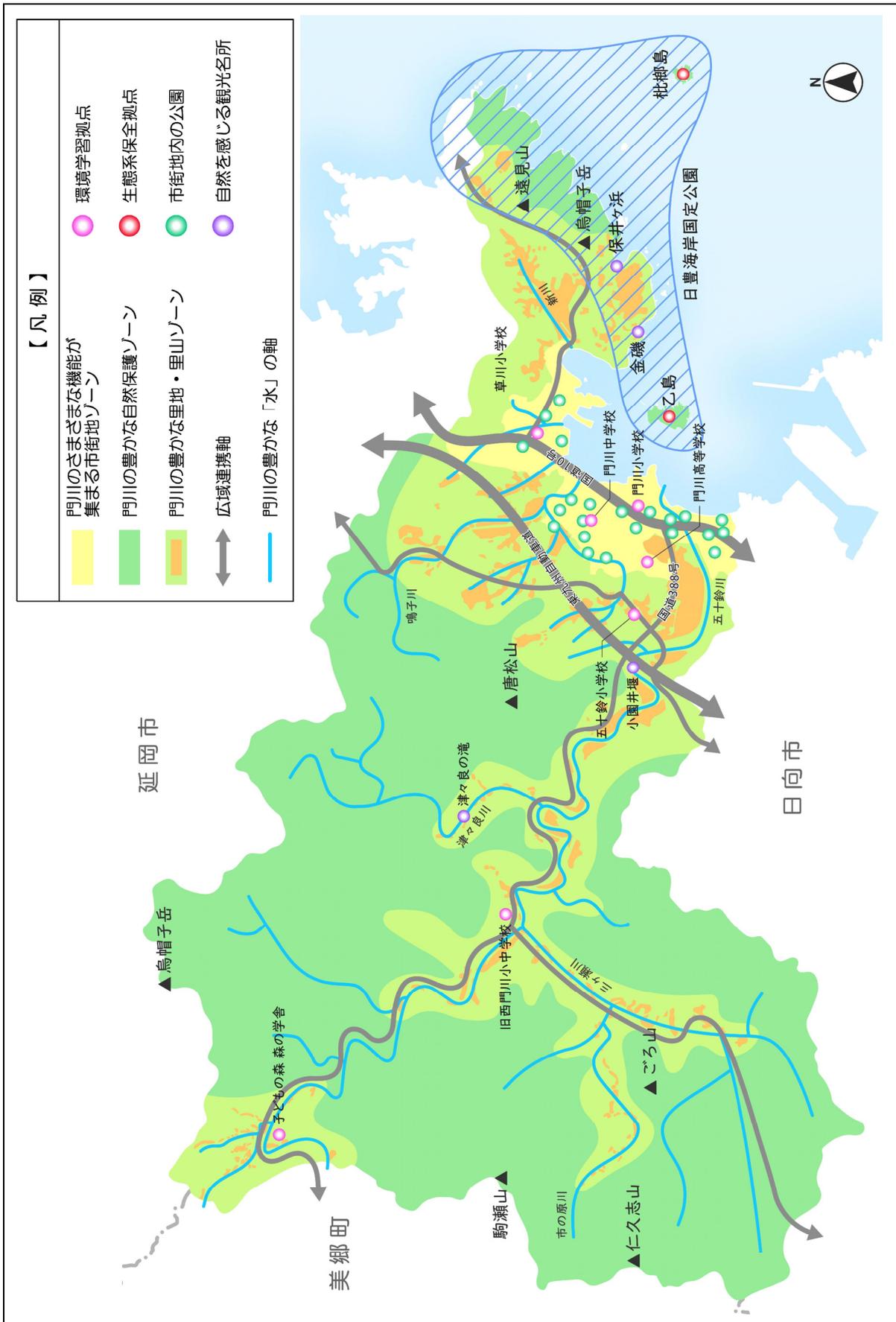


図 自然環境保全の方針図

(8) 都市・地域景観形成の方針

1) 基本的な考え方

豊かな自然(山・川・海)に包まれた本町では、自然を活かした豊かで魅力ある景観が形成されている地域・箇所が多くあります。豊かで魅力ある景観は、「門川らしさ」を感じ地域への誇りや愛着を感じ、暮らしにうるおいや安らぎなどの豊かさを与えるものであり、「日本一住みよいまち」を目指す本町にとって重要なものだといえます。一方これらの景観は、壊れやすいものでもあることも認識し、町民・事業者・行政が協働となって、より魅力ある景観形成を目指します。

2) 都市・地域景観形成の方針

市街地景観の形成

《市街地景観ゾーン》

本町の市街地には、住宅地域、商業地域、工業地域に加えて、漁港や駅、道路・公園などのさまざまな景観資源があります。本町ではこれらの各景観資源を認識し、町民・事業者と行政が協働となって、市街地の各地域において緑豊かで潤いのある景観の形成に努めます。中でも乙島や愛宕山は、本町のシンボリックな景観・ランドマークとして、市街地からの眺望景観や調和の保全に努めます。

《本町の「顔」となるエリア》

町外者の目に触れる機会が多い国道10号沿線や「門川の玄関口」の一つでもあるJR門川駅とその周辺の商店街、「魚のまち」らしい景観を有する漁港およびその周辺施設は、本町の「顔」となるエリアです。今後、各エリアにおける活気の維持・形成に努めるとともに、町民・事業者と行政が一体となった景観形成を進めていきます。

主な具体的な取り組み

- 景観計画に基づいた適切な運用
- 商業集積(商業地活性化)や商店街での景観形成などの取り組み
- 宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づく整備など

豊かな自然・田園景観の保全

《田園景観の保全ゾーン》

市街地縁辺部や本町西部に広がる田園景観は、豊かな山並みを背景として美しい田園風景と集落がみえる本町らしい重要な景観資源といえます。「門川らしい」この豊かな景観を保全していくためにも、農業施策とも連携して営農・優良農地を保全するまちづくりを目指します。

《豊かな自然景観の保全ゾーン》

本町は西に豊かな山々、東に日豊海岸国定公園を含む美しい海を臨み、町内を東西に結ぶ道路や集落・市街地沿いに清らかな五十鈴川が位置しているなど、美しい自然景観を有しております。これらの自然景観を本町の宝として、環境保全に努めるとともに、建築物や構造物の建築などにあたってはこれらの自然景観に配慮してもらうことなどにより、豊かな自然景観を保全します。

主な具体的な取り組み

- 景観計画に基づいた適切な運用
- 営農・優良農地の保全

町内景観軸を活用した取組の推進

本町内の県道遠見半島線、国道 10 号、国道 388 号は、町内を有機的に結ぶ幹線道路であり、美しい海やシンボリックな乙島・枇榔島が望める景色から、本町の市街地、そして豊かな田園風景と川や山並みがつづく景観軸といえます。

今後は、住民と行政が協働で門川の豊かな自然や営みを感じる景観づくり、観光振興のまちづくりを目指します。

主な具体的な取り組み

- 景観計画に基づいた適切な運用
- 景観マップによる周知や地域毎の活性化策

3-3. 本町としての優先課題

本町の都市的な問題点と課題を今後、特に重点的に取り組んでいく以下の項目を「本町としての優先課題」として位置付け、計画期間における積極的な取り組みと早期の実現を目指します。

I 住みやすく災害に対応した安全なまちづくり

本町では、南海トラフ巨大地震で想定されている震源域に近く、津波の到達（最短16分）が早いため津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在し、大規模な自然災害への事前の備えが急務であることから、防災対策、減災対策のほか、津波被災後の復旧・復興をいち早く実現するため、復興事前準備の取り組みを行い災害に強いまちづくりが求められています。

本町はすでに若い世代が新築時に高台を選択しており、新庁舎も浸水想定区域外に上げるなど、町の重心が高台へ移ってきています。都市計画マスタープランは10年間後の目標年次まで、緩やかに高台へ居住や都市機能を誘導するものとし、復興まちづくりのための事前準備の取り組みである必要性・課題・体制・手順等の取り組みを検討し今後位置づけます。

また、事前復興計画を都市マスタープランが見定めている20年後（都市計画マスタープランの目標年のさらに10年後）の都市の姿に向かって復興まちづくりを進める計画の策定を今後行っていきます。

..... 復興事前準備の5つのポイント

体制 復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくかを明確に決めておく。

手順 復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくかを決めておく。

訓練 復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ 基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標 復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

Ⅱ 産業拠点の形成を促進するまちづくり

産業拠点の形成（産業団地の整備）を進めることは、「働く場の充実」につながると考えられます。また、他計画や本町の豊かな自然への配慮をした IC 周辺への立地が適切と考えられます。

具体的には、門川 IC あるいは門川南スマート IC から 1km 圏内（門川南 SIC から 500m 圏内）の好立地における拠点の形成が考えられ、農業・森林などの観点から重要な区域（農振農用地区域、森林法保安林、自然公園地域、自然公園法特別地域、自然保全地域、自然保全法特別地域）でない箇所が求められています。また、立地位置的に町の内陸に位置しており、防災面（津波）の視点においても機能を十分に発揮することも期待されます。

今後の整備については、市街化区域への編入や地区計画などに基づき開発等が想定されます。地区計画の内容については、門川南スマート IC・門川 IC へのアクセスの良さが最大の強みであり、

- ① 東九州自動車道を活用する流通業務用の施設
- ② 拠点周辺にある既存の工場のような製造工場の立地

が十分に期待できることから、住民の意見を聴くとともに民間の力を活用しながら、立地する建物用途を流通業務施設や製造工場などとした地域振興型の地区計画を設定した産業拠点の形成を進めていきます。



Ⅲ 漁業集落の整備まちづくり

漁業集落地区は、国道 10 号線と門川漁港の間に位置する市街地であり、古くから本町の居住地としての機能を担ってきた人口密度が非常に高い地区です。

しかし、海に面した海拔の低い地区であり「防災性（津波や火事など）」や「高齢化の進展」などに起因する地域活力の低下についての課題を有しています。

また、漁業集落内の道路は狭小な生活道路が入り組んでおり、緊急車両などが通行・火災発生による消火困難・災害時に機能する避難路も十分ではない状況です。

漁業集落地区の課題として、接続不良宅地が多いことや、道路が狭いなどの住環境の課題を解決することにより防災性の確保が必要となります。しかし、これまでもその課題を解決するために、区画整理事業等の検討を行ってきましたが、実態に沿わず他の手法等を模索した経緯があります。

そこで、地区の負担を少なく地区のコミュニティを維持しながら住環境である集散道路整備や空き家対策、共同建物の整備を基本として地区計画の適用も視野に整備を進めることが求められています。

- ① 接道不良宅地の区域において、建て替え時にセットバックして道路用地を確保する地区計画を設定の検討
- ② 空き家対策特別措置法の活用による空き家対策の検討

表 町と住民の役割分担案

町		住民	
安全安心・ 定住意欲向上	生活道路の整備	安全・安心	オープンスペースの活用 (防災拠点としての活用)
	避難路・避難施設の整備		防災訓練の実施など
	オープンスペースの確保	まちの 魅力・愛着	良好な景観形成 (緑化など)
	共同住宅の整備		

第4章

実現に向けて

- 4-1. みんなでつくる住みよいまちづくりの推進
- 4-2. 実現に向けて



4-1. みんなでつくる住みよいまちづくりの推進

(1) 町民・事業者との連携・協働

1) 都市計画・まちづくりに関する情報発信

① 都市計画・まちづくりに関する情報発信

パブリックコメント、公聴会等を通じて町民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体（ホームページ・町報等）を通じて、日頃から都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

② 都市計画・まちづくりに関する手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心的かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の情報発信に努め、制度等の活用を推進します。

さらに、地域の課題に気づき、今後のまちづくりに関心を持った地域の要望に応じて、都市計画やまちづくりに関する勉強会等を開催するほか、職員による出前講座の開催や、県事業である専門家派遣の活用を通じ、地域の要望に応じたきめ細かな支援を行います。

2) 町民が主体となったまちづくりの推進

① 地域等との協働

「みんなでつくる住みよいまちづくり」との理念に基づき、地域との適切な役割分担のもと、自治会やコミュニティ組織等との連携を深めながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

なお、自治会加入者数が減少傾向にあることから、自治会加入を促進するほか、多様な広報手段により、地域を支える自治会の重要性を周知していきます。

さらに、町民協働を推進するため、町民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、町民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、町民相互の情報交換を促進します。

② コミュニティ活動拠点の整備

地域活動の拠点である集会施設・文化施設等については、修繕を行うとともに、地域に存在する空き家・空き店舗等の活用・公民館を含め、地域のコミュニティ施設、活動拠点の確保を支援します。

集会施設・文化施設等については、その運営を支援するとともに、修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進み、建て替えの時期を考慮する施設については、他の公共的機能を合わせる等、施設の複合化についても検討します。

3) 公民連携によるまちづくりの推進

① 民間事業者による地域活動の促進

清掃活動、環境活動、イベント運営等、民間事業者が主体となった地域活動を促進するほか、町民が主体となった地域のまちづくりに対しても民間事業者参画を働きかけていきます。

② 社会資本の整備・社会的課題の解決に向けた官民連携の推進

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者の資金やノウハウを積極的に活用することを検討します。さらに、官民連携による社会的課題の解決に向け、民間事業者の提案、参画を積極的に受け入れることとします。

(2) 適正な指導・手続きの運用

1) 適正な開発・建築に関する指導

安全・安心な快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び宅地開発行為に関する指導条例等に基づき、適正な開発を指導します。

また、地区計画、建築協定を活用し、壁面後退、生垣の設置、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全及び向上に努めます。

2) 良好な景観形成に対する指導

「宮崎県景観形成基本方針」の適正な運用や「門川町景観条例」の活用を図り、良好な景観形成に努めます。さらに、「宮崎県屋外広告物条例」に基づき違反広告物に対する是正指導に努めます。

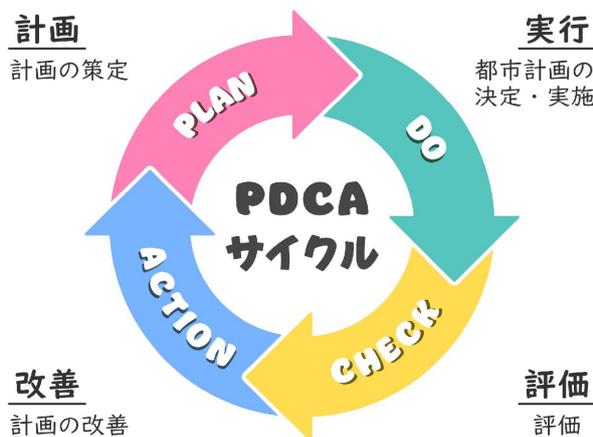


4-2. 実現に向けて

(1) 都市計画の進行管理

都市計画は一定の継続性、安定性が求められることを踏まえて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)により適切な評価を行いながら、都市計画マスタープランの着実な推進を目指します。

ただし、社会情勢の大きな変化や上位計画の大幅な見直し、関連法の改定など、本計画の内容に大きく関わる事象が発生した場合は、見直しを行うこととします。



(2) 立地適正化計画制度の活用

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化に対応し、経済活動や生活利便性が低下しないよう、まちの拠点周辺に都市機能（医療、福祉、子育て支援、商業など）と居住の誘導を緩やかに図り、暮らしやすい持続的なまちづくりを進めるための計画づくりを実施し、その活用を図ります。

(3) 連携体制の構築

本計画の推進に向けて、行政が積極的に取り組むとともに、国や宮崎県などの他の行政機関、町民や民間事業者との連携を推進します。

区分	連携の内容
国や県などの関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■国や宮崎県、近隣市町村など他の行政機関と連携・調整し、円滑な事業実施や補助事業の活用による財源確保、他事業との連携による事業効果増大など、総合的な視点に基づく施策展開を推進します。
町民や民間事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画の策定過程において、情報を積極的に開示・提供するとともに、町民と行政との意見交換の場を設け、情報の共有を推進します。 ■地域の実情に応じた創意工夫あるまちづくりを推進するため、都市計画の提案制度を活用し、町民や民間事業者との連携・協力を推進します。
庁内関係部局の連携	<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画は、産業や防災、福祉など、行政の様々な分野と密接な関連を持っているため、庁内の関係部局と情報を共有し、幅広い分野での施策展開が行えるよう、庁内の連携体制強化を推進します。

(4) 実施スケジュール

本都市計画マスタープランの分野別方針では、今後まちづくり方針に沿った具体的な事業を明示しました。その具体的な事業について、実施予定時期などを整理します。

表 主要事業の実施スケジュール一覧表（1/3）

分野別方針	具体的な事業	担当課	現在の状況	実施予定時期		具体的な事業の内容など		
				前期 (R8～R12)	後期 (R13～R17)			
【1】 都市・地域防災の方針	① 地震・津波に備えたまちづくりの推進	避難路の整備	総務課	継続中	—	—	津波襲来時の一時避難場所については、自主防災組織に対する補助金制度の創設により、地区とともに整備を進めている。	
		避難施設の整備	総務課	継続中	—	—	現在の公共施設の耐震化の推進を中心に、耐用年数の経過に伴う改修や新設などの事業を進めていく。	
		防災教育及び備蓄品の充実	総務課	継続中	—	—	備蓄計画に基づいて備蓄品の充実を図っていく。また、自主防災組織に対する補助金制度により、地区においても整備を進めていく。	
		ライフラインの耐震化	環境水道課	継続中	—	—	年次計画的に耐震管への布設替えを実施している。	
		耐震診断・耐震改修の推進の取り組み	建設課	継続中	—	—	木造住宅耐震診断事業 木造住宅等耐震改修事業	
	② 洪水に強いまちづくりの推進	護岸改修や河川の拡幅改修	建設課	継続中	—	—	五十鈴川・鳴子河川川整備計画	
		市街地内の排水路整備	建設課	継続中	—	—	浸水箇所の解消	
	③ 土砂災害を防止するまちづくりの推進	急傾斜地などにおける防災整備	建設課	継続中	—	—	県営事業での整備	
		土砂災害危険箇所の周知	総務課	継続中	—	—	町広報、ホームページ、バードマップなどの周知に加え、関係機関と連携した防災講話などを実施し住民周知を継続していく。	
		警戒避難体制の強化	総務課	継続中	—	—	防災行政無線、ホームページ、エリアメールなどのあらゆる媒体を通して警戒避難体制を強化していく。	
	④ 災害に強い安心・安全な市街地形成	生活道路の幅員確保	建設課	継続中	—	—	道路改良・建築規制の継続実施	
		建築物の不燃化推奨	建設課	継続中	—	—	官・民の取り組み推進	
		広幅員道路や公園・広場の整備・維持管理	建設課	継続中	—	—	年次的な維持補修を継続	
	⑤ 自助・共助・公助による防災まちづくりの強化	防災訓練の実施やパンフレットの配布	総務課	継続中	—	—	毎年、5月の第4日曜日に地震・津波避難訓練等を実施している。また、地区や各種グループが開催する研修会に出席し、自助・共助の意識を持てるよう周知啓発に努めている。	
		防災教育の強化	総務課	継続中	—	—	町内小中学校と連携を図りながら防災学習を実施している。また、下校時一斉避難訓練などの訓練も実施している。	
		防災施設の検討・整備	総務課	検討中	○	○	防災拠点の整備について、関係機関と協議を行っている。	
	【2】 土地利用の方針	① 居住地ゾーン	漁業集落の環境改善の取り組み	建設課	検討中	○	○	都市マス優先課題Ⅲ
			公園の維持管理及び利用促進の取り組み	建設課	継続中	—	—	都市公園長寿命化計画
			市街化調整区域における地区計画の検討	建設課	検討中	○	○	周辺の土地利用の変化が生じた場合に検討を実施する
			生産緑地地区の見直し	建設課	検討中	○	○	生産緑地制度の検討
② 商業業務ゾーン		商業集積・商店街の助成支援などの取り組み	地域振興課	継続中	—	—	繁盛店支援助成、人材育成助成（商工会）等の支援制度有り。	
		多彩なイベントの実施	地域振興課	継続中	—	—	いきいきまちフェスティバル、納涼花火大会等、各種イベントを展開。	
③ 工業振興ゾーン		工業施設の公害防止などに対する指導	環境水道課	継続中	—	—	公害防止条例に基づき指導している。	
		企業への優遇措置拡充の取り組み	地域振興課	継続中	—	—	企業立地奨励制度の対象に係る要件緩和に加え、用地取得助成金の拡充及び雇用奨励金の条件緩和を実施済。	
		門川南SICの利便性を活かした産業団地整備	企画戦略課	検討中	○	○	都市マス優先課題Ⅱ R2工業団地基本計画策定	
		適切な用途地域及び特別用途地区の指定の検討	建設課	検討中	○	○	都市マス優先課題Ⅱ	

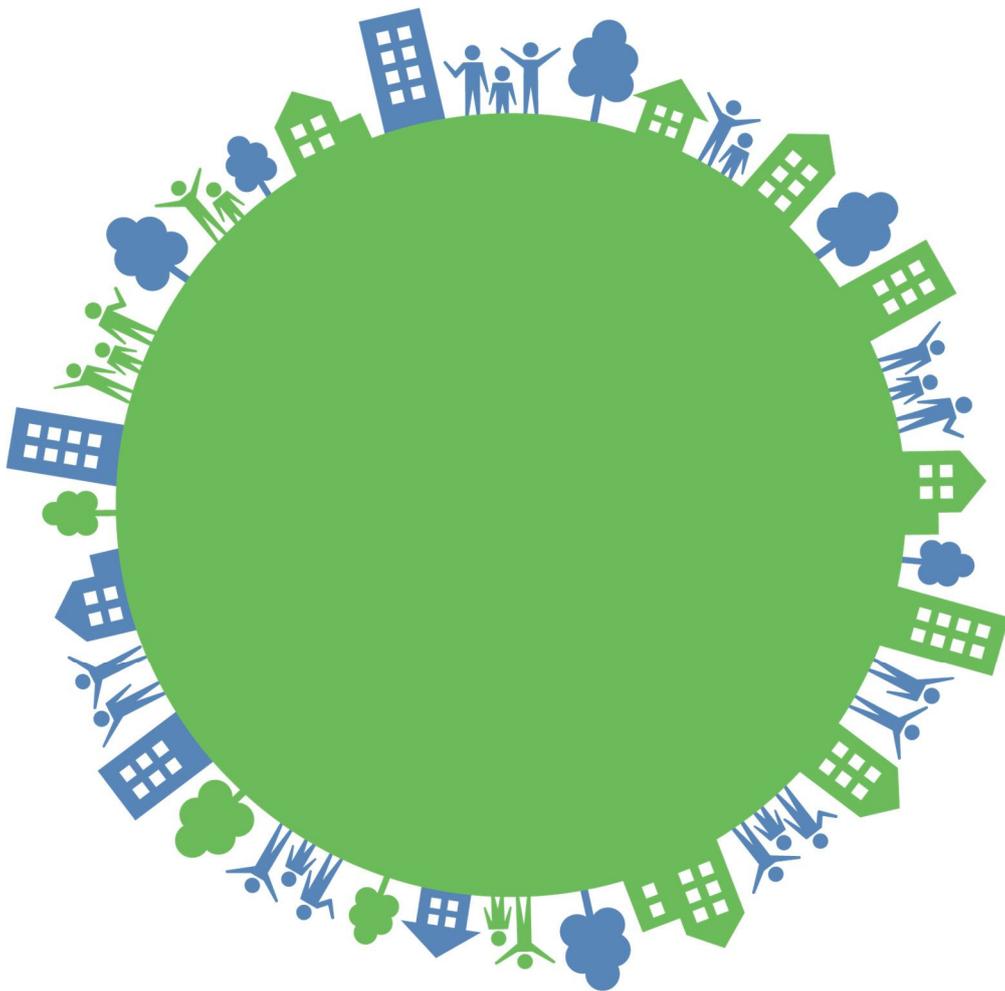
表 主要事業の実施スケジュール一覧表（2/3）

分野別方針	具体的な事業	担当課	現在の状況	実施予定時期		具体的な事業の内容など	
				前期 (R8～R12)	後期 (R13～R17)		
【2】 土地利用の方針	④ 漁業振興ゾーン	宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づく整備	農林水産課	継続中	—	—	耐震・耐津波強化対策工事を実施
		河川の環境・水質保全	環境水道課	継続中	—	—	生活排水処理施設を適切に管理し、河川水域の水質検査を実施している。
	⑤ 田園集落と農林業振興ゾーン	田園集落と農林業振興ゾーンにおける活性化の取り組み	農林水産課 地域振興課 企画戦略課	継続中	—	—	農林業担い手の育成 西門川地区での自然を活かした津々良ウオーキングや廃校運動場を活用した各種イベント（夙あげ、展示即売会等）及びスマイル応援補助金を活用した花木の植樹を実施。
⑥ 自然保護ゾーン	自然環境・生態系の核となるゾーンでの自然保護の取り組み	農林水産課 教育課	継続中	—	—	造林・下刈への支援、森林経営管理制度の推進	
【3】 道路・公共交通の方針	① 広域幹線道路ネットワーク	門川南SICの利用促進	建設課	継続中	—	—	利用促進啓発活動の継続
		都市計画道路：加草中村線の整備	建設課	継続中	○	—	令和5年事業認可（R5～R11）早期完成に向け事業の継続
		九州中央自動車道の早期整備の取り組み	建設課	継続中	—	—	決起大会・要望活動の継続
		国道388号整備の取り組み	建設課	継続中	—	—	整備促進期成同盟会での要望活動の継続
		上ノ町小園線の整備の取り組み	建設課	継続中	—	—	国・県への要望活動を継続
	② 地域間及び市街地内道路ネットワーク	町道元山小原線および町道大原仁久志線の整備	建設課	継続中	—	—	早期完成に向け改良工事を継続
		県道八重原延岡線・県道遠見半島線整備の取り組み	建設課	継続中	—	—	県への要望活動を継続
		長期未着手都市計画道路の見直しの検討	建設課	継続中	—	—	一部見直しを実施 他の都市計画道路も必要に応じ見直しを実施
	③ 農業・林業振興のための道路ネットワーク	基幹林道などの整備	農林水産課	継続中	—	—	舗装整備の推進
	④ 高齢者に対応した交通施設の配慮	交通施設のユニバーサルデザイン化	建設課	検討中	○	○	事業計画の検討
		交通施設の戦略的な維持管理	建設課	継続中	—	—	交通安全施設の年次的な補修を継続
		地域公共交通の利便性向上のための取り組み	企画戦略課	継続中	—	—	町内を乗合タクシーが運行中
【4】 の公方園緑地	① 緑あふれる市街地の形成	公園緑地の維持管理	建設課	継続中	—	—	地域と連携した維持管理を継続
		緑あふれる市街地形成のため景観計画に基づいた適切な運用	建設課	継続中	—	—	町民、事業者・行政が協働し魅力ある景観形成を継続
	② 夢や希望をつなぐ適正な維持管理	地域を中心とした公園緑地の管理体制の構築	建設課	継続中	—	—	地域と管理に関する覚書を締結している
③ 災害時の活動拠点・避難場所としての活用	地域の公園において、地域防災ステーションの設定と機能整備	総務課	検討中	○	○		
【5】 公その他の方針	① 河川・都市下水路施設	五十鈴川・鳴子川・丸バエ川の未整備箇所との整備と適切な維持管理	建設課	継続中	—	—	五十鈴川・鳴子川河川整備計画
		排水路の整備と都市下水路の整備及び適切な維持管理	建設課	継続中	—	—	排水路・都市下水路施設の維持管理及び年次的な補修を継続
	② 上水道施設	耐震性施設への更新	環境水道課	継続中	—	—	年次計画的に耐震管への布設替えを実施している。
		水道事業経営戦略に基づいた経営の取り組み	環境水道課	継続中	—	—	5年毎に経営戦略の見直しを行い、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組んでいる。
	③ 町営住宅施設	門川町公営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の長寿命化・更新	建設課	継続中	—	—	
		ユニバーサルデザインの町営住宅・住まいづくりと子育て世代の積極的な利用支援	建設課	継続中	—	—	各事業で実施
【6】 備市街地方針整	① 交通ネットワークを活かした新たな産業拠点の形成	新たな産業団地の整備	企画戦略課	検討中	○	○	都市マス優先課題Ⅱ R2工業団地基本計画策定
	② 漁業集落のまちづくり	漁業集落の整備	建設課	検討中	○	○	都市マス優先課題Ⅲ

表 主要事業の実施スケジュール一覧表（3/3）

分野別方針	具体的な事業	担当課	現在の状況	実施予定時期		具体的な事業の内容など	
				前期 (R8～R12)	後期 (R13～R17)		
【7】 自然環境・都市環境の方針	① 市街地も含めた環境保全ネットワークの形成	「五十鈴川流域森と水を守る協議会」などの取り組み支援	環境水道課	継続中	—	—	協議会において美郷町北郷区との交流事業や活動支援事業を実施している。
	② 多様な自然生態系の保全	自然環境・生態系の核となるゾーンでの自然保護の取り組み	農林水産課	継続中	—	—	造林・下刈への支援、森林経営管理制度の推進
		町民・行政・専門家の協働による生態系保全に関する取り組み	農林水産課 教育課	継続中	—	—	カムリウミスズメ、ホテル保護などの事業を継続
	③ 豊かな自然環境及び自然景観の保全	豊かな自然環境および自然景観保全のための取り組み	建設課	継続中	—	—	町民・事業者・行政が協働し魅力ある景観形成を継続
	④ 町民・学校の参加した保全活動の推進	町民・学校の環境保全活動の支援と取り組みの広がり推進	環境水道課	継続中	—	—	学校の環境教育や清掃活動の支援、高齢者クラブなどの資源ごみ回収奨励事業を実施している。
	⑤ 市街地内の快適な環境形成の維持	景観計画に基づいた適切な運用	建設課	継続中	—	—	町民・事業者・行政が協働し魅力ある景観形成を継続
環境形成・清掃活動などの推進		環境水道課	継続中	—	—	各地区清掃活動やボランティア団体への支援を実施している。	
⑤ 環境衛生の維持	合併処理浄化槽による適正処理支援の継続	環境水道課	継続中	—	—	合併処理浄化槽への転換に関する補助事業を継続して実施している。	
【8】 の都市方針・地域景観形成	① 市街地景観の形成	景観計画に基づいた適切な運用	建設課	継続中	—	—	町民・事業者・行政が協働し魅力ある景観形成を継続
		商業集積（商業地活性化）や商店街での景観形成などの取り組み	地域振興課	検討中	○	—	創業支援補助制度について、商店街空き店舗を活用した場合の補助率を有利にする等の研究を行う。
		宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づく整備など	農林水産課	継続中	—	—	
	② 豊かな自然・田園景観の保全	景観計画に基づいた適切な運用	建設課	継続中	—	—	町民・事業者・行政が協働し魅力ある景観形成を継続
		営農・優良農地の保全	農林水産課	継続中	—	—	多面的支払交付金を活用した優良農地の保全
	③ 町内景観軸を活用した取組の推進	景観計画に基づいた適切な運用	建設課	継続中	—	—	町民・事業者・行政が協働し魅力ある景観形成を継続
景観マップによる周知や地域毎の活性化策		地域振興課	継続中	—	—	町観光パンフレットにおいて、遠見山ウォーキングコースを紹介（日本ウォーキング協会認定コース）、桜並木、展望台等写真で紹介、広域観光（1市2町2村）の取り組みとして、サイクルロゲイングを継続して実施。	





門川町 都市計画マスタープラン
2025年12月

門川町 建設課

